

目 次

○第1号（11月27日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 諸般の報告について	3
村長提出議案の概要説明	3
日程第 4 一般質問について	5
◇宮崎法文君	5
◇清水健一君	19
◇波多野佐和子君	31
◇一倉靖子君	45
発言の取消し	51
◇三俣 実君	51
散 会	59

○第2号（11月28日）

議事日程 第2号	61
本日の会議に付した事件	61
出席議員	62
欠席議員	62
説明のため出席した者	62
事務局職員出席者	62
開 議	63
日程第 1 一般質問について	63
◇中島由美子君	63

	◇柳岡利精君	80
日程第 2	議案第 97号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について	93
日程第 3	議案第 98号 榛東村乳児等通園支援事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の制定について	94
日程第 4	議案第 99号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の 制定について	97
日程第 5	議案第100号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の 制定について	99
日程第 6	議案第101号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第8号）	100
日程第 7	議案第102号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正 予算（第3号）	103
日程第 8	議案第103号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正 予算（第1号）	104
日程第 9	議案第104号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（ 第2号）	105
日程第10	議案第105号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正 予算（第3号）	106
日程第11	議案第106号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正 予算（第2号）	108
日程第12	議案第107号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 3号）	108
日程第13	議案第108号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協 議について	111
日程第14	議案第109号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支 給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財 産処分に関する協議について	112
日程第15	議案第110号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約を 変更する協議について	113
日程第16	議案第111号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約を 変更する協議について	115
日程第17	議案第112号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同 処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議につ いて	

て	118
日程第18 請願について	120
日程の追加	120
追加日程第1 発議第2号 中島由美子議員に対する問責決議	120
散 会	127

○第3号（12月8日）

議事日程 第3号	129
本日の会議に付した事件	130
出席議員	131
欠席議員	131
説明のため出席した者	131
事務局職員出席者	131
開 議	132
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	134
日程第 2 議案第 97号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	136
日程第 3 議案第 98号 榛東村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	137
日程第 4 議案第 99号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	137
日程第 5 議案第100号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について	138
日程第 6 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	138
日程第 7 議案第101号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第8号）	140
日程第 8 議案第102号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	141
日程第 9 議案第103号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	141
日程第10 議案第104号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）	142

日程第11	議案第105号	令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第3号)	143
日程第12	議案第106号	令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予 算(第2号)	143
日程第13	議案第107号	令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算(第3 号)	144
日程第14	委員会議案審査報告(総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員 長報告)		144
日程第15	議案第108号	群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議に ついて.....	146
日程第16	議案第109号	群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等 に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財 産処分に関する協議について.....	147
日程第17	議案第110号	群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更する 協議について.....	147
日程第18	議案第111号	渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約を変更す る協議について.....	148
日程第19	議案第112号	渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理す る事務の変更に伴う財産処分に関する協議につい て.....	148
日程第20	文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査申出について.....		150
日程第21	議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について.....		150
日程第22	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について.....		150
日程第23	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出について.....		150
日程第24	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査申出について.....		150
日程第25	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について.....		151
日程の追加		152
追加日程第1	問責決議の無効を求める動議.....		153
閉会		159

令和 7 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

11月27日(木)

令和7年第4回榛東村議会定例会会議録第1号

令和7年11月27日（木曜日）

議事日程 第1号

令和7年11月27日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 諸般の報告について
 - 日程第 4 一般質問について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	新井 佐智子 君	2番	一倉 靖子 君
3番	柳岡 利精 君	4番	宮崎 法文 君
5番	浅見 隆 君	7番	三俣 実 君
8番	波多野 佐和子 君	9番	中島 由美子 君
10番	生方 勇二 君	11番	善養寺 孝 君
12番	清水 健一 君		

欠席議員（1名）

6番 須田 仁美 君

説明のため出席した者

村 長	南 千晴 君	副 村 長	小池 秀樹 君
総務企画課長	一倉 学 君	税務会計課長	早川 弘行 君
住民生活課長	富澤 光彦 君	健康保険課長	碓井 由果 君
産業振興課長	狩野 宏記 君	建設課長	山口 誠一 君
上下水道課長	岡部 貴一 君	教育長	須永 光明 君
学校教育課長	湯澤 知佐子 君	生涯学習課長	村上 誠 君

事務局職員出席者

事務局 長 関口 健一 書 記 天田 華子

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。

今、インフルエンザが流行しておりますので、皆様におかれましても健康にはくれぐれもお気を付けてください。

ただいまから令和7年第4回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

6番須田仁美議員から欠席の届出がありましたので、本日の出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、4番宮崎法文議員、5番浅見隆議員を指名いたします。



◎日程第2 会期の決定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの12日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から12月8日までの12日間と決定いたしました。



◎日程第3 諸般の報告について

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付した文書、諸般の報告のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。



◎村長提出議案の概要説明

○議長（善養寺 孝君） ここで、村長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。
南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位のご出席をいただきまして、令和7年第4回榛東村議会定例会が開会されましたことに心から感謝を申し上げます。

議長から許可をいただきましたので、挨拶及び提案理由の説明を申し上げます。

11月9日には、村の最大のイベントであります第2回e n j o y S H I N T O村づくり祭を昨年引き続き開催をしましたところ、午後は雨となってしまいましたが、スポーツイベントの一部やステージ発表をアリーナに変更して開催することができました。村の魅力を村内外へPRすることができ、多くの皆様のご来場の下、盛況のうちに終えることができ、村民をはじめ、ご協力いただきました皆様に心からの感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、大型事業でありました防災中枢機能施設、新公民館及び学校給食センターの整備事業でありますけれども、平成30年度から榛東村まちづくり計画基本構想・基本計画を策定し、令和5年度から今年度にかけて完成しました新公民館が、しんとぴあという名称で12月20日にオープンをいたします。学ぶ楽しさや面白さを感じるものが原動力となり、交流や学びの拠点となることを願っております。

また、災害時には避難所として利用し、隣接する学校給食センターでは応急給食を提供するなど、防災の拠点となる施設としても活用していく所存であります。

秋も終わりを迎えつつある中、群馬県内ではインフルエンザが猛威を振るい、感染者が増加しております。村内におきましても、児童及び生徒の感染により、小中学校の学級閉鎖や学年閉鎖の報告を受けております。議員皆様並びに本日傍聴にお越しくださいました皆様におかれましても、どうぞご自愛ください。

さて、本定例会に提出させていただきました案件についてですが、条例改正が4件、令和7年度一般会計、特別会計、公営企業会計の補正予算が7件のほか、その他の議案が5件でございます。

その概要を申し上げます。

議案第97号は、地方自治法の改正に伴い、関係条例を整理するものでございます。

議案第98号は、榛東村乳児等通園支援事業の整備及び運営に関する基準を定める条例を新たに制定しようとするものでございます。

議案第99号は、榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第100号は、榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

議案第101号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、主要事項を申し上げますと、戸籍住民基本台帳一般経費や障害者総合支援費に関する増額補正など、住民サービスの向上に資するためのものでございます。

議案第102号から第107号までは、各特別会計、公営企業会計の予算を補正するものであり、当初予算編成後に生じた事由により、所要事項について補正を行うものでございます。

議案第108号から第112号までは、群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議のほか、規約の変更協議が2件と財産の処分に関する協議が2件の合計5件の協議案件を提出させていただきました。

以上16議案を提出させていただきましたので、慎重審議の上ご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

会期は、本日から12月8日までの12日間とただいま決定をされました。本日からよろしくお願い申し上げます。

◎日程第4 一般質問について

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定により行います。

質問の順位は届出順といたします。

質問は答弁を含めて、質問者1人につき50分以内の一問一答式により行います。質問者は質問内容を明確にし、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番、宮崎法文議員の一般質問を許可いたします。

4番宮崎法文議員。

〔4番 宮崎法文君登壇〕

○4番（宮崎法文君） おはようございます。

それでは、質問の事項と質問の趣旨を、まず初めに、通告書に従ってここで話をします。

まず1のここ2年間の職員の採用・休職・退職・離職はということで、これが1番の質問事項で、質問の趣旨が1番、職員の採用基準は、2、職員の休職・退職・離職の実態は、3、中途採用のメリットとデメリットは、4、中途採用の職員に望むことは、5、住民サービスへの職員の士気高揚の対策、また研修等の実態は、6、職員の配置転換、異動で成果が上がったか、7、課の統合で住民サービスは向上したか、8、職員のオーバーワークはないか、9、職員組合の活動実態は。

2として、職員のパワハラ・セクハラへの対応は、1として、職員のハラスメント、セクハラがあった場合の対処は、2、現在ハラスメントの実態はあるのか、3、執行として事実の事態が出てくれば、取るべき手だてと対策はということで話を進めたいと思います。

それでまた、参考資料としては、榛東村職員採用試験案内、2として榛東村職員服務規程、3として榛東村職員のハラスメントの防止等に関する規程、4として、JAICOハラスメント相談窓口ご利用案内、職員採用、5として労働基準法第36に基づく36協定書、時間外労働、休日労働に関する協定書、これは一般会社の通用の共同資料を参考にさせていただきます。それから、6としては、北群馬郡議会議員・事務局員職員研修、ハラスメントの防止条例の立案について、こういう研修を受けましたので、これも質問の中へ加えさせていただきます。

まず、第1の職員の採用の基準はということで書かせていただいたんですが、これにつきましては、

一倉総務企画課長ともちょうど電話で打合せをしたんですが、ちょっと抽象的な質問になったので、私のほうで、榛東村職員採用試験案内を参考に話をしてみたいと思います。

ずっと職員の採用予定人員並びに職務内容とか、受験資格とか試験の方法とか、試験日程並びに会場だとか合否の発表、それから給与、細かく規定をされていますよね。それで、第一次試験で、ここがうんと大事だと思うんですけども、各職場への適応性について検査しますと。主要目的、公務員として職業生活への対応性について、職務への対応や対人関係の面での性格特性を見る。それで、第二次試験でまた、要するに人物について、総合的に試験を行いますと。第三次試験でまた、コミュニケーション能力、倫理的思考等について試験を行います。それで採用に至ると、こういう流れで来ていると思うんですけども、この流れでよければ、よしあしで答弁していただければ、第1問についてはいいと思います。よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの職員採用の基準というところでございます。

今回、採用試験のほう、昨年度実施しております一般行政事務、保健師、職員の採用におけることをお尋ねいただいたかと思っておりますので、その判断についてのお答えをさせていただきたいと思っております。

令和6年度ですが、初めに一次試験で、群馬県町村会の統一試験によります適性検査及び教養試験で個人の基礎的な能力を数値化して、客観的に合否を判断するための基準となる試験を実施しております。

二次試験におきましては、人物試験といたしまして、文書作成試験を実施いたしました。その後、課長級4人が試験官となりまして、個別の面接試験を実施しております。

三次試験におきましては、コミュニケーション能力や論理的思考力を判断するために集団討論試験を実施いたしまして、その後、三役による個人面接試験を実施いたしました。

なお、集団討論の試験の狙いといたしましては、公務員の職務として、日常的に行われるグループ内の意見調整、集団における個人の振る舞いを直接観察して情報が得られる場として、適性を判断することを目的として行っております。個人の人物を評定するための指標といたしまして、理解・判断力、コミュニケーション、リーダーシップの評定項目と着眼点を主眼に置いております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） そうすれば、それはまた私の認識と、今、総務企画課長の意見というか答弁が一致したと思っておりますので、それはそれでいいと思います。

これだけの試験を、試験の登用があって、それをクリアした職員であるということは、私なんかも会社を経営していると、なかなか職員の募集について悩むんですけども、超優秀な人が来ているん

じゃないかなという認識に立てると思うんですが、今回、採用基準でちょっと書いたんですけども、この中に採用の中身を、もしこれは、答えられなければ答えられないでいいんですけども、一応話をしていきたいと思います。

まず専門職の、さっきも話の中にありましたけれども、専門職の採用は、特に技術者ですよ。これから高卒者の採用は、それから村内在住者の採用は。また、女性の採用は職員の何%を目標にしていますかと、Dの何%については、今すぐ結論は出ないと思いますので、後でもし教えていただければ、ありがたいなと思うんですが、それで、Aの専門職の採用についてということで、私も3回目の一般質問をしているんですけども、2回目かな、2回目じゃないかな、議案に対して、専門職の人が、事柄が発生する場合に必要と考えるからということで、私も考えてみたんですけども、これが令和7年度の榛東村一般会計補正予算（第4号）、キュービクルの劣化の説明の際、専門職の職員がいたら、的確な説明がなされたんじゃないかなというのもありまして、こういう質問をさせてもらいました。よろしくお願ひします。

○議長（善養寺 孝君） 宮崎さん、何を聞きたいか、もうちょっと明確に。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） まず、専門職の採用は、特に技術者の採用はこれから考えていますか。それから、高卒者の採用は考えていますか。それから、村内在住の採用者は考えていますか。それから、女性の採用は職員の何%を目標にしていますか。

○議長（善養寺 孝君） 宮崎さん、一問一答で。

○4番（宮崎法文君） じゃ、いいです。専門職でいきましょう。専門職の採用は、特に技術者、これでいきましょう。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前9時48分休憩

午前9時49分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、宮崎議員のほうからご質問がありました。お答えできる範囲でというところでした。

ちなみに、令和5年度につきましては、行政事務、そして、先ほどお話があった専門職といいますと、保健師、また幼稚園教諭等が該当するのかと思っております。また、令和6年度の採用につきましては、行政事務、そして保健師の2つの区分を募集しました。そのような状況でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） では、2に移らせていただきますが、職員の休職・退職・離職の実態はということで、これ、質問の最大の理由とすれば、離職の実態がもしあるとすれば、その最大の原因というか、理由は何でしょうかという質問でよろしいですかね。あるとすれば。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、職員の休職・退職・離職の実態はというご質問でございます。

退職と離職については、ほぼ同義として使われております。そういった形で答弁のほうをさせていただきたいと思っております。

総務省の地方公務員の退職状況等調査におきましては、公務員の職を離れること全般を包括的に離職と呼びまして、その内訳といたしますと、普通退職や定年退職といった具体的な退職事由に区分をしております。

休職につきましても、地方公務員法第28条第2項第1号に、「心身の故障のため、長期の休養を要する場合」、第2号に、「刑事事件に関し起訴された場合」と規定されております。

また、榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第1条の2に、地方公務員法に規定されている2つの事由に加え、「水難、火災、その他災害により生死不明又は所在不明となった場合」と規定されていることから、心身の故障のため長期の休養を要する場合、刑事事件に関して起訴された場合、災害により生死不明または所在不明となった場合を休職として答弁をさせていただいております。

なお、本村の過去2年間の退職者数、退職等の状況につきましては、令和5年度の退職者数は8名、普通退職が4名、その他が4人、休職者数は、年間の延べ人数となりますが、3人となります。令和6年度の退職者数は9人、普通退職が6人、その他が3人、休職者につきましては、先ほど同様、年間の延べ人数となりますが、4人となります。

なお、休職者の人数につきましては、延べ人数となっておりますので、1年間のうちに、1人が一度復職した後に再度休職するといった場合は、2人として計上されております。

また、先ほど申し上げたその他の退職とは、村教育委員会に派遣された学校教諭が県教育委員会へ復帰するときに、形式上は村職員を退職するといった異動処理となっております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） では、次の質問に移らせていただきます。

中途採用のメリットとデメリットはということで、分かる範囲でいいですので、答えていただければありがたいと思うんですけれども、さっきの休職の、職員の休職・退職・離職にも関わることだと思うんですけれども、その辺をちょっと、デメリットとメリットを答えていただければありがたいと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 反問権を許可いたします。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど宮崎議員の質問にございました趣旨を一度確認させていただきたいと思っております。

質問の中で、中途採用という言葉がございましたが、今年度途中、年度の途中で採用した任期付の職員の採用として回答することでよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） いいですか。

○4番（宮崎法文君） はい、どうぞ。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 人事異動や退職・休職・育休に伴います職員の補充が必要となった場合、これまでは会計年度任用職員を採用することで補っておりましたが、他の市町村の採用事例等を踏まえまして、豊かな知識と経験を有する任期付職員の採用を行っております。年度途中で欠員が生じた際に、即戦力として補充することができます。

また、任期付職員につきましては、必ずしも年度の途中に限って採用しているわけではなく、年度当初から採用した事例もございます。

また、質問にございました任期付職員採用のメリットといたしましては、専門的な知識が必要な業務において、経験を有する方を採用することにより、人材確保や育成時間のかかる業務について、効率的な運営を確保することができます。また、一般的な業務量の増加がある場合におきましては、臨時的に対応する職員を採用することにより、業務の平準化を図ることができます。

また、デメリットはというところでご質問ございました、お尋ねいただいたことなんですけれども、必要に応じて任期付職員を採用しているため、特段デメリットはございませんが、任期付という名称が示すとおり、任期を定めた採用となっております。その任期は、榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に規定されておりますが、最長で5年が限度となっております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 今のところで、私見は言っちゃ駄目ですかね。私が感じていることを今、話してもらおうんですが。今、一倉総務企画課長の話はそのとおりだと思うので、一部私もちょっと考

えがあるところなので、それを今ここで話をしちゃ駄目ですか、議長。駄目ね。じゃ分かりました。

じゃ、駄目だということなので、5に移ります。質問じゃないですよ。私の考え方を言いますと言っているだけなので。

その中で、デメリット・メリットの話を書きました。私の考えとすれば、中途採用の職員が悪いとか悪くないとか、そういう問題じゃなくて、職員の年代別に問題は発生していないのかというのが、質問になっちゃうといえぱなっちゃうんですけども、日頃私、考えて、例として……

○議長（善養寺 孝君） 要望は駄目です。

○4番（宮崎法文君） 駄目なんだよね。30代半ばから40代が多い、20代が少なく、中途採用者が入庁してすぐに役職、近々で昇格された場合、現行の職員のモチベーションは上がらないのかなという危惧はないかなと、そういうふうに感じました。それはそれでいいですね。

じゃ、次の質問に移らせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前9時58分休憩

午前10時再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） じゃ、今度は4番ですよ。

中途採用の職員に望むことはということで、これもちょっと抽象的な質問なんですけれども、もし今の時点で考えられることがあったり、また望むことがあるとすれば、どんなことなのか、ちょっと教えていただければ、ありがたいと思うんですけども。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど答弁をさせていただきましたメリット部分が、本村にとりまして、任期付職員に対して望む部分とイコールとなっております。

専門的な知識を必要とする業務につきましては、既に同様の経験がある方を採用することから、即戦力としての業務対応が期待できます。また、今まで培ってきました経験や幅広い知識に基づき、若手職員の指導・育成に当たり、人材育成が図れるものと考えています。また、若手職員に限らず、任期付職員の専門的な知識などにより、ほかの職員の見識が広がることにもつながるものと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 答えはそれでいいと思うんですけども、じゃ、5番の住民サービス向上への職員の士気高揚の対策、それから研修等の実態は今ありますかということで、質問させていただいたんですけども、どうでしょうか。住民サービスの向上への職員の士気高揚の対策、研修等の実態はということ。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 複雑化します行政課題や諸課題に積極的に取り組み、解決していく姿勢と能力を持つ職員を育成するために、平成18年に榛東村人材育成基本方針を策定いたしました。

地方分権の推進により、地方自治体の行政事務は増加する一方、行政改革の大きな柱であります公務員制度改革においては、公務員の削減を前提とした公務員制度の見直しを行い、公務員自身の意識・行動改革が求められる中、平成27年度に現行の榛東村人材育成基本方針の策定を行った上で、さらなる人材の確保や育成・評価・活用などを進めてきました。

この基本方針に基づき、職場外研修を柱に、それぞれの特性を踏まえ、研修内容の充実・多様化のための方策を連帯させて、総合的な能力開発を推進してまいりました。自己啓発のきっかけづくりや柱となる職場外研修、また、研修所研修及び派遣研修も実施してまいりました。

職員の能力や意欲を高めて組織の活性化を図るためには、日頃の業務を通じて発揮された職員の能力や成果を公正に評価し、その結果を能力開発や処遇に適切に反映させる必要があることから、人事評価制度を導入しました。

また、ご質問いただきました人事異動につきましても、人材育成の一環でもあり、特に若手、若年層職員に対しましては、異動によって様々な職務をバランスよく経験し、幅広い職務経験をを得るために、短期間のローテーションでの異動管理を行ってきております。

なお、国につきましては、平成9年11月の地方自治新時代における人材育成基本方針策定指針を全面的に改正した人材育成確保基本方針策定指針を令和5年12月に示しました。指針では、大きく変化していく行政課題に対応するための人材育成や、外部人材の活用や広域での確保も含めた多様な人材確保も重要であるとし、働き手の価値観の変化とも相まって、職員の能力を最大限に引き出し、職員一人一人がやりがい、成長実感を得られ、多様な働き方を受け入れる職場環境づくりが必須であるとされています。

榛東村人材育成基本方針は、策定から10年以上が経過していることに加え、国の指針が全面的に改正されたことを踏まえまして、新たに人材育成基本方針を策定することとし、現在見直しを行っております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 答えとしては、それで十分であると思うんですけども、ちょっと止めてもらっていいですか。

○議長（善養寺 孝君） いや……

○4番（宮崎法文君） 駄目なのね。

弱っちゃったな、これね。答えがそのまま、そのとおりなので、そうかなと思うんですけども、じゃ、次の6番の職員の配置転換、異動で成果は上がったのか。これも全部関連している質問なので、できれば手短かに答えてもらおうとありがたいんですが、どうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 一般的に人事異動の中には、配置転換採用による配属・昇任・昇格・降格といったものが含まれるものとされております。お尋ねのあった配置転換、人事異動に含まれるものでございます。人事異動につきまして答弁させていただきます。

公務員におきましては、中長期的な課題に対応する場合を除き、一部署に長くとどまるということとは比較的少なく、一定の期間で他部署へと異動いたします。これは、人事の硬直化による業務の属人化、特定の団体との長期交流による不正の未然防止、組織の活性化に伴う職員の士気高揚を図るという目的があります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

職員のオーバーワークがないかということで、ここで一問一答ということなので、この中から選んで質問するんですが、我々、普通の一般の会社なんかでいうと、従業員との協定を結んで、その協定の中で、じゃどういう仕事をしてもらうとか、どういうふうに位置づけるとか、いろいろあるんですけども、行政の職員については、一般の労働基準法に基づく36協定なんかはないのかあるのか、ちょっと聞かせてもらえますか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 36協定はあるかということでございます。

公務員につきましては、労働基準法が適用されない場合が多いため、原則として36協定というものは不要となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 宮崎さん、(7)はいいんですかね。

○4番（宮崎法文君） ちょっと待ってね……質問になっちゃうから、できれば……関連しているの

で、いいですか。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） じゃ、1の最後の質問に入らせてもらうんですけども、職員組合というのをちょっと聞いたことがあったんですけども、この活動実態というか、例えば、どういうふうな捉え方で組織を運営しているのか、ちょっと聞いてみたいな、だから、一般でいえば、要するに労組みたいな働きをしているのかどうかということですよ。その辺をちょっと聞かせてもらえりゃ、ありがたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 宮崎議員ご質問の職員組合の活動実態ということでございますが、職員組合の活動について、村につきましては、一般事務でございませんで、職員組合の活動について回答する立場にはございません。また、労使交渉・協議の実施に関します労使関係ルールに関する協定書の内容等につきましても、個別の事象となりますので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） そうすれば、大体その辺の流れは分かったので、次、2の職員のパワハラ・セクハラの対応ということで、ちょっと質問させていただきます。

職員のハラスメント、セクハラがあった場合の対処はということで、質問趣旨として挙げさせていただいたんですが、この辺はどのような対処をしているのだから、お聞きしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。なかったらなかっただよね。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） ハラスメントに関します苦情または相談があった場合につきまして説明をさせていただきます。

本村においては、榛東村職員のハラスメントの防止等に関する規定を整備しております。この規定に定めるところにより、総務企画課にハラスメント相談窓口を設置し、苦情・相談を行える体制を整えております。

苦情・相談の申出があった場合は、職員の中から相談員に相談を実施します。相談員は、苦情・相談の内容を総務企画課長に報告し、報告を受けた総務企画課長は、必要に応じて、ハラスメント処理委員会に処理を依頼します。ハラスメント処理委員会は、関係者から事情聴取等の調査を行い、苦情・相談に係る処理対策について審議した上で、総務企画課長に助言を行います。また、委員会は、苦情・相談の内容、審議結果、対応状況等を任命権者に報告します。

任命権者は、ハラスメントまたはハラスメントに起因する問題の事実が認められたときは、必要に応じて、懲戒処分を含む人事管理上の処置を講じます。また、職員が相談しやすい環境をつくるため、本年度から外部相談窓口を設置し、職員に周知を図っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 今、総務企画課長のほうから話があったのが、これですよ。これじゃないですか。これでいろいろ、今説明して下さったと思うんですけども、説明とすればそれでいいと思うんですけども、実態があったのかないのかというのは、それでまた、あった人はどういう対処をしたのかというのが、ちょっと聞きたかったなと思うんですけども、なければいけないんですけども、あればあったで説明を願えればと思うんですけども、よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど……暫時休憩を。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、ハラスメント処理委員会の話をさせていただきました。そちらのところの設置につきましては、令和3年度に委員会等を設置しております。

先ほど宮崎議員がお話しございました、今までに委員会への結果等があったのかということで、事実確認があったのかということですが、今までに報告等の有無や件数等につきましては、榛東村職員のハラスメントの防止等に関する規程等により、プライバシーの保護の観点から、答弁は控えさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） それは答えができないということで、それはそれではないと思うんですが、これまた、しつこくなるようなんですけれども、現在ハラスメントの実態はあるかないかということで、2番目に同じような質問になっちゃうんですけども、榛東村職員のハラスメントの防止等に関する規程に該当するような案件があるならということで、さっき、答えられませんよという答えで

したよね。それが正解なら、それはそれでしょうがないなと思うんですけども、特に榛東村職員のハラスメントの防止に関する規程で、この中で12条なんか、うんと大事になってくると思うので、この辺また、執行のほうとしても読んでいただければ、ありがたいなと思うんですけども。

今度は、次の実態調査もしたんでしょうから、それはそれでどうなのかなというのものもあるんですけども、それからこれ、最後の、執行として事実の実態が出てくれば、取るべき対策はということで質問をさせていただいたんですが、その中で、現在職員の中で、外部にハラスメント相談窓口を利用している事実はあるのかなのか。

これ、私もちょっとインターネットで調べたんですけども、J A I C Oというのがあって、職員のそういうことに当たって、要するに受け付ける事務があるということを知ったんですが、その辺の実態も事実もないということでもいいんですかね、どうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど宮崎議員から、現在の状況についてお聞きいただきました。

ハラスメントの実態の調査ということでございます。ハラスメントに関する実態を把握し、防止対策に取り組んでいくための基礎資料とするために、一般職員を対象とした職員アンケートを令和7年10月に、村として初めて実施いたしました。休職者等を除く111名を対象として実施したもので、70名からの回答があり、回答率は63.1%でございました。

現在、アンケートの結果の集計をしているところですが、速報値を申し上げますと、過去3年間の期間において、パワハラを受けたことがあると回答した職員が34%、セクハラを受けたことがあると回答した職員が6%、カスハラを受けたことがあると回答した職員が46%という結果でございました。

ただし、ハラスメントの認定に当たっては、被害を受けたとされる方の意見だけではなく、行為者とされる方への確認や、当該ハラスメントに関する客観的な事実やその状況等を複合的に考慮する必要があるため、回答の全てがハラスメントであると断定するものではございません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） じゃ、さっき言ったJ A I C Oに訴えているというか、窓口相談した職員はいないということでもいいんでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどご質問ありました、現在村では相談しやすい職場環境をつくるために、外部ハラスメント相談窓口といたしまして、一部職場のハラスメントに関する相談業務を業者へ委託をしております。その相談内容等につきましては、相談者の意向を尊重した形で、事業主

へ報告されることとなっております。

また、先ほど申し上げさせていただきましたが、今までに報告の有無や件数等につきましては、宮崎議員もおっしゃったプライバシーの保護等の観点から、答弁は控えさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） それはそれで話が終わっちゃうんですけども、それについて、例えば、ここではそういう話をしているかどうか分からないんですけども、そのことについて、例えば議員として、開示請求をしてくれということについてはどう思いますかね。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの開示請求ができるかということでございます。

こちらにつきましては、今、内容等もご確認させていただいていない中で、その内容につきまして審査させていただいた上、プライバシーの保護の観点から、開示できないの判断があると思いますので、そのときのご判断ということでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 宮崎です。

これで大体、私の質問はいいと思うんですけども、ここで今、一倉総務企画課長がほとんど答弁をしているということなので、今私が言った1のここ2年間云々と2の職員のパワハラ云々の、副村長と村長の見解がもしあれば、聞かせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 事前に聞いていなかったもので、きちんと全て答えられるかあれですけども、先ほどの任期付の職員の件に関しましては、ほかの市町村等の取組も参考にさせていただいておりますし、職員の採用試験の内容も、ほかの町村長とか市長とかとお話しする機会があったら、どのような形で採用試験して、どういうところで決められているんですかというのを、やっぱり私もコミュニケーションを取りながら話をして、いろいろのほかの取組をお聞きしながら、どういう試験をしたら

いいのかとか、そういったことも日々学びながら、それをまた生かす形でやってきております。

毎回全てが、それが完璧にできているかというのは、難しい部分もありますし、ただ、共通して最近、同じ町村長と話すときの悩みが、やはりこのところ、退職なり希望される方、要はほかの職業なり希望されるなり、理由は人それぞれですから、必ずしも同じではないんですけども、そういった方がやっぱり多くなってきている。特に若い方は、転職することに対して、今の時代、抵抗がないといえますか、そういう選択を多くの方がされているのではないかという共通の認識はありますけれども、それが全てではないので、必ずこうだということは、ちょっと私からは言えない部分もあるんですけども、いい人材が確保といえますか、来ていただけるように、広く門戸を広げていきたいなという気持ちはあります。

任期付のほうも、今まで会計年度任用職員で、榛東村の場合はほとんどが対応してきている中で、そういった任期付の職員の採用を実施しているところもあるということできせていただいて、先ほど技術職というお話がありましたけれども、例に出していたということは、工事とかの技術、例に先ほど出していたのは、工事の関係とかということですよ。そこも、そういう資格を持ったというか、経験がある方も任期付で来ていただいておまして、配属の課を越えて、いろんな職員からの相談も受けているような実態があります。

榛東村はずっとその部分は、なかなか町村で技術の、土木とかそういう建築の資格を持っている方を採用している事例がほとんどなくて、そこを補うといえますか、今までないので、任期付の方で今来ていただいておりますけれども、昨年も今年も、実は議会でも説明を答弁等の中でしているかもしれないんですけども、群馬県の建設技術センターに職員を派遣しておまして、昨年も1名派遣して、資格を取って、2級の土木施工管理技士の資格を取って戻ってきていただいて、今年も1人、派遣を今して、多分そろそろ結果が出るのかなということで、ちょっとときどきしながら待っているんですけども、ただその制度が、町村が建設技術センターに人を派遣できるという制度が今年度で終わり、今後は建設技術センターでそれやらないということなので、今年度も1人派遣していますので、学んで、そういう技術といえますか、知識を得て帰ってきてくれて、それがまた、それぞれの立場で行政に、住民サービスに反映してくれるんじゃないかと期待をしているところであります。

それと、パワハラ、セクハラ、先ほどカスハラということで、調査をさせていただいたんですけども、これも村長になって、研修はしっかりしようということで、担当の職員とも相談して研修を実施したり、また相談窓口だったり、それ以外のカウンセリングの案内とかもさせていただいております。

実態調査もやっぱりしっかりした上で、それを誰かを特定するとか、誰かをするというよりは、全体でしっかりこれを減らして、最初の1回目の調査から徐々に、徐々にじゃなくても、とにかく減らしていくことが大事、なくしていくことが大事だと思っているので、そういった考えで実態調査をさせていただいておりますし、これもまた担当の職員と相談して、ほかの市町村の取組も参考にしながら

ら、公表もできればしていきたいと今考えているところであります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） まだ4分ありますので、副村長も何かあれば、どうぞ言ってみてください。

○議長（善養寺 孝君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 村長が就任したときの公約でございますが、もっと行政サービスの新たな充実と新たな取組というのがございます。その中で、私がここを中心でやらなければならないんだらうなと自覚しているところでございますが、組織体制や業務、事務事業の見直し、無駄を排除した開かれた透明性のある行政運営、それからもう一つが、職員がやりがいを持ち、働きやすい風通しのよい職場づくりというのがございました。

組織体制の見直しとか各種制度を、榛東村に合ったものはどういふのだろうということ、日々悩みながら、前例・慣例にとらわれずに、今ある課題を一步前へ進むために、どんなことができるだろうということに進めているわけでございますが、職員の働きやすい職場、その中で問題があるところがありましたら、改善していく所存でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 大体これで質問が終わったことになるんですけども、私も25年間、会社を経営していましたから、いろんな諸問題で悩むこともあるし、また青年を伸ばすとか、従業員を伸ばすとか、資格を取らせるとか、本当に人材育成が村の宝になると思いますので、その辺を本当に心肝に染めてやっていただければいいと思うし、またこの前、北群馬の研修の話の中で先生が言ったことは、優位性があるかないかということで、随分違ってくるといふ話をされたんですけども、優位性というのは、例えば社長だとか村長だとか副村長になると、自分の意にそぐわないようなことが起きると、どうしてもそこで、いろいろなことを言いたがる部分もあるんですけども、その辺がちょっと、私自身がそういうのを直していかなきゃいけないだらうし、そういうことがあるとすると、やっぱり人材を育成するという意味でも、かなり難しい部分が出てくるんじゃないかと思うので、その辺もしっかり考慮の中に入れてもらって、若い職員の方々に長く勤めていただけるような、そして大人材にいただけるような諸策でやっていただければ、ありがたいなと思います。

時間があと1分しかないので、これで私の質問は終わりますけれども、以上です。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位1番、宮崎法文議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開を10時45分からいたします。

午前10時32分休憩

午前10時45分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位2番、清水健一議員の一般質問を許可いたします。

12番清水健一議員。

〔12番 清水健一君登壇〕

○12番（清水健一君） 皆様、こんにちは。

12番清水です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず初めに、認知症対策について伺ってまいります。

高齢化に伴い、認知症患者の数は急増しています。その数600万人以上とも言われ、65歳以上の高齢者の3人に1人が認知症か、その予備軍というデータもございます。認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が、一人の尊厳ある人として、その個性と能力を十分発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会を目指し、認知症基本法が施行されました。

社会の高齢化が進む中で、認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の当事者が尊厳を持って、最後まで自分らしく暮らせる地域社会の構築が求められています。今や認知症は、誰もがなるもの、早期発見すれば改善できるものと捉え、いち早く発見し対応することが、何よりも重要かと思えます。

村では、認知症診断費用助成事業が行われていますが、現在、どのぐらいの村民の方がこの事業を利用されているか、最初にお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 認知症診断費用助成事業につきましては、令和6年度から開始をいたしました。令和6年度の実績ですが、申請件数は6件、助成金額の合計は2万1,160円で行いました。令和7年度につきましては、10月末の時点で、申請件数は2件、助成金額の合計は4,650円となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 村のホームページでは、認知症チェックシート、家族がつくった認知症早期発見の目安、榛東村認知症ガイドブックをホームページに掲載しています。ただ、認知症の当事者は、自分が認知症であると認めたくないというのが実情です。ですので、あからさまに認知症のチェックシートを本人にさせるのは無理なことであり、主に家族が利用されていることと思います。

そこで、あえて認知症という文言を使わないチェックシートを作成し、活用している自治体があります。チェック項目何個以上にチェックが入ったら受診を勧めるというものです。このようなチェックシートを作成し、ホームページに掲載し、認知症の早期発見に役立てる考えがあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 榛東村認知症ガイドブックに掲載されております認知症チェックシートにつきましては、公益社団法人認知症の人と家族の会が作成したものを転載しております。このチェックシートは、日常の暮らしの中で認知症ではないかと思われる言動を、家族の会の会員の経験からまとめたものでございます。医学的な診断基準ではございませんが、暮らしの中での目安として参考にさせていただくものです。

掲載に当たりましては、説明文を含め全文を掲載して変更しないこと、読み仮名をつける、平仮名にするなどは可などの条件が付されているため、そのまま掲載をしております。

ご質問の認知症という文言を使わないチェックシートにつきましては、脳の元気度チェックなどの名称で検査を実施している自治体はございますが、検査の過程や結果の説明には認知症の言葉が含まれております。

榛東村認知症ガイドブックは、群馬県立県民健康科学大学看護学部の狩野教授に監修していただいております。認知症チェックシートにおいて、幾つか思い当たることがあれば、専門医に相談してみることがよいでしょうと記載し、気になる場合は受診をお勧めしております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 認知症と軽度認知症、認知障害の方を合わせて、1,000万人を超える状況下であります。認知症の人や家族らが安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要です。

実際に、記憶障害や認知症、認知障害が起こる中で、当事者や家族の不安から行動・心理症状（BPSD）を発症し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくありません。認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が認知症の人に対する接し方を身につけて、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制することは特に重要であると考えます。

そのための効果的な技法として、ユマニチュードが注目されています。このユマニチュードとはどのような技法なのか、伺います。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） ご質問のユマニチュードでございますが、フランス生まれのコミュ

ニケーションケア技法でございます。フランス語の造語で、人間らしさを取り戻すという意味があります。単なる介護技術ではなく、あなたは私にとって大切な存在だと伝えるための技術です。人間としての尊厳やその人らしさを大切に、コミュニケーションを通じて人と人との絆を深めることを目的としております。

見る・話す・触れる・立つという4つの要素をケアの柱とし、ケアを行うときには、この4つの技術を同時に複数組み合わせることが大切です。また、ケアを一つの物語のように一連の手順で完成させるケアの5つのステップで構成されます。具体的には、1、出会いの準備、2、ケアの準備、3、知覚の連結、4、感情の固定、5、再会の約束の順で完結します。あなたを大切に思っているというメッセージを言葉だけではなく、視線や話し方、触れ方などを通じて伝え続けることを目指し、心のつながりを重視したケアとなっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 認知症の人の行動・心理症状の発症を抑制し、認知症の人と家族らの尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、見解を教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 認知症の人に対するケアにつきましては、先ほども申し上げましたが、その人らしさを尊重し、その人の視点や立場に立って理解し、対応することが大切です。

認知症のケアは、誰もが直面し得る課題です。ユマニチュードの人間らしさを尊重するという普遍的な考え方は、高齢社会を支えるための重要な考え方と言えます。

村では、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる地域社会の構築に向けて、認知症についての正しい知識と理解を普及するために、認知症サポーター養成講座の開催や、9月の認知症月間における周知・啓発に取り組んでおります。認知症サポーター養成講座におきましては、認知症の人を尊重する考え方や対応方法を学ぶ内容となっております。

多くの方に認知症についての関心を持っていただき、ユマニチュードの考え方を含めました対応方法を知っていただけるように、今後も認知症サポーター養成講座の開催を継続してまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 続きまして、村民の健康づくりについてお伺いいたします。

RSウイルスについて伺います。

RSウイルス感染症とはどのような感染症か、お伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） RSウイルス感染症とは、RSウイルスによって引き起こされる呼吸器の感染症です。以前は秋から冬にかけて流行していましたが、近年は夏にピークとなっております。

感染すると、通常4から6日間の潜伏期間を経て、発熱、鼻水、せきなどの症状が見られるようになります。通常は軽症で自然経過いたしますが、生後6か月以内の乳児、慢性呼吸器疾患等の基礎疾患のある小児や高齢者がかかると重症化する場合があります。

RSウイルスは日本を含め、世界中に広く分布しています。生後1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ100%が感染するとされています。感染者のせきやくしゃみなどの飛沫や、ウイルスが付着した手指を介した接触により感染いたします。

予防するには、接触感染対策として、子どもたちが日常的に触れるおもちゃ、手すりなどは小まめにアルコールや塩素系の消毒剤で消毒し、流水や石けんによる手洗い、またはアルコール製剤による手指衛生があります。

飛沫感染対策といたしましては、マスクが着用できる年齢の子どもや大人は、鼻汁、せきなどの呼吸器症状がある場合には、マスクを使用することが大切です。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） このRSウイルス感染症なんですけれども、接種費用の助成について伺います。

RSウイルスワクチンの接種費用は高額であります。打ちたいけれども、ちゅうちょしてしまうとの声を聞きました。ワクチンで予防できるものは極力接種したいかと思えます。特に重症化しやすい乳幼児へのワクチン接種は、乳幼児の健康のためにも非常に有効かと考えます。

高額なワクチン接種費用の助成は、子育て世帯への家計支援にもつながるかと思えます。RSウイルスワクチンの接種費用の助成について、見解をお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） RSウイルスワクチンですが、国内で接種できるワクチンには、主に60歳以上の方を対象としているものと妊婦を対象としているものの2種類がございます。妊婦を対象としたワクチンは、妊娠中に接種を行うことで、新生児及び乳児におけるRSウイルスを原因とする下気道疾患の予防を目的としております。

現在は、RSウイルスワクチンは任意接種でありますので、接種費用は自己負担となります。現在、群馬県内において、接種費用の助成を行っている市町村はございません。定期接種となった場合は、公費負担による接種となりますが、厚生労働省においては、定期接種化を検討し、現在審議を進めております。今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 次に、ヒアリングフレイルについてお聞きいたします。

年齢とともに聴力の低下が起これると言われております。いわゆる加齢性難聴です。難聴になると、コミュニケーションが円滑にできなくなったり、人との交流が減って社会的に孤立すれば、鬱や認知症を発生する可能性が高まります。難聴に早く気づき、補聴器や集音器などを使用する対策を立てることが重要です。

そこで、早期発見に役立てることができるヒアリングフレイルチェックシートを活用している自治体が増えています。ヒアリングフレイルチェックについて、チェックリストは、会話をしているときに聞き返すことがよくあるや、集会や会議など数人での会話がうまく聞き取れないなどの数項目で、聞こえの状態を確かめることができます。そして、何個以上というふうになった場合には受診を勧めるといふものです。

このようなチェックシートを作成する考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） ヒアリングフレイルは、NPO法人日本ユニバーサル・サウンドデザイン協会を権利者とする登録商標です。

村では今年度から、渋川地区在宅医療介護連携支援センターの協力の下、地域包括支援センターによる介護予防事業として、耳の元気度チェックを実施しております。年間3回の実施を計画し、聴覚機能の変化の早期発見・フレイル予防に取り組んでおります。耳鼻科医師の講話を行い、質問票と聞こえのチェックができるアプリを使用してチェックを行っております。結果につきましては、耳鼻科医師と言語聴覚士が個別に対応し、耳鼻科の受診勧奨や高齢者補聴器購入費助成事業の説明を行っております。

高齢者補聴器購入費助成事業は、令和6年度から実施しております。65歳以上で聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない、耳鼻咽喉科専門医から補聴器の使用が必要であると認められたなどの要件に該当する方につきまして、補聴器の購入に必要な費用の2分の1、5万円を上限に助成しております。近隣の渋川市、吉岡町よりも高い上限額となっております。

昨年度の実績は、申請者12名、支出額は60万円で行いました。今後も介護予防や生活の質を維持

していくために、聞こえのフレイル予防の普及啓発に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 次に、幼稚園、こども園、保育園の給食費の無償化についてお伺いいたします。

現在、給食費の無償化の対象についてお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） まず初めに、学校と幼稚園の状況からお答えさせていただきます。

現在、村立の小中学校に在籍する児童生徒の給食費について無償としております。幼稚園につきましては、非課税世帯等の家庭の副食費または18歳以下の子どもが3人以上いらっしゃる世帯の3人目以降のお子さんの分の給食費を無償化としております。また、アレルギー等によって、給食に替えてお弁当を持参している児童生徒に対しては、給食費相当額を補助しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 国は2026年度から、全国で給食費無償化を実施する、あくまで予定なんですけれども、まずは小学校から給食費無償化を、その後、中学校へ拡大する方針が示されました。

公明党は、子育て応援プランの下、教育費の負担軽減や、安心して子育てできる環境の整備に力を注いできました。近年では、物価上昇やエネルギーコストの高騰など、家庭の経済的負担が大きくなっています。

そこで、村の子育て支援策として、幼稚園、こども園、保育園の給食費の無償化、こういったことを考えてもらいたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 幼稚園についてお答えさせていただきます。

幼稚園の給食費、今年度の予算額で207万8,000円計上してございます。議員ご指摘の無償化についてということですが、村の財政状況、それから国の動向を注視しながら、研究してまいりたいと考えております。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 先ほどの清水議員の、1個前になっちゃうんですけれども、現在の

給食費の無償化対象についてということですので、こども園、保育園の現在を、私のほうで今、追加するのを忘れておりました。あわせて、先ほどの2問目と一緒に回答を述べさせていただきたいと思えます。

現在、本村のこども園及び保育園では、3歳から5歳児のうち非課税世帯または18歳以下の子どもが3人以上いる世帯の3人目以降の児童につきまして、副食費月額4,900円を免除しております。主食費月額1,000円は、18歳以下の子どもが3人以上いる世帯で、3人目以降の児童につきまして、本村独自の制度により免除をしております。

加えて、こども園及び保育園に対しましては、榛東村保育充実促進費補助金といたしまして、食物アレルギー対策の調理等に必要な備品購入に係る費用を、1施設当たり上限10万円として補助しております。

また、今後の話ということなんですけれども、こちらのほうに関しましては、無償化につきましては、国の動向や財政状況をよく注視しながら、研究をしまっている所存でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 最後に、幼稚園、こども園、保育園の給食費の無償化について、村長はどのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 学校教育課長、住民生活課長も答弁をさせていただいているわけでありまして、私も自民党、公明党、日本維新の会が3党合意で、令和7年2月頃ですかね、それで、いわゆる給食の無償化の実現に向けてということで、そういった協議が始められているということは認識をしているところです。

最近の報道によりますと、まだ実際どうなるかというのは分かりませんが、対象を公立小学校に絞るとか、また全国の給食費の平均額を支給する案など、いろいろ論点も含めた検討が行われているようだという事でありまして、今後、国と地方の負担割合も焦点となるというようなお話も、報道もあります。全国の市長会もそうですし、群馬県の町村会としても、全額国費でということで要望等は、各団体等も国のほうには出しているところなんです、今、協議中ということでもあります。

無償化に踏み切った背景には、やはり国のほうでこういった動きがあるということもあって、数年後には国のほうからも補助が出ると私も考えておりましたので、そこを期待をしているところでもありますし、その部分が、小学校、中学校が国のほうから無償化の補填があれば、財政的な判断で、清水議員がおっしゃる部分も検討したいと考えているところでもあります。今の段階では、国の動向を注視していきたいと思えますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 続きまして、渋川地区広域市町村圏整備組合の負担金についてお伺いいたします。

現在の負担金の状況についてお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 本村における渋川地区広域市町村圏振興整備組合負担金でございますが、令和6年度の決算額で4億4,033万7,000円であり、令和5年度の決算額4億1,017万3,000円の前年度比較3,016万4,000円の増額となっています。主な理由といたしましては、人件費の増額によるものと報告されております。

令和7年度当初予算での本村の負担金ですが、一般経費2,427万5,000円、救急医療対策事業費509万9,000円、夜間急患診療施設費326万円、火葬場・斎場運営費745万6,000円、ごみ処理施設運営費1億350万2,000円、ごみ処理施設周辺整備事業費115万3,000円、し尿処理施設運営費2,840万2,000円、職業訓練センター運営費21万3,000円、消防費2億5,008万4,000円、体育施設費4万4,000円、火葬場・斎場公債費8万3,000円、ごみ公債費1,090万9,000円、し尿公債費40万7,000円、消防公債費2,337万1,000円の合計4億5,825万8,000円を計上しております。

なお、今般の12月補正では、12万6,000円の減額要求により、4億5,813万2,000円を予定しております。

令和7年度10月末時点におけます市町村の負担金は、渋川市が20億4,751万7,000円、吉岡町が6億1,426万6,000円、榛東村が4億5,813万2,000円、合計で31億1,991万5,000円でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 渋川地区広域圏整備組合では、物価高の影響で、最終処分場を新設しないで民間委託へ方針転換とのことですが、今後、負担金はどのようになるかお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合、渋川市長が管理者で、今、吉岡町長と私が副管理者ということであります。

先ほど、最終処分場の新設をしないで民間委託へということで、その部分、報道等もありましたけれども、約29億円をそれによって負担を減らせると、榛東村の部分ですと約4億円減らせると。ただそれが、15年間でなんですけれども、ただ今後、いろいろな大型事業が予定されていまして、そこ

の部分、今言った金額が15年間で4億円減らされても、今後かなりの負担が生じる計算といたしますか、試算が出ておりますので、この後、総務企画課長に詳細を、お答えを課長のほうからさせていただきますが、本当に厳しい状況だなということをご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合による令和7年9月の財政推計によりますと、清掃センターの基幹的設備更新工事の影響により、本村の負担金額は、令和8年度4億9,310万2,000円、令和9年度6億7,131万6,000円、令和10年度6億2,356万1,000円となっております。

なお、こちらの金額につきましては、次期最終処分場を建設する予定時のものでございますので、金額については今後、変動があるものと考えております。

また、渋川地区広域市町村圏振興整備組合では、老朽化する清掃センターの長寿命化工事やし尿処理場の更新工事など、住民の生活に欠かせない必要な大型事業を実施していかなければならず、負担金も増加することが見込まれております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 補足なんですけれども、清掃センターの基幹的設備更新工事につきましては、当時の計画では79億円ということでしたんですが、近年の物価上昇や施設の老朽化による工事箇所が増加等の要因によりまして、これが約40億円増額するというような見込みとなっております。そういったことも踏まえて、先ほどの民間委託のほうも検討して、そっちにかじを切ったということになります。

本当に厳しい状況で、村の事業だけでも厳しい状況なんですけれども、広域の組合に対する負担金の今後の推移は、今の状況では説明をさせていただいたとおりであります。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 次に、5の村民の安全・安心について、樹木の安全対策についてお伺いいたします。

昨年9月、東京・日野市で、イチョウの枝が落下して男性が死亡するなど、樹木をめぐる事故が各地で相次いでいます。全国で街路樹などが倒れる事故が相次いで起きていて、国は昨年、初めて全国調査を行うなどして対応を進めています。

国土交通省の調査によりますと、国や都道府県などが管理する道路の街路樹のうち、おととしまで

の5年間に、平均して年間およそ5,200本の倒木が確認されたということです。このうち、強風などが原因とされたのがおよそ3,700本、木の老朽化や根腐れなどが原因とされたのはおよそ1,500本でした。

また、街路樹だけではなく、公園などの事故も起きています。昨年9月には、東京・杉並区の都立公園で、高さおよそ10メートル、幹の周囲2メートルのソメイヨシノが根元から倒れているのが見つかりました。また、4月には、神奈川県相模原市のキャンプ場で、木が根元から折れてテントを直撃し、中にいた29歳の女性が死亡、夫が胸の骨を折るなどけがをしました。

さらに、令和4年には、鹿児島県の小学校校庭において、イチョウの木の枝が折れ落下し、芝刈りをしていた校長先生が死亡してしまったとのこと。樹齢160年を超えるまちのシンボルだったそうです。イチョウの実はかなり重くなるので、気をつけなければならないそうです。

さらに、熊本市では7年前、市内の県道で道路脇の斜面から木が倒れて乗用車を直撃し、運転していた男性が死亡しました。木が生えていた斜面は私有地で、事故を受けて男性の遺族などは、道路を管理する熊本市と土地の所有者に対し、管理を怠ったことが原因などとして賠償を求めて提訴、市と土地の所有者に対し、およそ5,000万円の賠償を命じた判決が、おとし最高裁判所で確定しています。

私有地での倒木を含む不動産のトラブルに詳しい弁護士によると、事故が起きた場合、所有者が管理責任を問われるケースも多く、仮に台風などの自然災害が倒木の原因であっても、対策をしていないと、責任が認められることもあるそうです。私有地の樹木も、特に道路沿いに生えているものなどは手入れをして、倒木を予防することが重要と話しております。

こういった倒木事故を未然に防ぎ、村民や子どもたちの命を守るためにも、樹木の点検や管理は必要不可欠です。

そこで、村で管理する村道、公園、学校等の樹木の安全対策の現在の状況をお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） それでは、ご質問にありました村で管理する村道、公園、学校等の樹木の安全対策の現状ということでお答えをさせていただきたいと思えます。

ご質問の答弁につきましては、建設課よりまとめてお答えをさせていただきたいと思えますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、道路管理についてお答えいたします。

村道内に整備される街路樹につきましては、山子田地内のふるさとワイナリーロードの沿道部に植栽があり、剪定などの管理を委託しております。その中で、枯死、枯れたりしているものについては、伐採・伐木等のお願いも併せてしているところでもあります。そのほか、河川や路肩などに自生した樹木についても、村内巡回時や住民の方からの連絡などに対応し、剪定や除草等を行っております。

公園内の樹木につきましても、樹勢や枝の枯死などの有無を確認するなど、公園の巡回時に注意をしております。また、地元自治会に管理委託している公園では、要望に応じ対応するなど、柔軟な対応に心がけているところでございます。

続きまして、産業振興課所管ではありますが、林道、創造の森キャンプ場、ふるさと公園についてお答えします。

林道、創造の森キャンプ場、ふるさと公園につきましては、シルバー人材センターへの委託により、ふだんの管理をお願いしているところであります。倒木などのおそれのある危険木の確認を行いながら、定期的に剪定、枝打ち、伐採及び刈り払いを行っているところであります。

また、林道吾妻山線においては、現在、県単独の治山事業を実施しており、落石防止や樹木の倒木を未然に防ぐ工事を行っております。大雨や強風の後には、職員によって巡回を行い、倒木等がないかの確認も行っております。

また、学校教育課におきましても、学校施設等において樹木等、目視による点検を行い、枯死している場合や倒木、枝折れ、学校等敷地外への枝の張り出しなどの心配がある場合には、適宜、伐採、剪定、枝打ちなどの対応を指示しているところでございます。

以上でご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 倒木事故を防ぐ安全対策として、目視である程度の危険性は発見できると思いますが、木の内部や根が腐敗しているなどの状況は目視で分かりづらいと思いますので、こういったところ、樹木の専門家、樹木医に、数年に一度で構いませんので、点検していただき、より安全性を高め、樹木の倒木による事故を防ぐ必要があると思いますが、どのように考えますか。

○議長（善養寺 孝君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） それでは、お答えさせていただきます。

まず初めに、村指定の天然記念物でございます樹木等がございます。そういった場合には、幹の内部が腐敗し、道路側に倒木の危険性が生じ、伐採したケースなどが過去にもございました。

また、倒木の危険性の生じた樹木や、台風などの自然災害により倒木した樹木もございます。直近では、村道敷地内の幹が空洞化した杉の伐採や、地元からの要望により公園内の倒木を伐採した事例がございます。また、教育委員会におきましても、小中学校の老木の伐採をした事例がございます。

伐採に当たっては、樹木医への相談まではしておりませんが、造園業を営まれている方の知見などを参考にし、判断をしております。議員のおっしゃるとおり、目視だけでは判断できない樹木の状態について、専門家の意見は貴重なものであると思われまいますので、状況により判断してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 最後に、高齢者の防災・安全対策について伺います。

高齢者の災害対策には、自宅の安全確保、具体的には家具の固定などがあります。現在、高齢者の防災・安全対策の現状をお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 高齢者の災害時における防災対策についてお答えいたします。

防災につきましては、毎年、榛東村社会福祉協議会が主体となって、村と共同で住民支え合いマップづくり、個別避難計画作成を行っております。

住民支え合いマップとは、独り暮らし、高齢者世帯及び障害児者、避難行動要支援者を災害発生時等において、地域支援者であります自治会長、自治会副会長、民生委員・児童委員、消防団員、自主防災組織、防災ボランティアなどの方々に、安否確認を行うために事前に作成する地図となっております。地域支援者が、あらかじめ地域の危険箇所、増水、大雪や交通事故の多発の共有や、子どもたちの見守りにも使用しております。

個別避難計画とは、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 家具転倒防止器具、感震ブレーカー購入費の助成について伺います。

地震でのけがや死亡の原因の多くは、家具の転倒や落下によるもので、阪神・淡路大震災では、死亡原因の8割が家屋や家具の転倒、家具の倒壊などによる窒息・圧死でした。また、通電火災も多いとされています。それらを防止するために効果的なのが、家具転倒防止器具や感震ブレーカーです。

逃げ遅れの可能性の高い高齢者を優先とし、村民においても自身の身を守る対策の一つとして、こうしたものの助成を導入する考えはあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 現在、家具転倒防止器具や感震ブレーカーの設置に関しまして、高齢者や障害者を対象とした補助事業は実施しておりません。家具転倒防止器具購入補助事業につきましては、現時点では考えておりませんが、まずは家具等の転倒防止策を、高齢者や障害者を含めた住民に対して呼びかけを行ってまいります。また、村長からも、公共施設を含めた家具等の転倒防止策

を実施するようにと指示されたところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位2番、清水健一議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

午前11時28分休憩

午後1時再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位3番、波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

8番波多野佐和子議員。

〔8番 波多野佐和子君登壇〕

○8番（波多野佐和子君） 皆さん、こんにちは。

議席番号8番波多野佐和子でございます。傍聴においでの皆様、ありがとうございます。

では、早速質問に入らせていただきます。

次年度に向けて予算編成方針が決定される、各部局が予算要求に入っている時期だと思われませんが、来年度予算編成における重点施策と村の将来方針について質問いたします。

一般家庭でも子どもの進学に備えて、来年は積立てを少し増やそうかと、あとはまた、それに伴う保険を見直すだとか、そういった来年のやりくり等を考える時期でもございます。南村長も来年になりますと、また折り返しの3年目となります。まずは、その基本的な考え方や方針、特に重点を置く柱となるようなテーマがあると思います。その点をよろしく願います。

では、自席に戻り、順次質問してまいります。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 令和8年度の予算編成の基本的な考え方を述べさせていただきます。

1つ目といたしまして、さらなる事務事業の見直し、2つ目といたしまして、業務の効率化等につながる新たな事業手法の検討、3つ目といたしまして、歳入財源の確保について、4つ目といたしまして、民間委託等の推進、5つ目として、人件費の抑制、6つ目として、予算6原則、以上の6つの項目を基本的な考え方として、予算の編成を既に始めているところでございます。

厳しい財政状況を全職員の共通認識としまして、財源確保に職員一人一人が努め、予算要求に当たっては事業の必要性も含めた見直しを行い、事業費の積算や年間の事業計画について、効率的で精度の高い予算編成が必要であると考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 6つの項目というもの、柱を述べていただいて、特に歳入財源の確保というところがございます。本当にこれは、村、皆さんももちろんですが、議員としてもとても気になるところがございます。

その中で特に、村長も以前から言われております移住・定住、それによって財源を増やしていこうというような趣旨の話をされていたと思いますが、その中で、移住者向けの新しい施策、関係人口創出や定住促進、あとは補助金ですね、住まいに関する支援。そのようなものは、現在行われているんですけども、そのほかの、そのあたりの新たな施策または予算配分等が分かりましたら、お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど議員のご質問がございました新たな施策というところでも、財源確保のところがございますが、移住・定住等の促進に関しまして説明させていただきますと、移住・定住を促進することは、人口減少対策としましても、地域の活性化対策としても重要な施策であると考えております。所属にとらわれず、全庁的にアイデアや知恵を出し合いまして、推進していくことが必要であると考えております。

また、予算配分につきましては、今後行われる令和8年度当初予算要求に係る査定の中で、全体のバランスを見て、優先順位を考えながら総合的に判断していくこととなりますので、この場での答弁は控えさせていただきます。

また、先ほど群馬県と共同で行っている移住対策等で、本村への移住者が見込まれることから、今回、補正予算に計上させていただいております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 群馬県のほうからそのような施策があるということは、本当に喜ばしいことだと思っております。具体的な内容というものは、そのうち分かるかなと思いますが、とても興味のあるところがございます。

またちょっと、これは景観の意味も含めてですけども、今、空き家対策の中で解体費の補助制度がございます。それは今、条件があるというところで、移住・定住を促進するためには、そのあたりも考え直すことも必要かと思われまます。

以前、その前には、条件もなく、解体にある程度の費用助成があったんですけども、そのことにより解体しやすくなる。空き家の所有者、親族などが、そこが更地になり新築用地になったり、また

は権利移行しても、移住者を増やそうと努力している本村の方針に沿った移住支援につながるのではないかと思います、そのあたりの考えをお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後1時7分休憩

午後1時8分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 移住・定住の関係につきまして、リフォーム補助金、また住宅の除却費等の補助金でございますけれども、以前、令和4年の補助金の改正等におきまして、除却については改正を行っている経緯がございます。その中で、除却のみでそれまでは補助を出させていただいてございましたが、それ以降においては、除却後に住宅の新築等を行うということで条件をつけさせていただき、補助金を出しているといった経緯がございます。

また、社会情勢の中で、魅力ある住宅移住・定住政策の構築としては、非常に難しいところではございますけれども、支援金の増額、補助金、企業支援金などの各種補助金や交付金の制度などの活用、また移住者への直接的な支援等を、中長期的に移住者が定住できるようにつながればと考えております。また、費用対効果についても、側面の政策等の実施上、重要なことと考えております。

直接の支援につきましては、施策のほか、生活環境としてのインフラや公共交通など、移住者だけでなく地元住民にも歓迎される施策が、結果として移住者に向けての魅力ある施策につながるかと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

空き家対策というところでも、なおかつそこを有効活用しようというような方向性というのは、考えの一つとして、村としても取り組んでいったほうがいいのではないかなとは思っております。今後検討していただきたいと思います。

また次、これも学校給食や保育料の無償化など、子育ての支援はかなり充実されております。ですが、高齢の住民から要望でもございます、高齢者に全般的に行き渡るよい施策はないものか、高齢者や障害者支援の充実を踏まえた福祉分野において、誰もが享受できるような事業を重点的にどのよう

に位置づけるか、お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 高齢者・障害者支援は、これまで各計画にあるように、村としても取り組んできたところでございます。まず、何をもちいて支援が少ないのか、感覚的なものというところなんですけれども、全ての事業を答えますと時間がかかりますので、一例のほうを申し上げさせていただきますと思います。

1つ目といたしまして、社会福祉費と老人福祉費について、こちら歳出決算額ベースとなりますが、老人福祉費については過去5年間、年度によって多少の増減はございますが、障害福祉については令和2年度と比較しますと、令和6年度はおよそ1億4,000万円増加し、それだけ住民サービスでご利用いただいている状況でございます。

2つ目といたしまして、介護特会、後期高齢者への繰出金がございます。一般会計からの介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金についても、年々増加している現状でございます。

次に、福祉タクシー事業、こちらにつきましては、公共交通機関などの利用が困難な方を対象にタクシー料金を補助する福祉タクシー制度も村の単独事業でございまして、令和6年度実績として686万4,500円を支出しております。令和2年度が522万5,500円でしたので、こちらにつきましても増額しております。

また、障害者福祉の事業といたしまして、こちら障害者支援といたしまして、施設への子どもの預かりに対して補助金を出しております。保育園では、令和6年度において、4園で22人の発達障害児等の方に入所していただいております。その際は、村単独で榛東村保育充実促進費補助金、総額916万1,100円を各園に対して支出しております。

また、障害福祉サービスにおいては、ゼロ歳から2歳までの児童発達支援等の利用者負担額無償化補助をしております。村単独で無料化をしております。

そのほか、住民支え合いマップづくりということで……すみません、障害福祉制度につきましては、健康保険課長より答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 障害者福祉制度につきましては、私のほうから説明をさせていただきます。

村としまして、先ほど総務企画課長からお話もありましたとおり、令和6年度から榛東村児童発達支援等利用者負担額無償化補助金ということで、3歳以上は国の補助金で無償化となっておりますが、それまでの低年齢のお子さんにつきましては、村独自で利用者負担分を補助しているものでございます。

次に、2点目といたしまして、ほかの市町村に比べてサービスが充実している事業についてご説明させていただきます。

1点目といたしまして、日中一時支援事業の食事提供加算につきまして、ほかの市町村では、食事の提供加算を実施していない市町村や1日の金額が低い市町村もございますが、榛東村では1食420円ということで助成をさせていただいております。

また、2点目として、特定疾患患者見舞金、また人工肛門及び人工膀胱増設者見舞金ということで、ほかの市町村ですと、お一人1回限りの支給の自治体もございますが、榛東村では月額2,000円で支給をさせていただいております。

また、補助事業につきましては、ほかの市町村では予算の範囲内としているところもございますが、榛東村では、不足が見込まれる場合は補正予算の計上をお願いしておりまして、増額にて対応させていただいております。

また、障害者福祉サービスの支給決定につきまして、国や村の基準で上限額の設定はございますが、介護者の体調不良等によりご相談があった場合につきましては、上限額の変更につきましても柔軟に対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 続きまして、先ほどの続きでございます。

住民支え合いマップづくり、こちら、村と榛東村社会福祉協議会の協働によります避難行動要支援者の個別避難計画となる住民支え合いマップづくりを実施しております。災害から命を守り、安心して暮らし続けるため、最も大切な顔の見える関係づくりや地域ぐるみの支え合いの体制をつくり、地域課題の共有のほか、福祉避難所などへの早期の避難が行えるような、地域全体で支える仕組みを構築しております。

なお、今年度につきましては、9月22日に村指定福祉避難所のふれあい館で、本村協定施設避難所伝達訓練と、指定福祉避難所の開設から個別避難計画に基づき、ふれあい館を避難場所に定める避難行動要支援者の避難パターンを想定した福祉避難所設置運営訓練を開催しました。

マップづくりの際には、昨年の方のご家族の生の声も映像で流れ、その内容はご参加いただきました議員の皆様方もご承知だと認識しております。

本村では、これまでも高齢化等に伴う様々な福祉事業を行っており、社会福祉費や老人福祉費に要する費用が増加しており、過去5年間において、一般財源ベースで平均前年比約7%の増となっております。毎年高齢化が進み、これまで説明させていただきました様々な事業を実施していただけても、一般財源の持ち出しが増えているような状況でございます。増えていくということは、それだけ住民が各事業をご利用いただいているということでもございます。地味ではございますが、それが増えたとしても、引き続き必要な事業を継続できるよう予算編成を行う考えでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

確かに、本当にどうしてもかかってしまう、そういう費用というものは当然だと思います。それだけ、これから高齢化社会で、そういった社会福祉に対して、高齢化対策というところも含めて、財源のほうが少し圧縮してしまうというところは致し方ないところなんですけど、高齢者にしてみると、そういったふだんからの、そういった村はお金がかかっているというところが、あまり実感を得ていないというか、それは、そういった話をすれば、もちろん分かってもらえるんですけども、やはり目に見えた、こういったサービスというようなものを望んでいるのかなというところがございます。

また、障害者の支援、福祉分野においては、村単独でやっている事業がたくさんございます。それは本当にすばらしいことだと思っております。そういうところで、ほかの榛東村以外でやっていないような高齢者の支援というところも少し考えていただけたらと思います。

私、これはそんなに費用のかかるものではないんですけども、終活登録制度の導入というのがあるんですね。これは、本人が病気や事故で意思表示ができなくなった場合に、亡くなったときなどに備えて、葬儀や医療、または親族の連絡先など、終活に関する情報を市町村に登録するというようなものもございます。誰もがそれは大事なことだと思いますので、そのあたりも検討していただければと思っております。

次、厳しい財政状況、これは皆さんご承知だと思いますけれども、そういったところで、補助金や交付金なども積極的に活用しているということは以前から聞いております。そのほか、どのように財政運営の工夫を考えているか、お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの最初の質問でも、基本的な考え方を答弁させていただきましたが、予算編成に当たっての工夫についてということでございます。村長からの具体的指示事項について答弁させていただきたいと思っております。

まずは、将来にわたって持続可能な財政運営を行うために、歳出においては、全ての事業の成果を厳しく検証し、事業の廃止・休止などを含めたスクラップ・アンド・ビルドを促します。また、デジタル技術の活用や民間との連携など、新たな事業手法を積極的に取り入れ、業務の効率化と費用の削減を図ること、また、歳入においても、国・県の補助制度はもとより、公益財団法人等の補助制度について情報収集を行い、積極的に活用すること、地方交付税等の国の財政支援を最大限に活用するほか、投資的事業においては、将来世代との負担の平準化の観点から有利な地方債の活用をすること、自主財源確保のための取組として、ネーミングライツ、クラウドファンディング、村が保有する土地等の有効活用を検討すること、また、企業版ふるさと納税の促進についても全庁を挙げて取り組むこ

と、これらに加えて、昨年度から予算編成方法の見直しを行っておりまして、限られた財源の中で村民ニーズと財政規律を両立させるため、部局横断的にアイデアを出し合い、課題解決に努めていくこと、以上のような具体的な指示でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） よく分かりました。

あと、株式会社白子榛名工場を、県の企業局を経て平成元年に誘致して以来、目立った動きはございません。企業誘致に対して、村はどのように動いているか、またはその考えを伺いたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後1時24分休憩

午後1時25分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 企業誘致ということでもありますけれども、先ほど白子のりの関係で、企業局というお話いただきまして、昨年度、今年度で、県のほうのそういう企業誘致の部署に今、榛東村の職員を1人派遣しておりまして、県のほうでどのように市町村と連携してやっているかというのを、今学んでいただいているところであります。

ただ企業局のほうで、募集といいますか、募集というんですかね、それが5年に1回とか、何年に一度募集をするんですけれども、条件がありまして、結構その条件も厳しいと伺っているところでありますので、その条件に合う土地が村のほうであるかというのは、そのタイミングで検討しなければいけないことだとは思っておりますけれども、派遣している職員のほうにいろいろ話を聞きながら、全くしないというわけではなく、村としても、そういう条件が当てはまるような土地があるのか、ただ村単独で誘致するって、非常に難しいことですので、各市とか大きい市になると、今まで企業局等で誘致をしてきた経験があったり、携わった職員がいたりするとそれができたり、単独とするケースもありますけれども、基本的に上毛新聞とかでも報道されているような、ほかの町村とかで誘致だと決まったとか、そういう報道出ているところは、大体企業局のほうにお世話になって、誘致をされていると認識していますので、しっかりそこは、今までやってきた、白子のり以降やってきていませんので、今の状況を県のほうに派遣した職員と一緒に共有しながら、村としても考えていきたいと思っております。

以上です。ちょっと通告でなかったもので、答弁が十分じゃないかもしれないんですけれども、よろ

しく願います。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

村民も、そういった企業が来ることによって、もちろん財源も確保できますし、あとは雇用も生まれるというところで、かなりの村民が期待するところでもございます。ぜひぜひ派遣された職員がいろいろな仕事ができるような土台をつくって、迎え入れるというような形を取っていただきたいと思います。

次に、これも村民の中でのことなんですけれども、村政から町政へ、村から町へというような移行について、どう考えているかというところでございます。

イメージとして、やはり移住・定住を促進する上で、村というイメージが少しちょっと、悪いじゃないですけれども、よくないのではないかというようなご意見がございました。今後、やっぱり村として進めていくというところで、村のよさだとか、榛東村はこういう村のこういうところというようなものがあって、これからも進めていきたい、そのようないろいろな多方面から見たところでのご回答をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、村から町への移行につきましては、町制施行と呼ばれまして、前提として、当該自治体が町となるための要件を備えている必要がございます。地方自治法第8条第2項において、町となるべき普通地方公共団体は、当該都道府県の条例で定める町としての要件を備えていなければならないと規定されておりまして、群馬県では町としての要件に関する条例により、町になるための要件が定められております。

要件につきましては、町としての要件に関する条例の第2条第1号から第5号の5つが示されております。これらの要件を備えていることを踏まえた上で、村議会の議決、県議会の議決、県知事からの総務大臣への報告、総務大臣の告示という手順を経ることにより、町へ移行することになります。

本村における町制施行に対する考え方ということでございますが、複数の自治体が一つになる合併とは異なりまして、単独で町となる場合においては、合併で生じるようなメリット・デメリットの発生については考えにくく、村から町へ変更したことに伴う対外的なイメージの変化というメリットや、逆に様々なものをつくり変える必要が生じることから、多額の財政支出が発生するというデメリットがあると考えられます。さらに、町に変わるということは、例えば住所も変更されるということになりますので、行政だけでなく民間事業者や村民の方への影響も大きいと考えられます。

また、昨今では、あえて村であることを逆手に取った地域ブランディングを確立している自治体もあることから、町制施行を実施することが村の発展に寄与するということは、一概に言えないものでもあると考えております。現状では、総合計画をはじめ村の各種計画の中では、町制施行につきまし

ては計画はございません。

以上となります。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 分かりました。

これから榛東村がどういうふうに進んでいくかというところは、村民が皆さん期待しているところだと思われま。

続きまして、障害者優先調達法に基づく実績と成果についてなんですが、令和5年度と比較して、令和6年度で物品購入や、またサービスが増えたか。増えた分だけ、具体的にお願ひしたいと思いま。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 障害者優先調達推進法は、障害者就労施設等が供給する物品や役務に対する需要を確保することで、障害者の自立と社会参加を促進することを目的としております。

本村といたしましても、法の趣旨を踏まえ、公共調達の機会を障害者就労施設等に対して着実に拡大するよう、調達方針の公表、情報提供等といった施策を推進してまいりました。

令和6年度における障害者就労施設等からの調達実績ですが、9件でございました。令和6年度、榛東村における障害者就労施設等からの物品等の調達方針における調達目標は、調達件数または調達金額のいずれかの合計が前年度実績を上回ることをしております。前年度、令和5年度の実質調達件数は6件でございましたので、調達目標は達成いたしました。

成果としましては、障害者就労機会の創出・拡大にも寄与しておりますので、今後も発注促進に向けた取組を全庁的に推進してまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 物品等の購入というところで、伸びているところは喜ばしいところでございます。サービスの面でも増やしていく努力を、これからも続けていただきたいと思いま。

次に、村では村民文化祭や芸能発表会など、そういった文化芸術に対しての発表する場がございます。しかしながら、障害者のそういった機会がちょっと見当たりませんので、今後、社会的な障壁を取り払い、共生社会を実現するための強力な手段と位置づけられている、そのような取組について、村の考えをお願ひいたします。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 障害者施策を所管しております健康保険課のほうでは、群馬県で実施しております事業につきまして説明させていただきます。

群馬県では、障害者の自立と社会参加の促進や個性と能力の掘り起こしなどにつなげるため、令和5年4月に、障害者の芸術文化活動の拠点となる群馬県障害者芸術文化活動支援センターを開設いたしました。群馬県障害者芸術文化活動支援センターを中心に文化芸術活動を行っておりまして、榛東村の事業者や住民も参加可能で、村内の事業所が障害者施設等製品共同販売会などに参加しております。

スポーツにつきましては、県民スポーツ祭、群馬県障害者スポーツ大会が毎年行われております。令和7年度につきましては、7月から11月に開催しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 教育委員会事務局では毎年、単年度の教育行政の方針や重点等をまとめた榛東村の教育を作成し、基本方針や基本施策にのっとった取組を行っております。

その中で、生涯スポーツの推進という項目がございます。ここでは、村民が生涯にわたりスポーツに親しみ、健康的な生活が送れるように、住民主体型スポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、健康増進レクリエーション種目の提供、高齢者、障害者の活動機会の推進など、身近に楽しめるスポーツ・レクリエーションの普及に努めますと掲げております。

昨年からイベント内容が刷新されたenjoySHINTO村づくり祭におきましても、村民の皆さんが気軽にスポーツに参加し、楽しむことのできる環境をつくり、スポーツ体験の機会を提供することを目的に、モルックやラダーゲッター、ボッチャなどといったニュースポーツの紹介を行ってきたところでもあります。

また、文化活動の推進の項目では、生涯学習との連携により、郷土芸能の継承・発展や住民の主体的な文化活動を積極的に支援し、各種文化芸術団体との連携による講演会や展覧会・鑑賞会の開催、文化芸術関連情報の提供に努めると掲げております。

障害のあるなしにかかわらず、住民の皆さんがスポーツや芸術文化活動に取り組み、その活動成果が発表できる場所、活動機会の提供に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

吉岡町では単独で、障害をお持ちの方が発表するような絵画展、そういったものもやられております。今回、enjoySHINTO村づくり祭において、モルックやボッチャ、障害をお持ちの方で

も参加できるというところなんです、あえてそういった方々が、共生社会と言われても、なかなか参加できるところが、参加しづらい部分もあるのではないかと思いますので、ぜひそういった方々を対象にということも含めて、今後検討していただきたいと思います。

次に、私も3年前に、ワークショップ形式のDE T研修というものを受けてきました。これはすごく新しい発見がございまして、障害者への理解を深めるためにもよい取組だと思います。この実施について、どのような考えをお持ちでしょうか、お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） ご質問のDE Tの研修につきましては、講習会を令和6年度に、DE T群馬の方を講師として、職員に対して障害平等研修会を開催してございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） これは、職員向けというのは以前は聞いておりましたけれども、一般の村民向けというところも検討していただきたいと思います。

次に、ちょっと時間のほうがございませぬので、飛ばさせていただきます。

次は、今、米の価格が高騰しているというところでございます。村としまして、村内の米の流通というものの現状ですかね、どの程度の金額で出回っているかとか、そういった販売ルートだとか、そういったところの把握というものはされているかというところでございます。お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 給食センターの立場でお答えさせていただきます。

給食センターといたしましては、村内で栽培している米の取引価格、出荷状況について、正確な数値等の把握はできない状況でございます。ただ、JA北群渋川が示す令和7年度産米早期契約米の品種別価格は、コシヒカリ1等米で玄米30キロ、税込1万4,202円との情報を得ています。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） この間、教育長のお話でございまして、榛東産米を11月中は、皆さんに提供するというお話を伺っております。そうしますと、買取り価格がコシヒカリ30キロ、玄米1万4,200円というものは妥当だったかというところでございます。

私が調べたところ、村内の玄米価格30キロは、1万5,000円から1万8,000円が相場だというふう聞き及んでおります。そのあたりのところは、今後を含めてどのように、価格的なもので、それが適

正だったかというところをお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） まず初めに、私が先ほど申しあげました1万4,202円という金額でございますけれども、あくまでJAから情報として頂戴している価格でございます、給食センターとしては、この価格で購入しているわけではありません。

先ほど議員がおっしゃった、11月いっぱいには榛東産の新米を今、給食で提供させていただいているんですけれども、これはあくまで榛東村の農家の方々のご厚意によって、市場の流通価格よりもかなり安価な価格でお納めいただいているものでございますので、実際には1万4,202円よりも低い価格でお納めいただいております。

その上でご答弁をさせていただきたいと思いますが、まず、給食センターで買い取っているお米の価格が適正な価格かどうかということ、厳密な意味で、給食センターで判断することは難しいのかなというふうに考えております。ただ、実際に米の市場価格は大変高騰しているという状況で、先ほど私が申しあげました農協で示した価格と比べても、今回は大変安価でお納めいただいたというふうな認識をしております。

ただ、昨年からの米価高騰の中、一般の価格より安価であっても、子どもたちのために地元産のお米を使った給食提供にご協力いただいた農家の方々、皆様には、本当に深く感謝を申し上げております。

また、お米に限らず、村内の農家の方のご協力によって榛東産の農産物を給食で提供ができて、そして、おいしい給食を子どもたちに食べてもらえていること、そして食育が充実しているということ、本当にありがたいことだと思っております。

今回の榛東産のお米の提供に至った経緯については、昨年度の3月、意向調査、学校給食における榛東産米の利用に係る意向調査というのを、全ての米を栽培している農家の方に取らせていただいて、ご意向を伺ったところから始まっております。実際には、昨年度の参考の価格で、玄米30キロで1万1,000円程度でお納めいただきたいということを明確にうたったアンケートを取らせていただいております。

なかなか一度の納品100キロ以上で、その価格で榛東産のお米、ご提供可能でしょうかということをお聞きいただいたところ、ご回答の多くは、自家消費分しか作っていないよとか、販売先決まっていますよとか、条件折り合いませんよということで、協力難しいというふうなご回答もたくさんいただいております。その中で、ご協力のお気持ちを寄せてくださった農家さんがいらっしゃるということをまず把握できたこと、それから、榛東産のお米を増やすために、今後どういう条件整備をすればいいかということを見通せたということは、アンケートを実施した成果だというふうに考えております。

初めて実施したアンケートでございましたけれども、給食費はご存じのように、定められた給食費から算出される賄い材料費によって、お米も購入していくということが大前提としてございますので、そういった食材費には上限があります。その中で、ご提示した額でお米をお納めいただけるものなのかと、その不安をずっと持ちながら今まで進めてきております。

子どもたちのためにということで、本当にご無理を承知で、この条件で協力のご意向をお寄せいただいた方のお気持ちを酌ませてくださいながら、少しでも回数増やしたいというぎりぎりの交渉の中で、今回ようやく1か月1,290キログラムのお米を頂戴いただけるということになった次第でございます。

長い答弁になって恐縮でございますけれども、適正かどうかということについては、まだまだ今すぐここで答えができるものではありませんけれども、こういった経緯の中で今後も検討しながら、なるべく増やせるように進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 郷土愛は、ここに住んで、ここでお米を作っていらっしゃる方々皆さんが持っていらっしゃる。しかしながら、なかなかその現実というものは、経済的な面もでございます。お米を作るには相当の資金もかかっていると思います。その中でも1,290キロもの、30キロでも1万1,000円でいいよというようなことで手を挙げてくださった米農家の皆様には、本当に感謝申し上げます。

そして、今課長のほうからも話がございました、何しろ米を安定的に、榛東産の米を給食に使いたいというところで、どのように手だてを考えているかというところです。見通しというところで、とても不安な日々を過ごされたというのは、本当に大変なことだと思っております。

その中で、この村でも、もうやっているところもございます。それは業務用、事業者というものを介してなんですけれども、お米の契約栽培という、契約農家システムというものがございます。それについて、今後となるんですけれども、そのような考えについてはいかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 給食センターで使う野菜については、お米もそうなんですけれども、なかなか納品日時を給食センター側で決めて、お納めいただくを得ないというような状況がございまして。毎日違う食材を使うということ、それから大量の食材をストックしておく場所等がないことから、そこら辺を農家の方にご協力をいただいて、給食センターの使うタイミングに合わせて納品していただいているという現状がございまして。したがって、なかなか、給食で使うから安定的な需要があるというような条件が整えられる状態ではないということを最初にお話をさせていただきたい

と思います。

ただ、現在でも、あの野菜はあの方に、この野菜はこの方という流れはできております。また、お米につきましても、アンケートのご回答の状況、今年度の状況によって、今後ご協力いただけるか、お声をかけさせていただきたいというふうに考えております。

そういう意味では、榛東村給食センターでは、センターと農家の方とがフェイス・トゥ・フェイスの関係を大切にいたしまして、米や農産物、給食のために納品いただける方、ある程度リストのような形で整ってきているのが実情でございます。またセンターのほうも、例えばお米でしたら、届けるのちょっと大変だよというようなところには取りに行くよというような、そんな関係性の中で、今現在、運営ができていう状況でございます。

契約農家というシステムチックなものではございませんけれども、榛東村ならではの温かい関係性の中で、ご協力いただける方を少しずつ増やして行って、米や野菜を納品してくださる方のリストを充実させていきたいというのが今の現状ですし、これからの方向性でございます。よろしくお願いたします。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 村の思い、課長の思いも十分伝わっております。

榛東村の空気を吸った野菜、米を榛東村の子どもたちが食べる、それは本当にいい循環だと思っております。その方向についてよく検討して、あと村の米農家の皆さんとも、フェイス・トゥ・フェイスで取り組んでいただきたいと思います。

今回ほかに、米の契約農家というところで、農家システムが構築された後のことで、これは県のほうの公務員制度の副業許可制というのがあるんですが、それも結びつけて質問しようと思っておりましたが、ちょっと時期尚早だというところで、そういった段階になったときにまた質問させていただきます。

そして、第4の音楽のちから（魅力ある村づくり）に対して、これは私が議員になるときから、必ずというか、やりたいなという施策でございます。今回は、用意をしてくださった執行部の皆さんには申し訳ないんですけども、次回に回させていただきたいと思っております。

以上で、8番波多野佐和子の一般質問を終了いたします。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位3番、波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後2時5分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位4番、一倉靖子議員の一般質問を許可いたします。

2番一倉靖子議員。

〔2番 一倉靖子君登壇〕

○2番（一倉靖子君） 皆さん、こんにちは。

議席番号2番一倉靖子でございます。

4月に議員になってから、初めて一般質問をさせていただきます。初めてですので、緊張して聞きづらい点もあると思いますが、お許しください。

では、通告に基づき、各項目の質問をいたします。

それでは、質問事項1、人口減少対策について質問いたします。

榛東村では少子高齢化対策に取り組んでいることは、村長のマニフェストなどの政策から見ても理解しています。しかし、残念ながら、最近の榛東村では少子高齢化が進行していると思われま

す。今から30年前、私たちの世代は皆、当たり前のように村に残っていたり、県外の大学や短大、専門学校に進学しても、卒業すると地元に戻ってきてくれました。しかし現在、村で育ったすばらしい人材、若者は、大学等進学を契機に県外に出て、就職も首都圏や県外に勤める傾向にあり、地元に戻ってくる、帰ってくる若者が少ないと感じています。

そこで、若者離れ、果たして今の村の現状はどのようになっていますか、お聞かせください。

以降、自席にて順次質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど議員のほうからご質問ございました若者の定義でございますが、そちらの定義につきましては、非常に曖昧なものがございます。法律上規定されました年齢区分ではなく、国においても、また各省庁でも捉え方、考え方が異なっております。

ただいまのご質問につきましては、人口減少・少子高齢化についてのご質問と重なることと思っております。まずは、全体的な人口推移の傾向をお答えさせていただきます。

榛東村の人口について、国勢調査で見ますと、ほぼ横ばいの状態が続いていますが、その内訳といたしましては、65歳以上の老年人口は増加傾向にありまして、15歳から64歳までの生産年齢人口、そして14歳以下の年少人口は減少の傾向にございます。

令和2年3月に定めました第2期榛東村まち・ひと・しごと創生総合戦略での人口ビジョンでは、将来的にも同様の傾向が想定されております。急激な人口減少・少子高齢化にあるわけでは、今のところございませんが、緩やかに高齢化が進んでおりまして、生産年齢人口も減少傾向にあるため、一倉議員がイメージされるような村からの若者離れが進んでいるということにつながっているものと考えられます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 2番。

〔2番 一倉靖子君発言〕

○2番（一倉靖子君） ありがとうございます。村からの若者離れが進んでいるといった社会状況については、おおむね分かりました。

それでは、榛東村の30年前と現在の若者と言われる年代別の人口の比較を教えてください。

なお、若者の定義については、40歳代までの年代区分で構いません。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） お答えさせていただきます。

基本台帳によります30年前、こちらが平成7年と令和7年の比較となりますが、20歳未満が852人の減少、20歳代が、こちら289人の減少、30歳代が43人の増加、40歳代が108人の減少となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 2番。

〔2番 一倉靖子君発言〕

○2番（一倉靖子君） ご説明ありがとうございます。

ただいま答弁していただいたように、榛東村の30年前と現在の若者の世代の人口が、30歳代の微増を除き、減少していることが分かりました。そのような中で、30年前と現在で、村全体の人口を比較すると増加していると思いますが、高齢人口の比較を教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの住民基本台帳によるものでございます高齢人口の比較なんですが、住民基本台帳によります30年前、平成7年と令和7年との比較となりますが、50歳以上は3,178人の増加となっておりまして、全人口は1,972人の増加となっております。全体の人口というのは、比較いたしますと増加しておりますが、少子高齢化が進んでいるような状況にあると言えます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 2番。

〔2番 一倉靖子君発言〕

○2番（一倉靖子君） 村の現状は、65歳以上の老人人口は増加傾向にあり、15歳から64歳までの生産年齢人口、14歳以下の年少人口は減少傾向にある。……………
……………
……………

それでは、次の質問に移ります。

人口減少対策の一つとして、現在村では、1人の若者をワイナリーに地域おこし協力隊を受け入れていますが、村が発展していくためには、地域おこし協力隊制度のさらなる活用が必要だと思いますが、村として、地域おこし協力隊をどのように考え、今後も受け入れる計画はありますか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 地域おこし協力隊のご質問でございます。

地域おこし協力隊につきましては、都市地域から地方へ移住、住民票を異動いたしまして、地域ブランドや地場産品の開発・販売、PR等の地域おこし支援のほか、農林水産業への従事や住民支援事業など、いわゆる地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組でございます。自治体の委嘱を受けた隊員の任期につきましては、おおむね1年から3年となります。

村外から隊員を受け入れることで、その新たな視点や発想により、村のさらなる発展に寄与してくれることが期待されます。また、隊員の報償費や活動に係る経費等につきましては、国からの特別交付税の対象経費となることから、財政面の負担なく活用することができます。

榛東村は過疎地域指定を受けておりません。そのため、地域おこし協力隊の活用には一定の条件がございます。3大都市圏をはじめとします都市地域等、条件不利地を含まない市町村に在住の方で、榛東村へ生活拠点を移し、委嘱後に住民票を異動できる方などの条件となっております。本村といたしましては、こうした条件をクリアし、この制度を活用するため、現在検討を進めています。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 2番。

〔2番 一倉靖子君発言〕

○2番（一倉靖子君） ご説明ありがとうございます。

この制度を活用するために、現在検討を進めているということで、今後はどのような分野での活用を検討しているのか、お答えできる範囲でお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） どのような分野でというようなご質問でございます。詳細な事項というところでもございますが、答弁できるところまでというところで回答させていただきたいと思っております。

地域おこし協力隊につきましては、その地域の市役所、役場などで地域おこしをサポートしたり、農林水産業に従事したり、地域の協力活動の範囲が柔軟なので、地域活性化人材の確保として広く利用されております。

単年度で数十人もの隊員を受け入れている自治体も幾つかございます。そういったところで、いろいろと村のほうでも、地域おこし協力隊というところを使えるというところを検討、先ほど申し上げ

ましたが、いろいろな条件をクリアいたしまして、この制度を活用するための検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 2番。

〔2番 一倉靖子君発言〕

○2番（一倉靖子君） 村としては、今後も地域おこし協力隊制度を活用していくとのことですので、ぜひよろしく願いいたします。それから、地域おこし協力隊員が無理なく、楽しみながら村の発展のために尽力できる環境づくりも期待しております。

それでは、次の質問に移ります。

これから創業・起業を志す方、特に若者が、資金不足等で創業を断念しないような対策を講じる必要があると思われます。以前、群馬県の創業者向けの補助金があることを伺ったことがあります、村内事業者の活用状況について教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 創業者向けの補助金としては、現在、公益財団法人群馬県産業支援機構が実施しておりますぐんまクロススタート補助金、旧制度名称ですが、群馬県起業支援金がございます。この補助金の申請時における確認業務の窓口を産業振興課が担っておりますので、活用状況について説明させていただきます。

まず、議員から質問いただきました活用状況の説明の前に、ぐんまクロススタート補助金の制度概要について説明いたします。

本補助金は、群馬県産業経済の成長を牽引する群馬発のスタートアップ企業、新しい技術やビジネスモデルを基盤に短期間での急成長を目指す企業の創出を支援するための補助金でございます。本補助金では、起業に係る経費の2分の1、上限200万円を補助しております。

続いて、議員から質問いただきました活用状況でございますが、令和4年度から令和6年度までの直近3か年において、村内事業者は1件、交付金額200万円が採択となっております。

また、村が定める創業支援等事業計画に基づき、創業支援において商工会と連携しております。商工会を通じた政府系金融機関、日本政策金融公庫との創業者向け融資を活用した資金繰りの支援メニューもございます。

説明は以上です。

○議長（善養寺 孝君） 2番。

〔2番 一倉靖子君発言〕

○2番（一倉靖子君） ありがとうございます。補助金の制度概要、また村内事業者が活用していることも分かりましたので、引き続き商工会と連携し、事業の推進に努めていただきたいと思います。

そして、村の経済効果が上がり、村民の方々の税負担を少しでも減らせることができれば幸いと思います。

それでは、次の質問に移ります。

質問事項2、奨学金制度について、経済的理由で進学等を諦めなくてはならない子どもたちが多くいると思われまふ。最近のSNS等で、子ども手当を頂いては様々な税金に消えて、子どものために預金しなくてはならないのに預金ができないと発信されていますが、そういった子どもたちのために、村としての対策をお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 子どもたちへの支援というところで、大分大きいかなというふうには思いますけれども、質問のご趣旨は、奨学金の制度についてということですから、本村における奨学金制度についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

現在本村では、村独自の奨学金制度を設けておりません。村として独自制度は設けておりませんが、進学・就学支援の観点から、ご相談があった場合には、県や国の制度へアクセスできるように努めております。また、進学・就学を希望するご家庭、学生に対して、日本学生支援機構の奨学金制度など外部の制度についても、併せてご案内をしているような状況でございます。

○議長（善養寺 孝君） 2番。

〔2番 一倉靖子君発言〕

○2番（一倉靖子君） ありがとうございます。

榛東村でも進学支援制度や奨学金返還支援制度等を、条件付でもいいので、設けてはいいかでしょうか。榛東村を担う未来の子どもたちのために、ぜひ予算を組んで検討していただきたいと思ひます。その子どもたちが、榛東村でよかったなとみんなに伝えてくれるよう、村も努力していかなければ駄目だと思ひております。

それでは、次の質問に移ります。

質問事項3、熱中症対策について、子どもたち（小学生）の登下校の対策についてお聞かせください。

初めに、小学生の登下校の現状について教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 本村小学校2校とも、徒歩での通学をしている児童が多くいる現状でございます。

現在の熱中症の対策といたしましては、まず日傘の使用、それからハンディファン、水で濡らしたタオル、ネッククーラー等の使用許可しているとともに、水分補給のための水筒の所持ということ

が、基本的なというか、比較的一般的な対策でございます。

もう一つです、ごめんなさい。また、令和6年4月より、暑さ対策のために夏休みの期間を延長しまして、現在は8月31日まで夏休みとなっているというような状況でございます。

○議長（善養寺 孝君） 2番。

〔2番 一倉靖子君発言〕

○2番（一倉靖子君） それでは、現状は分かりましたが、小学校1・2年生の対策について教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 1・2年生についても同様でございますが、体が小さいですので、例えばハンディファン、日傘等の使用について、十分注意するようというようことは当然あります。

また、低学年の下校に限って申し上げますと、村内小学生、約58%が学童保育を利用している状況がございますので、比較的学童保育を利用しているお子さんについては、下校時の危険性は低いのかなというふうに思いますけれども、そんな状況でございます。

○議長（善養寺 孝君） 2番。

〔2番 一倉靖子君発言〕

○2番（一倉靖子君） 低学年の58%が学童保育を利用しているとのことですが、近年、猛暑日が多くなり、夏日の期間が長くなっております。特に低学年1・2年生の下校時間は気温が高い時間帯のため、まだ体力のついていない子どもたちは熱中症の危険性が高いと思われれます。

下校時、熱中症対策として、教室に冷凍庫を設置し、下校時に保冷剤を持たせたらどうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 下校時も冷たい状態で保冷剤を持たせられるというのは、一つ、熱中症の対策としては有効なのかなというふうには思います。

ただ、保冷剤を冷やすための冷凍庫の設置につきましては、日頃、生活スペースとして、主な生活スペースとなっている教室が考えられるわけですが、教室は児童の机、椅子、給食用の配膳台等、様々な物品があると同時に、また、学習に伴う多様な活動のスペースも確保しなければならない状況がございます。児童の安全確保のためにも、教室内の設置場所の確保は、正直申し上げて難しいという状況がございます。また、保冷剤の管理上の問題もございますので、現時点では冷凍庫の設置、難しいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 2番。

〔2番 一倉靖子君発言〕

○2番（一倉靖子君） 設置場所の確保や管理上の問題があると思いますが、毎年1位、2位と暑さを競っている埼玉県では実施している学校もあるので、榛東村を担う未来の子どもたちのために、ぜひ検討していただきたいと思います。

今回、議員になって初めて一般質問をさせていただきました。10年後、20年後、榛東村の未来のために子どもたちの笑顔を絶やさぬよう、お互い協力しながら努力していただけることを期待しております。そして、子どもたち、若者たち、それから今まで榛東村のために尽くしてきてくれた方々のためにも、榛東村が発展していくよう、より一層ご尽力をいただければと思います。理想論ばかりと思いますが、現実になることを切に願っております。よろしくお願いいたします。

以上で、2番一倉靖子の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位4番、一倉靖子議員の一般質問を終了いたします。暫時休憩いたします。

再開を2時40分いたします。

午後2時29分休憩

午後2時40分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◇

◎発言の取消し

○議長（善養寺 孝君） ここで、一倉議員から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

2番。

〔2番 一倉靖子君発言〕

○2番（一倉靖子君） 先ほどの答弁の中で、……………という発言を取り消します。よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 議員の皆さん、発言の取消し、よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、発言を取消しいたします。

○議長（善養寺 孝君） 質問順位5番、三俣実議員の一般質問を許可いたします。

7番三俣実議員。

〔7番 三俣 実君登壇〕

○7番（三俣 実君） 皆様、こんにちは。

議席番号7番三俣実です。

今回は、これまでも多くの同僚議員が取り上げてきた各自治会のごみステーションに関する課題について質問をいたします。住民の皆様暮らしに深く関わる非常に重要なテーマであると受け止めております。

榛東村においては、自治会、環境美化推進協議会、そして行政が連携しながら、ごみの適正な排出、収集、回収に取り組んでこられたものと認識しております。その取組により村の生活環境が維持されてきたことに対し、まずは関係者の皆様のご尽力に心より感謝申し上げます。

今回、通告以降、担当課長からの聞き取りはございませんでしたが、長く課長をされてこられた経験から、本件について十分ご理解いただいているものと考えております。住民の皆様さらに安心していただける仕組みづくりに向け、現状や課題について、できる限り分かりやすく丁寧なご説明を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、（1）榛東村の廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、家庭ごみの排出、収集、処理における住民、自治会、村の責任はどのように定められているかを伺います。

以後、自席において順次質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 責任はどのように定められているかという内容に関しましてご説明申し上げます。

榛東村の廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、家庭ごみの排出、収集、処理における住民の責任として、第10条で、「一般廃棄物は自から処分するよう努めるとともに、自から処分しない一般廃棄物については種別ごとに分別して各種の容器又は袋に収納し所定の場所に集めるなど、村長の指示する方法に従わなければならない。」と定められています。

自治会及び村の責任につきましては、当該条例の中では定められておりませんが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2で、「一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」と定められております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 7番。

〔7番 三俣 実君発言〕

○7番（三俣 実君） 答弁に対して質問する前に、富澤課長の行政区制度の区長と自治会の自治会長の違いについて、考えをお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時45分休憩

午後2時47分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど三俣議員のほうからお話しございました自治会と旧区長の制度の違いというところでございます。今、すみません、手持ちに資料がないので、詳しい法律のところまでは申し上げることはできないんですけども、以前、区長会、区長につきましては、村の非常勤特別職でございまして、そういった規則また条例等に基づきまして、村が設置するという形で区長制度を敷いてきた、そういった経緯がございます。その後、地方自治法等の改正に基づきまして、こちら、非常勤特別職のほうから制度改正がなされまして、自治会制度へ移行した、そういうような経緯がございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 7番。

〔7番 三俣 実君発言〕

○7番（三俣 実君） すみません、ありがとうございます。

私の理解で、区長は村が設置した行政区の代表で、村長が委嘱をする公的な立場、自治会長は、住民が自主的に組織した団体の運営責任者が会長というふうに理解しているんですが、その前提でお伺いをいたします。

（1）の答弁で、住民の責任、村の責任については理解しましたが、住民の責任については条例に規定があり、村の責任については法律に規定がありますが、自治会の責任について答弁がありませんでした。自治会の責任については、条例、法律ともに、規定を私には見つけることができませんでした。

自治会の責任について、条例及び法律のいずれかに根拠があるのか、あるいは根拠がないのか、お答えください。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 先ほどの村条例におきましては、ごみステーションの設置及び維持管理に関する責務の所在は定められておりません。また、ごみステーションの設置及び維持管理につきましては、条例上の明記はありませんが、以前の行政区制度と同様に、自治会にお願いをしている状況であります。

一般廃棄物の収集は市町村の義務であります、住民の方々に……失礼しました。

[発言する声あり]

○住民生活課長（富澤光彦君） 一般廃棄物の収集は市町村の義務ではありますが、住民の方々の協力なしでは事業推進が困難であることから、現状、本村では、自治会や環境美化推進協議会の皆様のご協力をいただきながら、事業を行っているのが現状でございます。

以上でございます。失礼しました。

[「議長、暫時休憩お願いできますか」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時52分休憩

午後2時54分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

富澤住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 法令上、条例上、自治会の規定はございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 7番。

[7番 三俣 実君発言]

○7番（三俣 実君） それでは、（2）ごみステーションの設置及び維持管理は自治会が行っているが、条例上は自治会の責務なのか、それとも村が設置すべきものなのか、考えを伺います。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 繰り返しのになってしまいます。ごみステーションの設置及び維持管理につきましては、法令上、特に明記はなかったんですが、以前の行政区制度と同様に、自治会にお願いをしているのが現状でございます。ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 7番。

[7番 三俣 実君発言]

○7番（三俣 実君） 現在、ごみステーションは自治会が、本体は製作費、設置費、修繕費、借地料、カラスや犬、猫、動物の対策、掃除用道具等、多大な費用と労力を負担している一方で、条例上、その責務は定められていない状況です。今後、村と自治会の役割分担を明確にし、本体や修繕費の村負担など、負担軽減に向けた制度的整理や支援策のご検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 様々なご提言あるかと思えます。私どものほうでも、その辺のほうを苦慮しておりまして、今後、他市町村の例などを調査・収集をいたしまして、研究していかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 7番。

〔7番 三俣 実君発言〕

○7番（三俣 実君） 前向きな検討をよろしく願いいたします。

（3）自治会に加入していない世帯のごみ出しについて、村ではどのように対応しているか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） こちらの質問、以前もございました。また繰り返しのになってしまいますが、申し上げます。

本村に転入をしてきた方がいらっしゃった際には、窓口にて、自治会制度について説明をいたしております。自治会への加入は強制ではないため、加入していただけない世帯もあり、非自治会員のごみ出しが課題であることは承知しておりまして、私どもも大変対応に苦慮する場合もございます。

また、開発事業の場合、開発事業者にごみステーションの設置をお願いすることもございます。また、地区によっては、アパートの事業者が自治会費等を負担している地区もあると聞いております。

まず、自治会長からごみ出しについて相談があったときには、新住民の方に対しまして、自治会の加入を促すようお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 7番。

〔7番 三俣 実君発言〕

○7番（三俣 実君） 自治会に加入していない世帯のごみ出しについては、現実、自治会の判断に委ねられているのが現状です。しかし、その判断が自治会ごとに異なっているため、今回、自治会未加入者へのごみステーション利用の実態について調査を行いました。前自治会長11名、現自治会長4名、合計15名の方にご協力をいただきまして調査をいたしました。

その調査結果ですが、自治会未加入者へのごみステーションの利用対応に関する調査ということで、本調査は議会活動の一環として、地域のごみステーション利用の実態を把握し、今後の一般質問を通じて、より公平で持続可能な運営の在り方を検討するために実施するものです。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げますということで、何区の前自治会長もしくは現自治会長誰々ということで署名をいただいたものが、ここにアンケート用紙と一緒にございます。

その結果ですが、（1）自治会未加入者に対するごみステーション利用の可否についてということ

で問いました。認めている自治会長が4名、認めていない自治会長が10名、認めていないが黙認している自治会長が1名でした。

認めている自治会長に、利用を認めている場合の条件や対応についてということでお伺いしましたところ、特にないという方が3名、分担金を頂いているというところが1名、清掃等への協力ですか、その他についてはございませんでした。

利用を認めていない場合の対応について、特に対応していない5名、未加入者に利用しないよう求める2名、村に相談をしている7名、判断がつかない1名、以上になりました。このように、自治会によって対応が大きく分かれており、村にも相談が多く寄せられている状況です。

自治会未加入者のごみステーション利用を認めていない主な理由は、ごみステーションの本体の製作費や維持管理費、環境美化推進協議会への会費など、これらの費用を全て自治会員が負担しているため、自治会の財産として捉えています。また、設置してあるごみステーションの本体に、自治会員以外の利用は禁止しますと、環境美化推進員協議会名のプレートも掲示されております。議長から許可いただいておりますので、このようなもので、これよりももちろん大きいものですが、ここに自治会以外の利用を禁止しますとはっきり書いてあります。これがごみステーションの本体に掲示されております。

一方で、村のごみ収集計画表では、こちら村で立派なものができるんですが、この表紙1ページに、ごみ収集日当日の朝8時まで、お住まいの地区の決められた場所に出してくださいとなっております。

自治会で管理しているごみステーションには、自治会員以外の利用は禁止しますと書いてあります。一方で、村のごみ収集計画表では、お住まいの地区の決められた場所に出してくださいとあります。自治会未加入者には、その決められた場所が存在しないのが今の状況です。

そこで、(4) 今後のごみ収集体制やごみステーションの在り方について、村としてどのように考えているか、村長に伺います。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 今後についてお答えをさせていただきたいと思います。

自治会のまず未加入者の問題というのは、本当にここ十数年というか、数年の課題であると私も捉えています。一昔前とってはあれですけども、何十年か前は、ほとんどの皆さんが自治会に加入をされていたので、このような問題が出てこなかった部分があると思います。

さらに、行政区制度から自治会制度が変わったときに、国の法律で変えなきゃいけないという、そのときにきちんと、自治会と行政区の自治会制度が変わったことによって、どうに立場が変わるのかというところを、それぞれの村がやっている事業での影響を、そのときに整理を、やはりできていない部分があったのではないかなと感じていますし、今もいろいろな事業の中でも、そのままの名残で、

慣例で、前例でやってきているのは事実だと思います。

ただ、今のこの課題は非常に重要な問題でありまして、今後も自治会に加入する方も減ってきてしまうのではないかなという懸念もありますし、本当に地域のコミュニティの維持が厳しくなっていく、そう捉えています。

そういった中で、村として、三侯議員がご指摘されたところはしっかりと考えていかなければいけないと思っていますし、村としても今情報収集を、いろんな近隣の自治体とかに始めたところでもあります。同じように、村と同様に自治会がやっているところもあれば、榛東村でいう環美協、そういったところに直接、行政が委託してやっていただいているところもあるので、どういう方法がいいのかということも、今の自治会の方々や環美協の方々の意見も踏まえて検討しなければいけないなど。

できれば、またそこでも、自治会に何かなるべく加入をしていただいたほうが、得という言い方は変ですけども、メリットがあると思っていただけるような方法がいいのではないかなと。そこを加入していなくても、こういう方法があると、じゃそっちのほうが楽だなと、みんな自治会に今度入らなくなるような制度だと、また問題になってくると思いますので、そこは本当に意見を聞きながら、こういった方法が、今後の自治会制度の在り方含めていいのか、そこはしっかり考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 7番。

〔7番 三侯 実君発言〕

○7番（三侯 実君） 非常に前向きな答弁ありがとうございました。

本当に村長がおっしゃったように、自治会未加入者はこれから、さらにどんどん増えていくと思います。現在、村の収集計画に記載されている決められた場所、その決められた場所がないのが現状です。ぜひ、まずは未加入者がごみを置ける、決められた場所をぜひ確保していただくよう努めていただければと思います。未加入者の収集場所について、村として明確な方向性を示していただければ、引き続き取組をよろしくお願い申し上げます。

それでは、2、環境美化推進協議会について、（1）榛東村環境美化推進協議会の規約では、事務局を住民生活課内に置くこととされていますが、設置の目的及び村の関与の在り方について伺います。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 榛東村環境美化推進協議会、以下環美協と申し上げますが、設置の目的について、他市町村においても、事務局を役場内に置く団体が多く見受けられます。一番の目的は、環美協の設置目的と村の廃棄物の処理及び清掃に関する事業の目的が一致することから、団体の支援の一環として、住民生活課内に事務局を置くものと認識しております。

環美協への村の関わり方としては、環美協が規約に基づき実施する事業に対しまして、事務局とし

て、できる範囲で協力をしていくものだと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 7番。

〔7番 三俣 実君発言〕

○7番（三俣 実君） 環境美化推進協議会の設置目的と村の廃棄物処理業の目的が一致しているため、支援の一環として、事務局を住民生活課に置いているということで理解をいたしました。今後も環美協と村が連携して、環境美化行政の推進に努めていただきますようお願いをいたします。

それでは、（2）環境美化推進協議会の自主性を確保しつつ、村との連携を円滑に進めるための体制や事務局の在り方について、今後どのように考えるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 環美協では、まず定期総会及び定期的に役員会を開催いたしまして、事業の計画及び予算を決定しております。

環美協規約第5条では、会の目的について、会の自主的な環境衛生活動により村民の保健並びに生活環境の健全化を図り、社会連帯意識を高揚し、もって健康にして明るい村の建設に寄与することと規定しております。規約第6条では、これらを達成するための事業が定められております。

規約に沿って、自主的な環境衛生活動を達成するための事業の提案等があった際には、事務局といたしまして、できる範囲で協力をしてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 7番。

〔7番 三俣 実君発言〕

○7番（三俣 実君） 環境美化推進協議会の役員から事務局へ提出した要望に対し、回答がないままになるケースがあると伺っています。回答期限の設定や協議の経過を共有する仕組みなど、意見が反映されやすい体制づくりを検討していただけないでしょうか、伺います。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後3時14分休憩

午後3時17分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） それでは、正式な文書が届いておるかどうか、課で確認をいたしまして、出ているようであれば、改善を、対応をすぐにいたす所存でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 7番。

〔7番 三俣 実君発言〕

○7番（三俣 実君） よろしくお願ひします。

本日は丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。村と自治会、環境美化推進協議会が今後も連携を深めながら、取組を進めていただければ幸いです。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位5番、三俣実議員の一般質問を終了いたします。

質問順位6番、議席番号6番須田仁美議員から一般質問の通告がございましたが、本日欠席の届出がありましたので、会議規則第58条4項の規定により、須田仁美議員の一般質問は行いません。



◎散 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時18分散会

令和 7 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

11月28日(金)

令和7年第4回榛東村議会定例会会議録第2号

令和7年11月28日（金曜日）

議事日程 第2号

令和7年11月28日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第 97号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 98号 榛東村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 99号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第100号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第101号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 7 議案第102号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第103号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第104号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第105号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第106号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第107号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第108号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について
- 日程第14 議案第109号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 日程第15 議案第110号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更する協議について
- 日程第16 議案第111号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約を変更する協議について
- 日程第17 議案第112号 渋川地区区域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第18 請願について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第 2号 中島由美子議員に対する問責決議

出席議員（11名）

1番	新井 佐智子 君	2番	一倉 靖子 君
3番	柳岡 利精 君	4番	宮崎 法文 君
5番	浅見 隆 君	7番	三俣 実 君
8番	波多野 佐和子 君	9番	中島 由美子 君
10番	生方 勇二 君	11番	善養寺 孝 君
12番	清水 健一 君		

欠席議員（1名）

6番 須田 仁美 君

説明のため出席した者

村 長	南 千晴 君	副 村 長	小池 秀樹 君
総務企画課長	一倉 学 君	税務会計課長	早川 弘行 君
住民生活課長	富澤 光彦 君	健康保険課長	碓井 由果 君
産業振興課長	狩野 宏記 君	建設課長	山口 誠一 君
上下水道課長	岡部 貴一 君	教育長	須永 光明 君
学校教育課長	湯澤 知佐子 君	生涯学習課長	村上 誠 君

事務局職員出席者

事務局 長 関口 健一 書 記 天田 華子

◎開 議

午前9時51分開議

○議長（善養寺 孝君） ただいまから、令和7年第4回榛東村議会定例会第2日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。6番須田仁美議員から欠席の届出がありましたので、本日の出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の会議は、議事日程第2号により進めて参ります。



◎日程第1 一般質問について

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

質問順位7番中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

9番中島由美子議員。

〔9番 中島由美子君登壇〕

○9番（中島由美子君） 皆さん、こんにちは。中島由美子でございます。

あっという間の1年でありました。本日は、3つのテーマについて質問をさせていただきます。

1番は、消防団運営と消火器有用性など、村民愛についてということで、先頃、建物火災がありまして、それについて聞かせていただこうと思っております。

2番目につきましては、様々な建築業者の皆様にお世話になって公共施設が着々と完成しているところでございますが、業者への発注とその工事費支払いの透明性と入札の公正性の担保についてということでお尋ねしたいと思っております。

3番目、上毛新聞でもありました児童館の、長らく子育てで活躍いただいた児童館の廃館ということが新聞紙上でも、また条例でも可決したわけでございますけれども、多様な子育て・村民支援と財源確保についてさせていただきます。

最初の1問は、（1）です、1の（1）渋川広域南分署、新しくなりました。その南分署前の道路が本当にいいバイパスが開きまして、多くの車往來があるわけですが、それを5区のほうから、山子田北の信号のほうから下っていきますと、どうも頻繁に事故があるということで拝見、見ておるわけでございます。憂慮しているわけでございます。

渋川広域南分署の信号機設置をするためにということで、大林県議ほか皆様が、自治会長を含めてご祈念いただいているところなんです、どうもいまいち色よい返事をいただけていないと。それには、一つ高崎側の南下の信号機が手押しであるんですけれども、あまり近過ぎるという、当然の理由だと思うんですが、そこを移設の可能性について、執行側にご検討いただいたということの回答をいただきたいと思っております。

それでは、自席に戻って続けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 渋川広域消防南分署が、吉岡の小倉から山子田、榛東村山子田に移転する際にご質問のあった交差点信号機を設置することについての関係機関、こちらは渋川警察署、渋川土木事務所と協議がなされておりました。こちらの協議の結果、大藪交差点から当該交差点までの間隔、こちら距離が短いことから、交通渋滞の発生や安全性の低下のおそれがあるとして、当時設置されませんでした。

ご質問いただきました大藪交差点南側の丸山に設置されている押しボタン信号機につきましては、吉岡地籍となっております。また、信号機の設置及び管理については群馬県公安委員会の所管でございますので、本村でお答えすることはできません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） このご質問に回答されるに当たり、丸山信号の経緯についても調べたいということ、ありがとうございました。

このところで、実際事故が何件か存じ上げているんですが、具体的な件数はこの回答するに当たり調べになっているのでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど議員からご質問がありました、事故があるということにつきましては把握、承知はしておりますが、現在その事故件数が過去何年、何件あったのか、何年度に何件あったのかというのは、そこは調べてございません。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） そうですね、信号の移設というときには、なぜ信号が必要なんだろうという観点でお答えを構成していただくと、今後はいいのかなと思います。事故もなく必要がなければ信号機はいらないわけですので、なぜこの議員はこういう質問をするのだろうという観点で回答をいただくとありがたいと思っております。それ以上調べていないということだろうと思いますので、今後、公共交通もない中でますます高齢ドライバーが増えてくるという状況、交通安全危機というのはさらなる整理を求めておきたいと思っております。

じゃ、続きまして（2）榛東村消防団員報酬支払方法変更、この変更というのは本来の形に戻したと。今までは、団に直接全員分を払っていたのが、今後は個人、源泉徴収というような形もあって個人に払われるという方法変更がある、変更されたというようなことなんだろうと思うんですけれ

ども、この中の消防団の団員意識の醸成について、先頃建物火災がありまして消火器の使用が、何と
いうんですか、消火器の有用性というのが、やっぱり一人一人があまり意識していなかったと。消防
団活動は十分にされているんだろうと思うんですけども、こんな小さな煙が最終的に家1軒燃やし
てしまったというようなことだったものですから、ぜひその報酬の支払い方法は変更と考えて、年に
一、二回、火災予防期間、火防というのをしてくださっているんですけども、分団ごとにその地域
の入替え、消火器の入替え、10年に1回ぐらいらしいんですけども、それについて住民連携の事業
を立ち上げて、その委託費を個人に払うのではなくて分団ごとに委託費として払っていただければ、
分団の運営費、分団の運営費に充てることはできないかと。ここの質問は、消火器の有用性の伝播と
分団運営費の捻出ということでお尋ねします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） すみません、先ほどの質問なんですけれども、一度反問権を使わせ
ていただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） ただいまの反問権について、これを許可いたします。
一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） すみません、質問のところの趣旨が2か所ぐらいあったかと思うの
で、初めにこちら、消防団員の支払い方法、そちらについて回答させていただくということによろし
いでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 2つあったということであれば後段のほう、違うほうをお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長、それでよろしいですか。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） はい。

○議長（善養寺 孝君） 答弁を再開してください。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど2つ目、後段ということで、消火器の有用性というところで
ございます。

こちら、消火器に関するご質問でございます。村消防団におきましては、11月と3月の火災予防運
動期間中に火災予防啓発活動を実施しておりまして、各分団において火災予防のポイントや消火器の
使い方などを掲載したビラを各世帯に配布しております。従前は、これに併せ消火器の薬剤の詰め替
えなどの啓発も行っていました。

しかしながら、現在の住宅用消火器は薬剤の詰め替えをする構造ではなく、使用期限までに所有者自身が新たに購入することとなっております。そのため、現在は火災予防運動期間中の啓発活動において、消防団は住宅用消火器を取り扱ってございません。

消火器を用いた訓練を消防団に委託し、委託費を分団の運営費に充てられないかというお尋ねでございますが、先ほど申し上げたとおりこちら消防団員の活動、訓練等につきましては日額の出動報酬が支給されます。この報酬とは別に運営費に充てられる委託料を支払うということは、報酬等を重複して支給することになる、こういった観点から行うことはできません。

さらに申し上げれば、平常時の防火啓発、防災訓練は消防団が行うべき活動の中の一つでもございますので、消火器を用いた訓練を村が消防団に委託するということはございません。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 報酬、日々といいましょうか、それぞれの団員に支払うということが決まっているということでした。

しかしながら、そうであれば消火器の実際期限が切れたものを実際使ってみるということで火事を防ぐという新たな考え方も必要なのではないかと考えております。それをぜひ引き続きご検討いただければと思います。

e n j o y SHINTOの、(3)に移るわけですがけれども、先頃行われたe n j o y SHINTOのしつらえは大変よかったが、開会式の在り方について、e n j o yとはまず村民がエンジョイするのではないかと。若干政治的パフォーマンスの場になっており、二元代表制の議会と参加、参画団体が無いがしろになっているのではと感じたものですから、それについてお答えをお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 第2回となります今年度のe n j o y SHINTO村づくり祭につきまして、こちらは朝から天候がはっきりしない曇天での開催となり、また一時的に降雨もございましたが、大勢の方が来場され、各会場で行われた多数の催物についても多いに楽しんでいただき、盛況のうちに終了することができました。これもひとえに関係各位のご協力のたまものであり、深く感謝いたすところでございます。

お尋ねの開会セレモニーにつきまして、こちらは他の自治体を実施するイベントの際に行われる開会行事の内容と同様であり、今おっしゃられている政治的パフォーマンスの場と呼ばれるようなことは一切なかったものと考えております。

また、議会が無いがしろになっている、参加者団体が無いがしろになっているというお話、そのことですが、e n j o y SHINTO村づくり祭につきましては、実行委員会が組織され実施している

ものでございます。その実行委員会の委員としまして、榛東村議会を代表して村議会議長にも参画していただいております。また、実行委員会の下部組織の運営委員会には、村議会総務産業建設常任委員会の委員長に参画していただいております。

実行委員会は10名で構成されておまして、会長及び副会長については委員の互選により決定されております。会長は村長、副会長は榛東村商工会会長、北群渋川農業協同組合代表理事組合長及び榛東村スポーツ協会会長の3名でございます。そして、これに加えて委員6名、この中に議長も含まれております。また、監事2名が置かれている、そのような状況です。

enjoy SHINTO村づくり祭を開催する前にも、また開催した後におきましても、参加者団体の皆様から参加団体が無いがしろになっている、参加団体が無いがしろにされたなどという意見というのは、村に1件も寄せられておりません。

また、来賓に関しましても、以前の産業祭とスポレク祭を同時開催しておりましたしんとう村づくり祭においても、国会議員、県議会議員、県の各所長等、協定関係の市区町村長、陸上自衛隊相馬原駐屯地、北関東防衛局の皆様を招待しておりましたので、同様の対応でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 他の自治体のしつらえ、しつらえといひましようか、開会式の様子と同じだという回答でした。また、昨日の定例会冒頭の榛東村長、南村長さんのご挨拶は、榛東村最大のイベントと発言されておられます。

実行委員会形式というのは分かっておりますけれども、実行委員会の議長と榛東村議長の立ち位置というのは、やっぱり明確に榛東村最大のイベントであれば、挨拶する、抜きはともかく、壇上でご紹介いただくべき内容でないのかなということで、たまたま近隣の首長さんが来ておりましたので確認しましたら、うちのほうは議長は実行委員だけれども上がってもらうよと、何もしゃべらないけれども上がってもらうよと言われました。こんなにうんと上がるんかいと言いましたら、やっぱり五、六人程度だと、やっぱり参画している方の団体と、もちろん首長さん、そして議長さんと。私どもの議長ははっぴを着て実行委員会で下のほうにおられましたけれども、そのときは脱いで議長のバッチつけて上で、ご挨拶はともかくとしてご紹介されるべきだろうと。

そして、やっぱり二元代表制ということで、自衛隊、北関東防衛局、榛東村がお付き合いのあるところを、最大のイベントだからご紹介したいということはあろうかと思っておりますけれども、私どもも自衛隊のお祭りに行ったときに、やっぱり議長がご挨拶されるかな。それ以外はどうだったかなと思うんですけども、あんなにたくさん制服の方が上がるとどうなのかなと。効果があるかないかなんていう、そんなことは申し上げませんが、やっぱり最大のイベントということと、やっぱりenjoyという名前がついた以上、やっぱり二元代表制、榛東村には榛東村議会も含まれているという

そういう包含関係とは言いませんが、二元代表制ということで今後のご検討が必要なのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 今、実行委員会のほうで議長のほうにお世話になっているわけですが、もし実行委員会じゃなくて来賓、議会は来賓でということでありましたら、議長のほうからその旨、こちらのほうにお話があるものだと思っております。

それと、ほかのというお話でしたけれども、以前のしんとう村づくり祭も議員の方も覚えていらっしゃる方が多いと思いますけれども、スポレクのほうの朝早い、8時から開会式ですか。来賓、当時もずっと奥の端のほうまで並んでいただいて、多くの方に来て、ずっと来ていただいているという歴史がある中で、同じようにそこは来賓をお呼びをさせていただいているところであります。

人によって捉え方がもしかしたら違うかもしれないですけども、ただそこをenjoySHINTOになったから来賓の部分を大幅に変えたということはありませんし、来賓の方々もたくさん両手に袋を持って買物をして帰ってくださっている姿も確認しているところであります。日頃お世話になっている方々を来賓で呼ぶというのは大変大切なことだと思っておりますし、そこはずっとこの村が、特に自衛隊に関しましてもそうですし、北関東防衛局も含めて、防衛省の補助金でしんとう総合グラウンド、アリーナ、そういったところを今回の防災中枢機能施設も含め整備をしている関係から、昔からのお付き合いは大事にしたいなと思っておりますので、そのように対応した限りであります。

ほかの自治体の、例えば大井町であったり葛飾の産業フェア等も私も出席をさせていただいておりますけれども、葛飾区の産業フェアも、もちろん地元の国会議員の先生も来ておられますし、都議会議員の方々、そしてもちろん葛飾区議会議員の方もおられます。多分実行委員会のほうに議会が入っていらっしゃるようで、実行委員会のほうはまた葛飾区の農協の関係の方とか、農業委員会関係の方もいたと思うんですけども、その組織のつくり方によって、その来賓なのか実行委員の主催なのかというところで違っているのではないかなと思いますので、もし議会がうちは実行委員じゃなくて来賓にしてくれと議長のほうから話があれば、そのときに調整をしたいと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 何か今、産業祭とは変わっていないしと、吉岡町さんなんかの場合には県議が地元にいるということで、国会議員さんは呼ばないけれどもと。だから、それにまねをとということではございません。

そして、来賓というのは、ふだん二元代表制の中で来賓といいましょうか、一緒にenjoySHINTOを開催するという立ち位置でその席で並ぶと、ステージに、今回はすばらしいしつらえだっ

たので、地べたに椅子というのじゃなくてステージがあって、その上に並んで議長だというご紹介をいただきましたかったというだけでございます。

そして、その中で、南村長さんにおかれましては榛東村の議会議長さんもされておられて、産業祭のときに村長さんのお隣で座って、ご挨拶はどうか分かりませんが、ご紹介はされていたことをまだ覚えていらっしゃるのではなかろうかと思うんですけれども、変わっていないと言いながらやっぱり変わっていると。実行委員会形式と言いながらも議長の立場は変わりませんので、そこら辺は村長さんの考え方というよりは榛東村の体裁というところだろうと思います。

続きまして、2番目の……

○議長（善養寺 孝君） ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） じゃ、続きまして2番です。業者への発注とその工事費支払いの透明性と入札の公正性の担保についてということで、（1）令和5年度榛東村防災中枢機能施設整備事業建築工事、これ学校給食センター分です。ここの工事とこれの外構工事が一部不要となり、減額契約が先頃の臨時議会で上程されまして、全員賛成で可決とさせていただきます。

その中で、よく考えますと工事費の正しい額、公正性はどのように証明できるのかと。本体工事のほうでやった額と減額した額が同等ということをご考慮しておらなかったんですけれども、村長さんが今回の広報しんとうコラムで述べられた公共工事の透明性を徹底するためにも、明確な積算根拠を示してご説明をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 中島議員からのご質問にお答えをさせていただくんですが、2点ほど確認させていただきたい部分がありまして、反問させていただきたいのですが。

○議長（善養寺 孝君） ただいまの反問については、これを許可いたします。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 議員からのご質問でございますが、通告、また今ご質問の中でもおっしゃってございました榛東村防災中枢機能施設、この外構工事の請負変更契約の締結につきましては、11月7日の第7回臨時議会におきまして議案参考資料及び補足資料を用いて説明をさせていただきます、

審議いただいた上で、議員もおっしゃったように全員賛成でのご可決をいただいたというところであり
ます。

今回、こういったご質問いただいた、通告をいただいたということで私、また担当等を含めて、議
員が正しい額、公正性が証明できていないという説明に終わってしまったということで、とても残念
に思ったところです。

このため、今後の事務にも生かしていきたいと思いますので、なぜ議員が私どもが提出した変更契
約金額が正しくない、それから公正性ではないとお感じになったのか、その部分についてしっかりと
根拠を示して説明をしていただきたいというのが1つ。

それから、さらに公共工事の透明性を徹底するためにも明確な積算根拠を示して説明をされたいと
いうご質問でございましたが、議員がおっしゃる明確な積算根拠というのは何を指しているのか、そ
こは具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいま反問いただきました。

本来、減額の可決については異論はございません。しかしながら、本体工事のほうでしたというご
説明だったんですけれども、本来本体工事の設計にあったのか、ないのかということ。なかったけれ
どもしてしまったのかというようなことも前期の議員の中でもご説明あったと思いますが、実際その
設計、積算で拾うとなると本当に1円単位まで合わせられるかと。万単位で丸めるといふ決まりがあ
りますから、少なくとも1万、10万単位までは相違があっても仕方ないと思いますけれども、その前
段の工事の額と、本体工事で行ってくださった額と今回やらなかった額が同等だというようなことを、
これ説明するのはいたって難しいと思うんですが、本来であればその工事が積算が終わってから次の
外構工事を発注する。工期の関係がある事は分かっていますけれども、これ計算するのは至難の業じ
ゃないかと思うんですけれども、設計をしたことがある者とするとなんか簡単にでてくる数字では
ないと思うんですけれども。なので、公正性という言葉を使わせていただきました。

○議長（善養寺 孝君） もう1個。明確な積算の透明性。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今、伝えましたよ。だから、明確に積算できないんじゃないのかと。この
工事とこの工事が。この工事分は減らすと、この工事分は減らすと、その金額を減らした分とこちら
側で増やした分、増やしたと認識しているんだけど、そこが。じゃ、そこが違うかどうかをお答
えください。もともとの本体工事にその減額分の工事はあったのか、ないのかということをお答え
ください。

○議長（善養寺 孝君） じゃ、今、反問中で止まっているので。村上課長、今ので答えられる。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） そうか、反問中か。分かった。分からなかったら言ってください、また。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 先ほどまず議員がおっしゃった内容を、過日11月7日の臨時議会の中で説明をさせていただいたんですが、本体工事の中、機械工事の中で一部分を施工することになったので、その部分が外構工事のときには不要になったと。その部分だけではなくて、もろもろの積上げによって減額になったというご説明をしてきたんですが、あくまで本体工事の中でやったものイコール外構工事で減額になったものではないという説明をできていますので、本当に前回のご説明では納得いただけなかったということで、とても残念に思っておりますので、よく今回のご質問につながったというのを、ところはよく確認をした上でご説明を、答弁をさせていただきたいと思ったのと、あとさらに明確な積算根拠を示してほしいということでしたので、議員が思うその明確な積算根拠というのはどういった資料のことを指しているのか、それについては具体的にお答えをいただければという反問でございました。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 反問権ですので、議長、答えさせていただきます。すみません。

確かに、減額の契約についてはどの工事、どの工事で増減についてご説明、数量は出ていませんでしたけれども説明をいただいてしました。

しかしながら、なぜ減額になるのかというのが、その工事を単純にしなかったということであればそれで終わりでもいいんだ、しなかったというか不要だったということであればいいんですけども、その不要の原因が本体工事のほうでもともと含まれていて外構工事に載せてしまったのか、含まれていなかったけれどもやったのかというようなことは誰も質問していないし、誰も説明を受けていないと思うんですけども、そういうところでここにつながったんですけども、いかがでしょうか。

確かに、本体工事のほうがいろいろ図面上と現場上で拾った数字で精算しているということも資料として議長から頂いて、議長経由で頂いておりますけれども、そのところが全体の中でその外構工事の減った分というところが分からずして積算ができるのか、精算ができるのかなという、何といふかな、不審と言いましょうか疑問です。それについてお答えが難しいということであれば、本体工事のそのところで本来設計にあったのかなかったのか、今回減額した分は本体工事の当初、変更、当初の契約にあったのかなかったのか、変更、本体工事の変更のときにあったのかなかったのか、いつそれが必要だと分かったのかを答えていただければいいですけども。だから、本体工事のほうを聞いています、今回。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長、それで大丈夫ですか、よろしいですか。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 具体的な積算資料が何を指しているかお聞きしているんですけども

も。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） この減額分の、減額分の、減額分のです。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 見積書ということなんでしょうか、そういう具体的なものですか。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 本来、本体工事の契約するときに変更を多分したんだと思うんですけども、変更契約をしたときに、外構でするから変更したというようなことで議決をしてもらっているんですか。ということでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 村上課長、それでよろしいですか。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） はい。

○議長（善養寺 孝君） じゃ、会議を再開いたします。会議を再開いたします。

村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 今の議員からのお答えですと、まだやはり今回村が提出した変更契約の金額、その算出について若干疑問を持たれているのかなという受け止めで、その根拠みたいなものはちょっと憶測によるようなものなのかなという感じだったんですけども、もともと全体、本体工事、外構工事やるべきものはやっておりますので、その中の増減があったということは間違いないです。

工事費の正しい額、公平性をどのように証明できるのかというご質問がありましたので、それにつきましては確かに積算大変でございます。それにつきましては、まず今回のその審議していただいた先日の変更契約の締結につきましては、その金額の算出につきましては、工事完成に向けて各工種における数量確定、それから数量見込みから積算をし、変更後の契約金額を算出したと、それは間違いないところであります。その契約金額の算出、積算につきましては、当初設計時にも担当していただき、工事中の施工管理業務を委託している公益財団法人群馬県建設技術センターにより算出、積算をしていただいておりますので、当方としましては正確かつ公平な積算であると確信をしているところであります。

それから、さらに明確な積算根拠を示して説明をとということでございましたが、休憩を一旦お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時28分休憩

午前10時34分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 先ほど、中島議員から公共工事の透明性を徹底するためにも明確な積算根拠を示して説明をされたいというご質問でございましたが、これにつきましては、村としましては11月7日の臨時会におきまして議案参考資料、それから補足資料を用いまして説明、審議をして議決をいただいているものでございます。

また、先ほど休憩中に補足の説明をさせていただきましたが、そうした中でも南村長から議案参考資料の記載内容の工夫や、また必要に応じて補足の資料を作成するなどして議員の皆様にと丁寧な説明をするようにというご指示もありまして、今、取り組んできているところでもございます。

本件につきましては、11月7日の臨時会においてご可決をいただいているというところでありまして、改めての資料の提出や説明については行わないという考えでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいま2番の内容について、業者への発注とその工事費支払いの透明性と入札の公正性の担保についての1番をさせていただきました。これを聞くのも、村長が広報しんとうのコラムで述べられた公共工事の透明性を徹底していくということを書かれたので、じゃそれではこの透明性はどうかという質問でございます。

続いて、絡みがありますので、（2）番のほうで今の内容も含めて質問させていただきます。

榛東村第3区コミュニティ共用施設改修工事は、令和7年7月執行指名競争入札が行われ、執行結果を見ると最低価格とあり、最低価格の業者が落札できていません。現在、最低価格は公表されていませんが、価格設定は村長がされていると広報しんとうで述べられていますね。他者の入札価格を見て、こんな10万円単位の違いで落札できていない村内業者があり、村民から何らかの不正がないといけれどもの声が寄せられています。

吉岡町では、議員ですけれども、倫理条例で一親等の親族が役員をしている企業は、工事等の請負等の契約は辞退すると定められています。これこそ南村長さんの言う透明性の徹底だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど中島議員からご質問ございました最低価格という表現がござ

いましたが、こちらは最低制限価格ということでの回答ということによろしいでしょうか。そういった形で、まずはこちらのほうを答弁させていただきます。

初めに、入札に際しましては、予定価格と最低制限価格を設定しております。予定価格が落札の上限価格であるのに対しまして、最低制限価格は落札の下限に当たる価格でございます。最低制限価格は、当該案件に対しまして必要な経費などを発注者が勘案した上で設定するもので、これを下回る額で応札を行うと失格となります。

公共工事の品質確保の促進に関する法律において、発注者等の責務として、公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するために、最低制限価格等の設定その他必要な処置を講ずるよう定められております。最低制限価格を設定することによりダンピング受注を防ぎ、工事の品質を確保し、手抜き工事や下請へのしわ寄せなどを抑制することが期待できることから、本村では令和6年度から導入をしております。

今年7月に執行された令和7年度特定防衛施設周辺整備交付金事業榛東村第3区コミュニティ共用施設改修工事の入札におきましては、開札の結果、最低価格を提示した業者がただいま申し上げた最低制限価格を下回ったため失格となり、次点の事業者の応札価格が最低制限価格を超え、かつ予定価格の範囲内であったことから、次点の事業者が落札となったものでございます。こちら、この結果につきましては関係法令に基づいたものであり、当該案件については何ら透明性を損なう点はございません。こちらについては一点の曇りもございません。

また、ただいまお答えしたとおり、公正に執行された入札についての議員が、何の根拠も分かりませんが、不正という言葉を開会の議場の場で用いられたことにつきましては大変心外でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） そうですね、ただいま令和7年7月の執行入札結果というのがホームページにありますので、それを見させていただきますと、これ公表されていますので議場の発言でも問題ないと思いますけれども、入札執行日の次に入札に参加させるべき者として選定した者及び入札価格とあるんですが、その中で最低制限価格、最低制限、先ほどの質問はこの最低制限の意味だったんですけれども、ぐん・せい建商（株）さんが最低制限と書かれています。ここは別に金額を書いても何ら問題がないと思いますけれども、これは何か法例に準拠したものでしょうか。しているかしていないかでお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの入札結果につきましては法令に準拠しているのかというところでございますが、村の入札執行規程によるものでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 入札執行、多分総務関係の課がされていると思うんですが、最低制限と書いたり、いろんな書き方が過去に書かれております。統一されていないということは、今、総務企画課長が言った規定に基づいてというのがいささか不安であります。

その中で、この（1）にも該当するんですが、落札された方が、これで見ますと南榛工業株式会社さんということで2,680万円とあります。ですので、最低制限価格は公表しないと。事前公表、事後公表とあるわけでございますけれども、事後の公表はやっぱり透明性を高めるためにするべきではないかと考えておるんですが、なぜその不正の言葉というのと、先ほどの生涯学習課長がそんなに根拠はいらないんじゃないのかという、いらないとは言いませんね、根拠をお示しする必要はないのかというお話をいただきましたけれども、この3区のコミセンを落札された方、最低制限を割ってしまって、その上の方が南榛工業株式会社さんということなんですが、この会社の住所もホームページで公表されていますし電話番号も公表されていますが、令和5年度の南村長さんの後援会の収支報告書というのが群馬県の選管に届け出てられるわけでございますけれども、全く同じ住所、電話番号となっております。それ以上のことは推察ですのでここで申し上げるべきではないと思いますが、そういうものを見た村民が、何もないだろうけれどもというようなことを思ってしまうと。

ですので、そういう中で地方自治法142条におきましては、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人のというところが行きまして、形式的にここでは、地方自治法では親族を経営者としつつ実質的に当該会社を支配する場合があることから、上記の規定の趣旨を敷きならして、2親等以内の者が経営する会社という形式基準を立てて、その公共工事の公正性、透明性を徹底するというのが、南村長さんが広報しんとうで書かれた公共工事の透明性なのであるかなと考える次第なんです。

ですので、この（1）についても、この外構工事のJVの中に、どのような関係か分かりませんが、住所と電話番号が同じ南榛工業株式会社さんが入っていると。だから、その2点について透明性という部分をお尋ねした次第でございます。

2親等以内の者が経営する会社という形式基準を立てて請負させないようにするというのも十分あり得るところと考えます。例えば、自治法142条の趣旨を踏まえ、首長の近親者が経営する会社の当自治体からの請負状況についてというような内容で本来聞きたかったわけですが、議長が言葉のそごをご指導いただきましたので、分かりづらかったかもしれませんが、そのような状況の中で最低制限価格が事後公表されていないというのはどうなのかなと。令和6年から導入されたのであれば、事後であれば何のダンピングも断行もないと思いますので、改めてホームページで公表するなり、今後は入札後に最低制限価格を公表するという方法はお考えの中にあるのでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、最低制限価格の公表についてというお尋ねいただいたところでございます。

こちら、榛東村最低制限価格制度の実施要領、先ほど議員がおっしゃる令和6年、こちらにおきまして、最低制限価格などについては公表することを定めていないため、事前または事後公表はしておりません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） それでは、今後なんですけれども、皆さんで選んだ榛東村の南村長さんですから、そういうふうな形式的にも透明性が保たれるような行為といいたいまいしょうか、広報しんとうに書かれたような公共工事の入札及び契約の透明性を徹底していただければと思います。

幸い、榛東村議会においても議会運営委員会において請負、議員の請負契約についての公表についても検討しているところでございますので、執行においてもよろしくお願ひいたします。

続きまして、3番目に入ります。役場庁舎の、内容的には多様な子育て・村民支援と財源確保についてでございます。

（1）役場庁舎周辺の土手の除草などが平成21年9月の新庁舎建設より毎年行われて、約400万、全部が400万ということじゃございませんけれども、そのうち、最初はシルバー人材センターの運営の足しにもというか、お仕事にということでもされておりましたが、先頃いろんな危険性も加味して建築といいたいまいしょうか造園といいたいまいしょうか、そういった公共工事が扱える業者さんが担当してくださっています。

これ、過去16年分と考えると3,000万円を超えてくるのではないかと思うんですが、経費節減、財源がない、財源がないというこの今のこの近年の榛東村においては、ムカデ芝など費用が少しでも縮減できると考えますが、検討いただいたでしょうか。説明お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 役場庁舎の植栽管理につきましては、年間で草刈り管理が5回、芝刈り管理が5回、生け垣管理が1回という内容で業務を委託行っております。

先ほどお話のありましたムカデ芝につきましては、調べたところアレロパシー作用により雑草が生えにくくなると言われており、農業において除草作業の軽減や畦畔の崩落防止を目的としてグランドカバープランツ、こちらが芝生のように地面を覆って育つ植物のことということで、導入されている

ことがございます。

ムカデ芝を役場周辺の土手に施工する場合、施工費、定着までの管理費用、定着後の定期的な芝刈り費用が当然必要になってくると思われま。経費節減のためにとのご提案でございますが、ムカデ芝の植付けによります経費面での優位性というのはございません。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ムカデ芝について勉強していただいて、費用対効果も見ていただいたと。確かに、長い目で見るとムカデ芝は決して切り取ることがないんです。ムカデ芝は生えっぱなしでいいので、そこら辺の見解は間違っていらっしゃるのかな、勘違いされているのかなと思いますけれども。そこで、ムカデ芝が生えた暁には小さな草を抜く程度、これこそシルバー人材センターにお願いできるかなと。今後、高齢労働者といいましょうか、高齢ワーカーが増えますので、そういうところでもかなりの土手をしょっていますので、いい仕事になるんじゃないかなと思っております。ご検討を引き続きお願いします。

（2）南村政における子育て支援として、多様な子育て支援の一つとして、無料で指導員の先生が遊び場の指導、遊びの指導をしてくれる児童館が間もなく閉鎖されると。間もなくというのは、議会でも、私は反対しましたがけれども、賛成多数で議決になりました。児童館が今月末をもって廃止されるので間もなくということですが、新聞ではもう早々に書かれておりますけれども、その代替となる児童福祉法に規定される施設を整備されるお考えはありますか。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） まず初めに、今、議員がおっしゃったような子育て支援の一つとして児童館を廃止すると説明した記憶が私にはございません。

榛東村児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、過日の臨時議会でもご可決をいただいております。児童館の機能を一部、児童館の機能を移転することにつきましては、これまでも二度の議員全員協議会で説明をさせていただいております。

今後につきましても、全員協議会でご説明申し上げましたとおりであると認識していただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 何か文章を読み間違っているんですか、南村政は多様な子育て支援をしてくださると思っておったところ、無料で指導員の先生が遊び場というものが、やっぱりその経費の関

係としんとびあに移るといふことで、機能移転するといふことが一部機能移転に変わってきたと。確かに、住民生活課長が言うように機能移転、一部機能移転といふことで説明は何度も何度もいただいておりますが、……………

……………

ですので、閉鎖については可決されていますので、代替となることをお考えはありますか。お考えがあるかないかでお答えいただければいいと思いますけれども、お願いします。

〔「議長、暫時休憩」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 先ほどの発言の中で、私は児童館の廃止に反対としましたが、賛成多数で廃止は可決されましたと述べましたが、聞き間違えるようなところがあったら訂正をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 今、中島議員から訂正の申立てがありましたので、これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 10番生方議員。

〔10番 生方勇二君発言〕

○10番（生方勇二君） 私は、今、先ほど聞いていて、中島議員は反対したというのは、それはそれでいいんだと思うんですけども、可決したことに関して議員の皆さんが納得しているのかどうかということをおっしゃったので、暫時休憩をして議長に申出をいたしました。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 先ほど、発言のし間違いがあったというような発言をしましたけれども、テープを確認していただいて、発言の言い間違いがあればそのとき訂正を申し出たいと思います。

続きまして、そうしましたら（3）でございます。平成8年4月施行のサイバーセキュリティ基本法施行に伴う榛東村が定めなければならないサイバーセキュリティの確保の方針策定の状況とその効果についてをお尋ねしようと思うところでございます。

その中で、サイバーセキュリティ法というものが時限立法で来年の4月から施行されると。それまでに村も議会も指針が、ガイドラインのようなものがつくられると想定しております。法に基づいて。

その中で、村は令和8年4月施行の新たなサイバーセキュリティの枠組みを見据えて、本村として議会における全議員1人1台端末の整備をいつまでに実現するお考えなのか、具体的な年度目標をお示しいただければと思います。

サイバーセキュリティ法というのは、1人も取り残さないデジタルディバイドというのを起こさないための法律です。それが4月施行という中で、小中学校は全員タブレットがあつて、職員にもPCがあつて、議員には半分しかタブレットがないという状況でサイバーセキュリティ法のガイドラインはつくれないと思いますが、そこら辺の議会は議会として検討されるものですが、村側としてはどういうお考えでしょうか。デジタルディバイドについてお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの中島議員の議会に対するタブレットPCの整備のところにつきましては、こちら通告にございませんので、回答のほうは控えさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 通告にないですが、サイバーセキュリティ法の施行は確実にやってまいります。残りの期間でしっかりご議論ください。

残り6名のタブレットの整備ということで、かなりの紙媒体の節約になると。年間で数百万単位になるのではなかろうかと思っております。その中で、今ほとんどその印刷に2人の職員、局長、職員さんの手間が取られています。そういったことを考えると、早々にデジタル、サイバーセキュリティ法に基づいた指針に伴い……

○議長（善養寺 孝君） 以上で質問順位7番中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

再開を11時10分といたします。よろしく申し上げます。

午前11時休憩

午前11時10分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位8番柳岡利精議員の一般質問を許可いたします。

3番柳岡利精議員。

〔3番 柳岡利精君登壇〕

○3番（柳岡利精君） 皆様、こんにちは。

傍聴の皆様、ご苦労さまです。

3番柳岡です。ただいまより、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

本日は、村政の根幹となる住民サービス、学校におけるAI活用、DX推進、シビックプライドの4点を質問し、榛東村の今と未来に向けた課題解決と具体的な施策について、執行部の認識と取組について確認したいと思います。

まず初めに、村民サービスについてです。

先日決議されました新公民館のしんとぴあは、平時においては村民の文化活動や憩いの新しい拠点として、緊急時には村民の命を守る拠点として重要な役割が達成できるよう、心より願っております。

しかし、新しい施設であるからこそ、今後の利用を通じて村民の皆様から様々な意見や要望が上がってくるのが想定されます。そこで、村民の声が施設の円滑な運営やサービス改善に的確に反映される仕組みが極めて重要だと考えます。

今後、村民の要望・意見をどのように収集し、分析し、施設の運営改善に反映させるか、その具体的な仕組みについて村の考えを確認いたします。

以降は自席に戻り質問をさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 議員から通告いただいたのが、しんとぴあの利用が今後進む中でというお話でしたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、住民の皆さんの声、大事にしていきたいと考えております。その収集方法につきましては、まずはやはり住民の皆さんから直接お聞きするもの、また電話やメール、目安箱といった方法のほかにも、他の課の職員から何ような場合もあります。また、村民代表により組織された社会教育委員会議での協議、それから教育委員さん、必要に応じましてアンケート調査やワークショップを実施して、これまでと同様に住民からの声を収集をしていきたいと考えているところでございます。

その分析につきましては、11月7日議員全員協議会を開催していただきまして、新公民館の開館に向けた例規の整備等について説明をさせていただきましたが、その際にもいろいろな角度から、多方面から検討を行ってきたというふうにお話をさせていただいたと思います。それと同じように、住民の皆さんから寄せられる声、意見につきましては多様な観点から分析・検討を行っていく予定でございます。

それに基づきまして、改善につきましては、改善したほうがよいと判断される場合には、費用面、予算措置の状況、そういったものや緊急度などを検討し、時期や方法なども検討いたしまして改善に

着手をしていきたい。できないものにつきましては、できない理由も添えてきちんと説明していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございます。

このしんとぴあに対して、既に要望に関するものという観点からすると、先般の9月の児童館閉館説明会に参加された利用者、こちらのほうから、児童館がしんとぴあに機能移転するに当たり利用者として危惧することを要望書とまとめ、1か月余りという短期間で220名の署名活動になりました。決して小さな声だとは私は思っておりません。この要望書は、10月30日に教育委員会の村上課長のところに要望書として手渡しさせていただいております。

この要望書は、大項目として、安心して利用できる環境づくり、そして学習ワーキングスペース、最後にキッズスペースと世代をつなぐ工夫という形でとても前向きな要望が挙げられております。要望をしっかりと仕組みで吸い上げる形を取っていただくことによって、毎回毎回要望書をつくって提出されるというのも非効率ですし、皆様の意見が伝わっていないというような状況になってしまいますので、ぜひ、今でいったらLINEだとかホームページからの案内、要望を聞く窓口をつくるとか、新しいしんとぴあですから、そういう要望が多分ここ1年でどっと出てくると思いますので、その対応をぜひよろしく願いいたします。

次に、令和6年4月からプラスチックごみの取扱いについて伺います。

住民から、回収回数を増やしてほしいという要望が聞こえてきています。現在週に1回の現状では、家庭にプラスチックごみをストックしておく場所の確保が難しい、悩んでいるという声も多く聞こえてきます。置けない家庭においては、可燃ごみとして出したり、村内及び近隣のスーパーなどの回収ボックスを利用している実態が見えてきております。

プラスチックごみの回収並び回数、回収回数について、今後の取組について確認いたします。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） ただいま議員からご質問があったことに関しまして申し上げます。

プラスチック類のまず回収は、令和6年度から渋川地区広域市町村圏に加入いたします渋川市、吉岡、榛東の3市町村で同時に収集を開始いたしました。実績としては、令和6年度分のみとなりますが、渋川市は32万3,890キログラム、吉岡町では15万4,040キロ、榛東村は7万2,130キロとなっております。

回収回数につきましては、広報しんとう4月号、本年4月号の「教えて！しんとうちゃん」にプラスチックごみの捨て方について掲載をしていますとおり、まず回収量を増やす取組をお願いしているところで

ございます。これによりまして回収回数の検討が必要となった際は、改めて検討してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 答弁ありがとうございます。

プラスチックごみについて、もし回収回数を増やすとした場合、村の負担もしくは住民の負担というのはどのように変化するとお考えでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 令和8年度予算にも関わる話ですので、つかみといたしますか倍数で申し上げます。

例えば、週1というのを想定した場合に、今現在月2が月4になるわけです。それなので、やや倍近くそのプラスチックごみの回収に関しては費用が増すのではないかと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 回数を増やせば村の負担が増えるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） はい。村の負担が増えることとなります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） そうはいつでも、やはり家庭、住民サービスという観点からすると、もう少し歩み寄れるところがあればなというふうに思います。

続きまして、そうですね、すみません、プラスチックごみと比較してよく挙げられるのがペットボトルです。ペットボトルは資源ごみとして回収されております。夏の期間、多くのペットボトルが資源ごみとして自治会さん、自治会長の協力、自治会の協力の下、資源としてリサイクルしていただきました。

先ほどお話をいただいていた渋川の広域組合のホームページによると、ペットボトルリサイクルの搬入量は、令和6年度のデータで渋川が164トン130キロ、吉岡が51トン770キロ、榛東は4トン20キロというふうに榛東だけがこの渋川広域では極端に少ない状況に思えます。加えて、前年との増減を

見ると、榛東だけがマイナス240キロという形で減っている状況があります。これも、やはり家庭でのストック、プラスチックごみと同様にペットボトルのストックがしづらいという要因かもしれません。ですので、近隣の市町村を参考に、村民が環境を配慮したリサイクル活動がしっかりとできる仕組みづくりを望む声が出ておりますので、今後、調査検討を含めて研究していただければと思います。

続きまして、学校教育でのA I活動についてお尋ねします。

新しいタブレットは、児童生徒にしっかりと適応させて、適応というか配布していただいて、とても児童からは評判がよく聞こえてきます。子どもたちのI C T学習が進むことを期待申し上げます。

ただ、利用が進むにつれて、児童が使うタブレットでも、私たち一般のパソコン、タブレットと同様に、システムのアップデートにより自動でどんどんと使い勝手がよくなってきています。それに伴って調べもの学習等ではA Iが使える環境になってきてしまっているという状況もあります。

この状況から、児童の学習及び教員の負担軽減におけるA I活用の方針について、教育委員会の見解を確認いたします。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 生成A Iをはじめとするデジタル技術は、それを活用することによって学習指導要領に示す資質能力の育成、それから教育活動の目的の達成のために効果がある場合にのみ用いることをまず大前提とさせていただいております。

令和6年12月に示されました初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドラインに基づき、本村でも活用していくことになりまして、現在も活用しております。

生成A I、大変便利なツールではありますが、一方で様々なリスクの存在が指摘されているため、生成A Iについて学ぶこと、生成A Iの使い方を学ぶことなど、情報モラルを含む情報活用能力育成のためのカリキュラムを発達段階に応じて計画的に組むことが求められております。そういった方向性にととって本村でも進めているということでございます。

また、教職員の負担軽減に関わるというところでございますけれども、こちらについては教職員は大人でございますので、逆にA Iのメリットに関わることを最大限使っていくということになると思いますけれども、業務の負担軽減のための活用として、例えばですけれども目的に応じたアンケート案の作成、集約、時間割編成、知識の定着を図るような確認テストの案の作成等が想定されるわけですが、そういったことを進めていくということでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございます。

児童にこのA Iを活用させるというのは、賛否両論あるとは思いますが。ただ、システムがアップデ

ートすることにより、本当に手が届かない管理の仕方になってしまう、制限がかけられない状況になってしまうので、これはしっかりとそのガイドラインに従って、生徒並び先生方の活用をご期待したいと思います。

特に、AIが繰り出す情報については、フェイクする情報だったりいろいろな誤った情報も含まれたりすることがあるというふうに認識しております。それらの情報モラルやデジタルシティズンシップ教育をどのように実施されているかお伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 今、議員が危惧されている点については、特に対話型のテキスト生成AI等も含めてだと思いますけれども、例えばですけれども、対話型テキスト生成AI、あたかも本当に対話しているかのような錯覚に陥る場合がございます。これは我々大人が使っていても同様です。生成AIの回答はコンピュータープログラムが計算によって作り出した回答であり、真実や事実と必ずしも一致しないという認識を持って利用する必要があると考えております。答えを求めるために用いるのではなく、自分の考えを形成するプロセスにおいて必要な情報や考えを見直す、必要な情報や考えを見直す視点などを得るために用いるということが必要であろうというふうに考えております。そういったところを、いわゆるモラルとして児童生徒にも適正に教育していく、計画的に教育していく必要があるというふうに考えております。

また、教育委員会といたしましても、もちろん各校の実態、児童生徒の実情を踏まえて、安全で適正に利用できるように対応したいというふうに考えております。

教育情報セキュリティポリシーの策定に向け、教育委員会内でも検討を進めているところでございます。先進事例の周知、ヒヤリハット事例の共有など研修を行うとともに、各校情報主任を中心とした情報活用能力に係る意見交換や研修の機会を設けて、本村の子どもたちが自律的にAIを活用するための支援策を講じていく予定でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） そうですね、教育におけるセキュリティポリシー、重要だと思いますので、ぜひ推し進めていただきたいと思います。

インターネットの普及により、大学生が得られる情報、知識等が子どもでも手が届く時代、既にそういう時代になっています。そして、今回のAIの普及によって、大学の教授や専門家の知識、そして作業の分担、そしていろいろな先ほどおっしゃられたように助言を得られるような仲間が得られた、そういう時代に突入してきていますので、先ほど事例でお話しされていたように、海外ではAIに人生相談をした子どもが、その気持ちに寄り添い過ぎたAIのことを信じて悪い状況に陥ってしま

った、招かれてしまったという事件もありました。そのようなことがないよう、家庭としっかりと連携をしながらA Iの活用を進めていただきたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 教育長。

〔教育長 須永光明君発言〕

○教育長（須永光明君） ご質問ではないんですけども、生成A Iの……

〔「終わっていないんですけども」の声あり〕

○教育長（須永光明君） 生成A Iのことに、課長が今、答弁をさせていただいたんですけども、子どもに使わせるということについては慎重であるべきだというふうに思っています。

大人が使うのと子どもが使うのは、やっぱり違うんだと思うんです。これから思考をつくっていく子どもたちが自ら考える能力を育てるために、本当に生成A Iが役に立つのか、かえって邪魔なのか、この辺はしっかり考えないといけないというふうに思います。

今、世間でA Iについて、使うことはいいことだというのが風潮だと思うんです。それは、自分の考えを持てるようになった大人が使うという世界です。ただ、その自分で考えることになった大人が使っても、生成A Iに引っ張られてしまって違うほうへ行くというのが現実だと思うんです。ですから、コンピューターを使えば全てが解決するというものではありませんので、よさを生かしながら、榛東村としては子どもたちについては慎重に考えてまいりたいというふうに思いますので、そこはちょっと補足をさせていただきます。

以上です。すみません。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 私も同じように危惧しているところは一緒だと思います。

ただ、群馬県でも生成A Iを活用する研修が進んでいて、そのガイドラインを理解するために、令和6年7月16日、令和6年8月9日、こちらのほうで実施されていると思います。それを基に言われているのは、やはり子どもたちの思考の補助と、あと議論の進行、これに対しては使っていくのが適切だというふうに言われていて、不適切だと言われているのはやはり創造性、そして感性を発揮する場面については、やはりおっしゃられたように村独自の考え方をしっかりと当てはめて、先ほど言われたポリシーをつくって進めていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

ですので、そういうような話も教育大綱、それぞれの教育計画に反映して今後実施していただけるというふうに願う次第でございます。

I TリテラシーやA Iリテラシー、これを身につける時代だと言われておりますが、先ほどお話があったようにいろいろな角度で検討していく、慎重に行くというのもよいかと思います。

ただ、時代の流れと今の学校教育の教室の中での世界が少しずつ乖離が出てしまっているところは、今後、検討していただきたいことだと私は思っております。

続きまして、榛東村のDX推進について伺います。

榛東村が推し進めるDXについて、村民サービス、幼稚園や小学校、中学校の校務、榛東村の役場職員作業など各分野における具体的な進捗状況、そして今後の明確なロードマップを確認したいのですが、その前に榛東村にはDX推進計画というものが存在していることを先般の打合せの中で知りました。そして、先日その計画書を請求させていただきました。手元に頂きまして、拝見させていただきました。資料のご提供ありがとうございます。中身を拝見しましたが、村民へ公開をしても何ら問題がない内容であったのではないかと私は感じます。

実は、村民から、榛東はDXに取り組んでいないの、前向きじゃないよねという声をよく聞きます。このような印象は、やはりせつかくDX推進計画という形づくり、そしてそれに従い実行している状況です。ですから、情報公開を適正に透明性を持って行うことで解決できていたのではないかなというふうに私は思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの質問でございます。DX推進計画、こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり推進計画のほうを庁舎内で推進、計画定めているところでございます。

なお、中、内部のところで一部予算的な部分等で開示できない部分等もございます。全体的な推進計画の大まかな流れ等を開示できる部分、そちらにつきましては今後、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 答弁ありがとうございます。

ぜひ、今後はできるだけ情報公開を適正に、透明性を持って行っていただければというふうに思います。これは、多分ほかの計画書であったり資料であったり、情報も値するものと私自身は考えております。

続きまして、住民サービスのDXの目玉として、村長の公約であった住民票等のコンビニ交付、これは私も期待するところだと思います。

村では、閉庁後の夜間窓口や日曜窓口を設置して人力で対応していただいています。しかし、2025年7月17日現在の群馬県デジタルトランスフォーメーション課が公開している情報によると、榛東村近郊では前橋、高崎、渋川、吉岡を含め約75%、4分の3の県内の自治体26市町村が既にコンビニ交付のサービスを開始しています。やはり、村民の方から、ほとんどのところではやっているのと言われてきています。

心理学的に、このほとんどという割合をちょっと調べてみると、40%から60%だそうです。面白い

ですね。大体この基準は、基準というか何か感覚的には、何か村民の方と実際のデータが近い値よりもさらに75%という数字がしっかりと村民にイメージにつながってしまっているのではないかと想定できます。

本村は既にベッドタウン化していて、村外で共働きする家庭が多くなっている状況であります。そして、転入・転出者が多い自衛隊所属の住民の方も多くいます。住みよいむらづくりを進める本村では、住民票などのコンビニ交付について、コンビニ交付のサービスについて、今後どのような取組お考えでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 具体的にコンビニ交付について質問するという通告はなかったそうなのですが、コンビニ交付ということに関しましては、これまでも議会のほうにも説明をしてきているかと思うんですが、来年度の事業でやりますよというお話を計画上させていただいてきていると思います。

このDX計画が、実は私が村長に就任したときは榛東村なくて、これがないと要は地方創生のデジタルの交付金を活用してDXの事業を進められないというところで、本当に職員が頑張ってくれて、短期間でつくってくださった計画で、本当によく短期間でやってくれたなと私も本当に感心をしているところではありますが、一応その計画上では令和8年の10月から開始されると。

遅れたというか、もっと早くできないかという調整もしたんですけれども、国のほうのシステムの標準化が今年度やっているんですね、ちょっと答弁準備していないので数字が間違っていたら申し訳ないんですけれども、その標準化をする前に始めると、また標準化後にまたさらにそこでこちらのシステムをまた変えてお金も、費用も倍じゃないんですけれども、またかかってしまうというのがあったので、国の標準化のシステム改修が行われた後にこれを実施するほうが費用対効果含めていいんじゃないかということで、今、この計画のタイミングになっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ありがとうございます。

では、その8年度に確実に、いろいろなものを考慮しながら住民サービスが進む、今回のその何ですか、住民票発行を含めて住民サービス、これらの選択肢を増やすだけでなく職員の負担軽減にもつながりますので、ぜひ榛東村の未来を設計する第7次総合計画に盛り込みながら、KPIを定め取り組んでいただくようお願いいたします。

続きまして、GIGAスクール構想もはや6年がたとうとしています。学校の校務におけるDX推進の状況について伺います。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校の校務についてということでございますので、お答えをさせていただきますと思います。

学校や幼稚園における校務のDX化につきましては、これまでに欠席連絡の電子化、保護者向け一斉メールの配信、校務支援システムを活用した教職員連絡のデジタル化、ペーパーレス化、Microsoft Formsを利用したアンケート作成と集約等を既に実施してきております。また、一部の学力調査でCBT化などに取り組んでまいりました。オンラインの授業も実施しております。業務の一定の高率化が図られたり、必要に応じた学びの個別最適化が図られたと捉えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） ありがとうございます。

いろいろな観点でDXの推進というのも進めていく必要があると思います。その一つに、先ほどいろいろと学校におけるDX推進の状況というのもお伺いしました。さらにいろいろな職員、教職員を含めて負荷軽減に使えるようなDX推進というのを進めていただければ幸いです。

ただ、そうはいつでも先生方の負荷軽減に、今現在はそれほどその新しいタブレットやノートパソコンが入ったことよっての効果が現れていないように伺いました。現在、小中学校にそれぞれ1週間、週に1回配置しているICTの支援員では、先生方の支援の要望に応えられていないのではないかと考えますが、そのことを加味して来年度、ICTの支援体制についてお伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 先ほど議員のお話の中にございましたタブレットの更新、それから校務用のタブレットの配置等で負担感の軽減、直接感じられていないような声が届いているというふうにお話ございましたけれども、教育委員会としてはそういった情報は把握してございません。

また、現状のICT支援員の配置の状況で、基本的には課題解決されているものというふうに捉えてはおります。

ただ、今後様々、例えば今後のDX化を推進していくプロセスの中で、例えばですけれども、児童生徒の学習データの蓄積、スタディログの利活用による個別最適化、学習履歴の共有による共同学習の深化など、現在一部の教職員が取り組んできているDX推進事例を共有し広げていくということについては必要があるというふうに考えておりますので、ICT支援員にそこを委ねるのではなく、そこについては先進事例を職員間で共有することによって担保できるものと考えております。

また、来年度のICT支援員の配置につきましては、次年度予算に関わる、編成に関わることでありますので、ここでの答弁は控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございます。

先ほどの答弁の中でお話のあったスタディサプリなんです、スタサプ。

〔「スタディログ」の声あり〕

○3番（柳岡利精君） スタディログ、すみません、取り消します。

先日、人権の研修の中において南小学校を訪れました。それを見て、北小の子どもたち、南小の子どもたちからも、2つの学校の間で意見交換会というかコミュニケーションを取りたいというご意見がありました。ぜひこのICT、タブレットを使いながらオンラインで、オンライン学習を通してこのコミュニケーションを取るというのも、事前準備をすることも先生少ないですし、生徒の移動時間も手間もないので、ほかの学校ではよくやられている事例です。中学校に上がる前の児童生徒に、事前にこういう子どもたち、もしくは他校の子どもたちのコミュニケーションという取る場を設けていただければというふうに思います。これは、ほかの学校では海外とのコミュニケーションを取るというのもやはりオンラインでやっていたりしますので、その辺は今後前向きに検討していただければと思います。

もう一つ、生徒のタイピング能力というのは、授業の質を高める、先生の授業をより効率的に活発させる一つの手法であるということは、既にいろいろな学校で実証されています。これは学校のDXにもつながります。ですので、生徒のタイピング能力を上げていく取組というものについて、教育委員会のほうではどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） まず、ご質問にお答えする前に、南小、北小学校の児童の交流ということでお話がございました。

まず、交流が必要であるというふうに判断がされて、なおかつそれが、これだけの距離ですので、直接の対面ではなくオンラインである必要があるという状況であった場合にのみ検討ということになるかなというふうに思います。また1月に、いじめ防止というテーマが限られたものではございますけれども、小中の子どもたち、代表の子どもたちが交流する機会も予定はされております。

それを踏まえまして、タイピングスキルのことについて、それがDX化につながるのではないかなというようなご指摘でございますけれども、タイピングスキルにつきましては、総合的な学習等を通して教育課程にのっとって、教育課程の中で計画的に行っていくものというふうに捉えております。それは基本的には授業の一環でございますので、長い目で見たときにDXということはあるのかもしれませんが、直接的なつながりがあるというふうに今、私捉えておりませんので、答弁はそこまでにさせ

ていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございます。

いろいろなところの事例も参考にさせていただきながら、先ほどお話があったように榛東村の中で成功事例含めていろいろな情報を共有しながら、切磋琢磨で先生方、そして榛東村全体が進めていければ、私も喜んでいるところでございます。

次に、DXを実効性のあるものとするためには、やはりそれを担う人材の確保や育成が不可欠です。DXを推進するため、人材育成をどのように進めているかお伺ひします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、村長部局のほうから答弁させていただきます。

DXを推進するための人材育成につきましては、令和5年10月に総務省地域情報化アドバイザー制度を活用いたしまして、地域情報化アドバイザーの高橋邦夫氏に、機運の醸成といった観点からDX研修を実施していただきました。

その後については、所属横断で構成するDX推進会議で研修、DXに係る研修等を実施し、人材育成やDX推進に努めております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校に関わるところでご答弁申し上げます。

学校や幼稚園におきまして、校務のDX推進のための研修は、主に情報主任による研修の復命、校内研修による情報共有等により適宜行われております。また、県のDX推進員の活用もできる状況になってございます。

具体的な個別の課題につきましては、先ほどから話題に出しておりますICT支援員に個別に適宜質問をしながら解決をしている状況です。先進的な取組や情報をお互いにシェアして新しいスキルを得たり、個別の課題を1つずつ解決したりしながら進めております。今後も、学校の実情と必要に応じて適宜研修を行ってまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございます。

多くの方がスマートフォンやLINEなどを使いこなすように、やはり使うと便利だな、使ったほうがいいなと思ってもらえるような教育というか人材育成というか、環境整備というのが重要だと思いますので、DX推進するためには、です、知識も必要ですが、やはり成功事例の共有や疑似体験をする研修など様々な方法を使いながら進めていただければと思います。

ぜひ、主幹となる部署を定めながら推進するのもありかなと思っております。名は体を表すという言葉もありますように、DX推進に取り組んでいるなど、この村はやっているなどというふうに思ってもらえるように、ぜひ進めていただければと思います。

続きまして、シビックプライドについてお話しします。質問させていただきます。

地域のコミュニティーの基盤、考え方の基盤となるシビックプライドについて、村のお考えをお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） シビックプライドは、地方創生やシティプロモーションなどに対して効果が見込まれるとされておりまして、この効果を期待した一部自治体が取組を進めているものと承知しております。平成20年ごろから用いられ始めたとされまして、地方分権の進展や平成の大合併などがその背景にあり、自治体独自のアイデンティティーや魅力を模索する需要が高まった時期、この言葉が使い始められたようでございます。

シビックプライドにつきましては、市民の誇りを意味いたしまして、自分が住む地域やまちに対して抱く誇りや愛着のことであるとされ、単なる地元愛や郷土愛とは異なりまして、地域の一員として自覚を持ち、主体的に地域の発展に貢献したいという当事者意識や意思が含まれている点が特徴であるとされております。

本村につきましては、村総合計画を頂点とし、様々な個別の計画がありますが、シビックプライドという単語はこれまでの間、用いられておりません。しかしながら、本村においてこの趣旨に沿った施策が全く行われてこなかったというわけではございません。

例えばなんですが、村ではシビックプライドという言葉を使って施策を推し進めてきたわけではございませんが、先人たちが昭和56年に制定した村民憲章には、私たち、つまり住民が主体となって環境を整え、郷土を愛し、文化財を大切に、生産に励みなど、誇りを持って自分たちが主体的にむらづくりを進めていこうという思いが込められており、そういった中でむらづくりを進めてきています。

ただ、実際には一般的に言われる地域の人間の関係の希薄化なども進み、村でも地域に対する愛着や誇りといった部分が薄れてきているのではないかと感じております。そのため、様々な事業の中で家庭や地域と連携強化や、人と人を結びつけ相互に理解し尊敬し合える土壌を築くなど、愛着や誇りを持っていただくことにつながるよう取り組んでいます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） シビックプライドについてのご説明も入れて説明していただきまして、ありがとうございます。

郷土愛という形とすごく似ていて、郷土愛というのはその地域に生まれ育った人を対象にしたものであって、シビックプライドというのは榛東村に住んでいる人以外にも観光で訪れた人やふるさと納税をした人など、貢献したいというふうに思っただけの方対象です。この辺が枠が少し違ったりとかしますので、関係人口の構築にも貢献してきて、地域創生という観点で生まれてきている流れだというふうにも私は理解しております。

ですので、自治会の活動や地域の役員など住民の参加不足が深刻する中、村としてこのシビックプライド、先ほど言われました当事者意識に基づく誇り、もう貢献していくというそういう考え方をしっかりと持っていただくように、村のほうでも推し進めていただければと思います。

次に、その上で、今後、住民の榛東村へのシビックプライド、住民もしくはほかの関係の方々へのアプローチも含めて、シビックプライドの醸成を促す活動というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） シビックプライドは商標登録されている言葉だと認識をしています。先ほどおっしゃるように、住んでいる人だけでなくということでもありますけれども、特にシビックプライドという言葉は村はこれまでの計画とかでも使っていないですし、これからもちょっと使う考えは今のところなくて、打ち出して、全面的にそのシビックプライドを打ち出していく考えは今のところないです。

理由としましては、今、e n j o y S H I N T O ということで、先日のイベントもそうなんですけれども、例えば上毛新聞の広告にしてもずっとそのe n j o y S H I N T O を使っていて、それが今キーワードに、村のキーワードになっていると私も思っています。

そのe n j o y S H I N T O の意味も、榛東村で暮らすこと、働くこと、遊ぶこと、食べること、そういったことも楽しんでいただきたいというところは、暮らしている方だけではなくて、働きに来ている方もそうですし、遊びに来ている方もそうですしという、ちょっとシビックプライドの住民だけじゃないというところと似ている部分があるなと私は思っていて、そこで村づくりの一つのキャッチフレーズとして、誰もが、村民はもちろんなんですけれども、誰もが自分らしく前向きに日々を楽しんでいただきたい。やっぱり人生というのは楽しいことだけではなくて、つらいこととか悲しいこととかいろいろあると思うんですけれども、そんな中でも榛東村での暮らしや働き、遊びを楽しんでいただきたいという思いでこのe n j o y S H I N T O を使っているわけでありましてけれども……

○議長（善養寺 孝君） 時間になりました。

○村長（南 千晴君） 答弁はいいですね。

○議長（善養寺 孝君） すみません。

○村長（南 千晴君） それで、それをやっぱり前面に出していきたいですし、enjoy SHINTOという言葉のほうが村民にも、シビックプライドと言われてみんなが理解がすぐできるかということ、ちょっとどうかなと私は思っています、enjoy SHINTOのほうがある意味今浸透しはじめていて、メッセージ性としては村民がみんなこの榛東村で楽しもうというところで分かりやすいなと私も思っていますので、シビックプライドということではないですけども、enjoy SHINTOという形で、それも前提にあった上で様々な施策を進めて行きたいと今、考えているところがあります。

村づくり祭もそうですし、enjoy SHINTO村づくり祭も、村民だけでなく村外の方も来ていただいていますし、企業の方だったり団体の方だったり住民の方だったり、絶対住民票がなきゃいけないとかということではなく、榛東の働きに、企業の方は村外の方が働きに来ていたりもしますので、あれも本当にその一つの取組だと思っていますので、そこを重要視してやっていきたいと思っています。

時間なので短めですか。よろしくをお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 以上で質問順位8番柳岡利精議員の一般質問を終了いたします。

ここで、昼食休憩といたします。再開を午後1時30分といたします。

午後0時2分休憩

午後1時30分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

**◎日程第2 議案第97号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について**

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、議案第97号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第97号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書につきましては1ページ、議案参考資料につきましては1ページをご覧ください。

初めに、提案理由についてご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令の等の一部を改正する政令の施行に伴い、関係条例の整理を行うものです。

提案する関係条例の整理の内容は、法令の一部改正により、村の条例が引用している条の番号ずれが生じたことについて改正を行うものです。条の番号ずれのみであり、条例の内容についての改正はございません。

当該法令の引用により、条の番号ずれを整理する必要がある条例は、榛東村監査委員条例、榛東村長の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び榛東村公営企業の設置等に関する条例です。この一部改正条例の施行日は、当該法令の一部改正の施行日と同じ、地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条第3号に掲げる規定の日の施行日となっております。

以上で議案第97号の説明を終わります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第97号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第3 議案第98号 榛東村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、議案第98号 榛東村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 議案第98号 榛東村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案説明をいたします。

議案書は3ページ、議案参考資料は5ページでございます。

最初に、議案3ページをご覧ください。

同条例の新規制定について、議会の議決を求めるものでございます。記載の提出日でございます。

続いて、議案概要は、議案参考資料5ページをもって説明いたします。

趣旨・目的でございます。

全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして、国において創設されたこども誰でも通園制度を実施するために、必要な当該事業の実施に係る設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

概要でございます。

第1章の総則、第1条から19条、第19条までは、事業者の運営に係る一般原則及び安全対策等となっております。第2章の事業、第20条から第27条までは、事業の定義及び設備等の基準を、第3章の雑則、第28条から第29条については、電磁的記録及び規則委任を規定したものとなっております。

施行日は令和8年4月1日を予定しております。よって、予算措置も令和8年度当初予算において計上することとなっております。

以上、雑駁ではございますが説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 新しい条例ができるということ、新しい法律に基づく条例ということで、この条例の該当するような施設というのは、具体的に設備の基準というので書かれていますが、具体的な園名と、あとは新しい財源措置というのはどのようになっているか、お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） まず、施設に関しましては、これまたいろいろあるんですけども、いろいろあるというのは、こども園に限るとかそういう規定もでございます。

そのために、今ある榛東村の保育園並びにこども園を申し上げますと4園、榛東北部、榛東中央、榛東南部並びにひこばえ、こちらの、並びにあと幼稚園型というのもありますので、しんとう幼稚園も含めると、現在のところなんですけれども5施設が対象となり得ます。

また、予算財源なんですけれども、今朝、担当にも確認をいたしました。新聞報道等はまだあるんですけども、国のほうからはっきりとしたお伝えできるようなあれがなくて、令和8年度当初予算、こちらのほうには間に合わせるようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今、5の施設という回答をいただきました。

この議案書の11ページ、余裕活用型乳児通園支援事業というのあって、これの第26条の（4）家庭的保育事業を行う事業所、榛東村家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というのがあるんですけど、これに該当する施設はないということではよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 先ほど説明をいたしました、保育園並びにこども園に関して、先ほど対象となり得る施設を申し上げました。

こちらのほうにつきましては、今のところまだ誰でも保育のほうを予定しているものではございません。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） これ、榛東村の乳幼児が通園するという、乳児が通園するという条例です。

だから、乳児が通園する場合には新たな施設ができては該当するかどうか、それは法令の何に基づいてなのか、回答をお願いします。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時51分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 先ほどの乳児等の定義でございます。

一般的に1歳の、その満1歳のことを乳児と定義をしているそうでして、その等を含めると、今回の事業におけます乳児等とは、生後6か月から3歳未満が対象となるものでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第98号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第4 議案第99号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、議案第99号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第99号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書14ページをご覧ください。

議案第99号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定を提案するものでございます。

中身については、議案参考資料にてご説明をいたします。

議案参考資料6ページをご覧ください。

趣旨・目的でございます。

国土交通省水管理・国土保全水道事業課長より発出された通知、災害その他非常の場合における給水装置工事の施工についてに基づき、災害時における宅内配管の早期復旧に対応できる工事業者を確保するため、他市町村が指定した給水工事業者による工事の実施を可能とするとされました。これに伴いまして、全国の水道事業者に求められた条例改正の検討を踏まえ、本村でも所要の改正を行うものでございます。

概要につきまして、改正内容、給水装置工事は、村水道事業者が指定した工事業者だけが施工となっておりますが、災害時等においては、他市町村の水道事業者が指定した工事業者も施工が可能とするものです。

施行日は、公布の日から施行するとしております。

次のページ、議案参考資料の7ページをご覧ください。

新旧対照表となっております。左が改正案、右が現行です。

第7条第1項に、下線部、「ただし災害その他の非常の場合において、村長が他市町村長または他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときはこの限りでない」を追加するものです。

以上で、榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 議案参考資料6ページ、趣旨・目的のところ、全国の水道事業者に求められた条例改正の検討とありますが、榛東村の水道事業者のそういったときの対応というのは万全かどうかというような話合いとかというのは、あることがあるのかというのが一点と、あとは、具体的に、ただし書きですね、7ページの新旧対照表、「ただし災害その他非常の場合」というのが、これが具体的にこういうときだと明らかにしておいていただくほうがよろしいかと思いますが、2つお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 村の業者さんが万全かというところでご質問いただきました。

万全か分かりませんので、今回この文言を付け加えさせていただいたというところでございます。

で、次の点で、明確にしたほうが良いということですが、こちら、能登、令和6年の能登地震のときに、水道の宅内配管とかが、業者さんが足りなくて復旧が遅れたというものがございましたので、国のほうから示されております。それを参考にしております。で、ただ、何か起こるか分かりませんので、この時点、こういうことというのはちょっと明記をしておりません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 先ほど、万全かではなくて、村の業者は万全だと思うけど、こういう条例改正に当たって意見聴取等を行いましたかと聞いたわけですが、あるかないかということですね。そういう中で条例を変えていくというのは、全く水道事業者さんの意向なしに変えることもあるでしょうけど、こういう即関係するような場合には、こういうときはほかんちもたのまいというような話を事前にしておいていただくとそういうところとかスムーズに、まして災害、非常の場合ということなのでこういうふうにさせてもらいましたよみたいなことを言っておくと、水道事業者さんも気持ちよく対応してくれるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） こちら改正するに当たりまして、指定工事店さんのほうには確認はしておりません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第99号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第5 議案第100号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第5、議案第100号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第100号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。

議案第100号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定を提案するものでございます。

中身については、議案参考資料にてご説明いたします。

議案参考資料8ページをご覧ください。

趣旨・目的でございます。

下水道法第25条に基づき、下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例についての改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

概要につきまして、改正内容は、排水設備等の新設等の工事は、村長の指定を受けた者でなければ行うことができませんが、災害その他の非常の場合において、村長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市長村長の指定を受けた者であっても排水設備等の新設等の工事を行うことができるようにするものです。

施行の日は、公布の日から施行するとしております。

次のページ、議案参考資料9ページをご覧ください。

新旧対照表となっております。左が改正案、右が現行です。

第6条に、下線部、「ただし災害その他非常の場合において、村長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事はこの限りでない」を追加するものです。

以上で、榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第100号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第6 議案第101号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第8号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第6、議案第101号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第101号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第8号）を提案説明させていただきます。

議案書につきましては18ページをご覧ください。

今回の補正予算につきましては、特に法令や制度改正等による緊急かつやむを得ない場合など、当初予算編成後に生じた理由によりまして所要の補正を行うものでございます。

令和7年度榛東村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,021万5,000円を追加し、総額をそれぞれ77億9,677万7,000円としようとするものです。

第2項では、補正の款項の区分、金額、補正後の金額が、第1表 歳入歳出予算補正によるものとしております。

続いて、第2条では、第2表 債務負担行為補正を行おうとするものでございます。

提出日は記載のとおりでございます。

それでは、議案参考資料10ページのほうから主要な補正事項を説明させていただきます。

歳入から申し上げます。

なお、金額は説明ベースでございます。

16款1項障害児入所給付費等国庫負担金1,375万2,000円、こちらは歳出でも述べる障害児通所給付費等負担金に係る国庫負担金の増です。

17款1項障害児入所給付費等県負担金687万6,000円、こちらも国費と同じく障害児通所給付費等負担金の増に伴います県負担金の増となっております。

同じく第2項群馬県移住支援金事業費補助金149万9,000円、歳出の移住定住促進事業、こちらは東京圏からの移住者が申請、移住者から申請があったことによる補助金の増でございます。

18款2項不要物品売払収入学校教育100万円、こちら、児童生徒用タブレットの更新に伴い古いタブレットを売却するものでございます。

19款1項企業版ふるさと納税寄附金430万円、現時点の収入済額に応じた寄附金の増となります。

20款1項財政調整基金繰入金260万1,000円、こちらは今回の補正財政調整、いわば財政調整でございます。

22款4項新型コロナウイルス定期接種ワクチン助成過年度精算金マイナス1,134万6,000円、これは国の助成額確定に伴う減額でございます。当初で見込んでいたよりもワクチン接種を希望する方が少なかったことによるものでございます。

同じく4項公有財産損害保険金1,506万7,000円、今年度、落雷等により罹災した公有財産の修繕費用について、共済金の請求を行うものでございます。

同じく4項財産処分共同処理団体還付金238万8,000円、群馬県市町村総合事務組合における災害弔慰金支給事務を取りやめにより、自然災害救助基金の還付を受けることとなったものでございます。

続きまして歳出です。

こちら参考資料10ページから11ページを元に、主要な補正事項を説明してまいります。

なお、金額は事務事業ベースでございます。

2款1項移住定住促進事業199万9,000円、先ほど歳入のところでもご説明申し上げた群馬県移住支援金事業に係るもので、東京圏からの移住者1世帯への補助金を交付するものでございます。県の補助金が4分の3、残りの4分の1が村の負担となっております。

2款1項公共交通対策費96万円、こちらは路線バス通学定期券補助金の申請者の増によるもので、交付実績による不足額見込みを計上させていただいたものでございます。

同じく3項戸籍住民基本台帳一般経費173万4,000円、戸籍法改正に伴うシステム改修費の増やマイナンバーカードの申請件数増による郵便料の増等でございます。

3款障害者総合支援費3,344万1,000円、障害福祉サービス等の負担金の増で、新規利用者や介護者の体調不良等により負担金が伸びたものでございます。歳入は国費2分の1、県費4分の1となっております。

同じく3款1項ふれあい館管理運営費117万5,000円、こちらは村民優待券使用料の増で、優待券の利用枚数の増加によるものでございます。

4款1項未熟児養育医療給付費90万円、入院を必要とする未熟児に対して治療に必要な医療の給付を行うもので、新規の申請が2件あったことによる増となっております。

10款2項小学校整備費マイナス150万円、こちらは南小学校長寿命化改良工事完了に伴う工事請負費の減でございます。

同じく中学校整備費1,329万1,000円、特別教室棟空調改修工事に係るもので、8月に落雷により故障した空調を改修するためのものがございます。なお、財源につきましては、先ほど歳入のところでもご説明させていただいた共済による損害保険金で賄う予定でございます。

同じく6項学校給食事業特別会計費マイナス758万5,000円、こちらは学校給食センターの維持管理等の確定見込みに伴う繰出金の減でございます。

また、議案参考資料11ページ中ほど、債務負担行為の追加は記載のとおりでございまして、準備期間も含め令和7年度から10年度に実施する各種事業の債務負担の限度額を設定させていただくものがございます。なお、参考資料36ページに債務負担行為の支出予定額等に関する調書を添付しておりますので、後ほどご確認ください。

以上、雑駁ではございますが提案説明を終了させていただきます。慎重審議、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 1点だけお願いします。

議案参考資料14ページ、2の歳入ですかね。

15款の使用料及び手数料ですね、この中で、いよいよ4節でしんとびあ使用料というのが、行政財産使用料というのが1,000円、ある意味1,000円、1,000円で2,000円の項立てがありますが、やや残り3か月ということで、新たな施設でもあってこういう数字になったんだと思いますけど、中央公民館の場合には残りの3か月で幾らぐらいだったかというのを、きっと計算して勘案しているかと思うので、それ分かりましたら教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 今、議員がおっしゃったように、受入れの窓口としてというんですかね、歳入の受入れ先として予算を設けさせていただいたところで1,000円、まず計上させていただいたところです。

で、今、現状の公民館、南部コミセンにつきましては、使用料条例、当然ございましたが、収入がなかったというご説明もしてきたと思います。過日の全員協議会の中でも、年間通しても1万円にいかなかったんですよというようなお話もしてきたかと思うんですけれども、新しい条例、規則によって取り組んでまいりますので、若干受益者負担もいただきたいということでご案内していますので、

使用料収入、少し増えるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第101号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第7 議案第102号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第7、議案第102号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第102号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

議案書の24ページをお願いします。

議案参考資料により説明をさせていただきます。議案参考資料は37ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万円を追加し、総額をそれぞれ12億5,691万6,000円とするものでございます。

議案参考資料の40ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

5款1項1目保険給付費等交付金、補正額25万円の増です。これは、歳出の保険給付費の増額に伴い増額するものでございます。

7款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額5万円の増額ですが、これは財源調整によるものです。

続きまして、歳出になります。

議案参考資料41ページをご覧ください。

2款5項1目葬祭費、補正額25万円の増額及び5款1項1目保健衛生普及費、補正額5万円の増額は、実績と見込額の訂正によりまして増額するものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第102号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第8 議案第103号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第8、議案第103号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第103号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

議案書は27ページをお願いいたします。

議案参考資料によりまして説明をさせていただきます。議案参考資料は42ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ153万6,000円を減額し、総額を2億726万1,000円とするものでございます。

議案参考資料の45ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項2目後期高齢者医療普通徴収保険料、補正額10万円の減額です。これは、滞納繰越分普通徴収保険料の収入額の確定見込みにより減額するものです。

2款1項1目事務費等繰入金、補正額241万1,000円の減額です。これは、令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合市町村負担金、共通経費の実績確定等により減額するものです。

2款1項2目保険基盤安定繰入金、補正額139万4,000円の減額ですが、これは実績確定によるものです。

3款3項2目雑入、補正額236万9,000円の増額ですが、令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合市町村負担金、共通経費の実績確定等によるものです。

続きまして、歳出になります。

議案参考資料の46ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、補正額7万5,000円の減額及び1款2項1目徴収費、補正額1万3,000円

の減額ですが、共に実績確定によるものです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額144万8,000円の減額ですが、実績確定等に伴い広域連合に支払う納付金が確定したことによるものです。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第103号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第9 議案第104号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第9、議案第104号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第104号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

議案書は30ページをお願いいたします。

議案参考資料によりまして説明させていただきます。議案参考資料の48ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,710万9,000円を追加し、総額を13億7,168万4,000円とするものでございます。

議案参考資料の51ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

2款2項6目保険事業費補助金、補正額107万8,000円の増額ですが、令和7年度税制改正に伴うシステム改修費に対する国からの補助金でございます。

すみません、一番上に戻っていただきまして、2款1項1目介護給付費負担金、補正額937万1,000円の増額から、ページをめくっていただきまして53ページ、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金、補正額1,484万3,000円の増額までは、歳出の給付費の増額に伴うものが主なものとなっております。

9款2項3目雑入、補正額87万9,000円の増額は、介護認定審査会の令和6年度共同設置負担金の

精算見込みによるものでございます。

続きまして、歳出になります。

議案参考資料は54ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、補正額107万8,000円の増額ですが、歳出でもご説明しました令和7年度税制改正に伴うシステム改修の必要が生じたために増額するものでございます。

1款2項1目賦課徴収費、補正額8万5,000円の増額ですが、端数賦課処理によるものとなっております。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額1,222万2,000円の増額から、ページめくっていただきまして56ページ、2款6項1目審査支払手数料、補正額3万円の増額ですが、介護給付費が増加傾向にあり、予算に不足を生じる見込みのために補正するものでございます。

57ページ、3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費、補正額67万8,000円の増額、3款4項1目審査支払手数料、補正額3,000円の増額は、介護給付費と同様、地域支援事業費が増加傾向にあり、予算に不足を生じる見込みのために補正するものでございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額5,000円の増額ですが、これは金利上昇に伴うものでございます。

58ページ、お願いします。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金、補正額10万円の増額ですが、これは実績見込みに伴うものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第104号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第10 議案第105号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第3号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第10、議案第105号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第105号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書は33ページ、議案参考資料により説明をさせていただきますので、議案参考資料の59ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ、予算の総額につきましてそれぞれ757万7,000円を減額し、総額を1億9,433万1,000円とするものでございます。

歳入予算内訳は、3款1項一般会計繰入金を758万5,000円の減、5款1項損害賠償金8,000円の増でございます。

歳出予算内訳は、1款1項給食センター維持管理費757万7,000円の減となります。

参考資料の62ページ、63ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、3款繰入金につきまして、当初計上させていただきました電気料について、新しいセンターの9月、10月の稼働状況に基づきまして、当初計上した電気料の見込額を見直したため、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

また、5款1項雑入でございますが、こちらは、新センターの稼働に際しまして電気工事をしていただけなんですけれども、電気工事の請負業者が、設定作業中にセンターの電話回線端末を破損するという事案が生じまして、電気工事会社側が電話会社に支払うべき端末交換を含む修繕費が生じたわけなんですけど、2者間で直接の支払いができないということで、センターから電話会社に支払った分の修繕費について、電気会社からの損害賠償金として村に収めていただくために、歳入額に8,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、1款1項1目ですけれども、先ほど申し上げました新センターの電気料を758万8,000円減額するものと、併せてですけれども、新センター移転に伴って電話回線使用料が、当初見込んだよりも増加しておりまして5,000円の増、また、新センターにおける備品数量確定による火災保険料が6,000円の増となったための補正でございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第105号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第 1 1 議案第 1 0 6 号 令和 7 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第11、議案第106号 令和 7 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第106号 令和 7 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明申し上げます。

議案書は36ページ。

それでは、議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料の64ページをご覧ください。趣旨・目的でございますが、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、総額をそれぞれ3,057万8,000円とするものでございます。

歳出予算、1款1項、事業名、一般管理費、補正額1万円の減額は一般会計繰出金ですが、財源調整のためでございます。

次に、2款1項、事業名、維持管理費、補正額1万円の増額は電信料ですが、遠隔監視用電話回線の月額利用料の改定されたためでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第106号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第 1 2 議案第 1 0 7 号 令和 7 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第12、議案第107号 令和 7 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第107号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

議案書38ページをご覧ください。

令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

それでは、第1条から説明してまいります。

第1条、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款下水道事業収益において、既決予定額3億2,013万4,000円に補正予定額1,330万円を追加し、計3億3,743万4,000円としようとするものでございます。

支出、第1款下水道事業費用において、既決予定額4億2,313万4,000円に補正予定額1,330万円を追加し、計4億3,643万4,000円としようとするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款資本的収入において、既決予定額2億7,640万4,000円に補正予定額50万6,000円を追加し、計2億7,691万円としようとするものでございます。

支出、第1款資本的支出において、既決予定額2億7,640万4,000円に補正予定額50万6,000円を追加し、計2億7,691万円としようとするものでございます。

続いて、議案参考資料にてご説明をいたします。議案参考資料67ページ、68ページをご覧ください。

こちら、記載の概要のとおりでございます。

69ページから72ページは実施計画でございます。

73ページをご覧ください。説明書にてご説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出のうち収入でございます。

1款2項7目国庫補助金では、農業集落排水事業等補助金1,330万円の増となっております。こちらは農業集落排水処理施設、長岡地区、広馬場地区の維持管理適正化計画策定業務委託の国庫補助金です。

説明は、支出を併せて行います。

74ページをご覧ください。支出でございます。

1款1項2目処理場費では、委託料1,330万円の増額となっております。こちらは農業集落排水処理施設、長岡地区、広馬場地区の維持管理適正化計画の策定業務委託費でございます。

令和8年度に策定を予定し、補助金の要望を行ってございました農業集落排水施設の再編・集約、規模・処理方式の適正化、省エネ技術の導入等の維持管理適正化対策を取りまとめた維持管理適正化計画の策定事業について、本年11月上旬に群馬県の渋川農村整備センターから、令和8年度に補助金の要望を行っている本事業につきまして、国の令和7年度補正予算の予定があり、令和7年度の事業、国の令和7年度補正予算、繰越事業で実施ができないかという調査がございました。こちら、令和8

年度に補助金を要望している団体の額が多いことから、令和7年度に実施したほうが補助の割合がよい可能性があるとのことで、現在示されているスケジュールでは補助金の交付申請が2月頃のため、今回の補正をお願いするものでございます。

なお、補助率は低額のため、本村の補助金、ほかのところも含めて要望が多ければ、国の配分により補助金の割合が低くなる可能性があります。今回の収入額は支出額と同額を計上し、支出額の全額を補助要望する補正の額を計上しております。

次に、75ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち収入でございます。

1款2項2目工事負担金につきましては、50万6,000円の増額となっております。こちらは一般県道南新井前橋線バイパス工事に伴う下水道管移転補償費でございます。

説明につきましては、支出と併せて行います。

次のページ、76ページをご覧ください。

1款1項1目管路建設改良費につきましては、50万6,000円の増額となっております。こちらは一般県道南新井前橋線バイパス工事に伴う下水道の移転の設計業務委託費です。本年の8月に群馬県渋川土木事務所から、一般県道南新井前橋線バイパス工事を進めていたところ、雛子の信号のところから西にマンホールポンプで圧送している下水道の、村の下水道の管の一部が基準の埋設深、深さを満たさなくなることが判明したため、来年、令和8年の9月までに、現在の車道にある下水道管を歩道内に移設してほしいとの協議がございました。そのため、今年度中に設計業務を完了し令和8年度の早期に下水道管の移設工事を行わないと、一般県道南新井前橋線バイパスの完成に支障が生じてしまうため、今回設計業務委託費を計上したものでございます。なお、本設計業務委託費は全額移転補償の対象となる予定のため、収入と支出は同額を計上しております。

以下、77ページ、78ページが予定キャッシュ・フロー計算書、79ページから82ページに予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で、令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第107号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時56分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第13 議案第108号 群馬県市町村総合事務組合理約を変更する協議について

○議長（善養寺 孝君） 日程第13、議案第108号 群馬県市町村総合事務組合理約を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第108号 群馬県市町村総合事務組合理約を変更する協議について説明申し上げます。

地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、議案書は40ページ、議案参考資料は83ページをご覧ください。

提案理由についてご説明申し上げます。

本村が加入している群馬県市町村総合事務組合において、組織団体及び共同処理を行う事務に変更が生じたことにより、規約の変更を行おうとするものでございます。

組織団体の変更につきましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体であります太田市外三町広域清掃組合、太田市、千代田町、大泉町、邑楽町の名称が、令和8年4月1日から太田市外三町清掃斎場組合に変更となります。共同処理を行う事務につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の組合における共同処理を、令和8年3月31日をもって取りやめるものとなります。

議案参考資料の83ページをご覧ください。

こちらは、先ほど説明申し上げました趣旨・目的と概要の記載のとおりでございます。

また、84ページから86ページまでが新旧対照表となっております、左側が改正案、右側が現行となっております。

議案書に戻りまして、41ページをご覧ください。

附則といたしまして、この規約は令和8年4月1日から施行するものとともに、附則の第2項の表記を改正後の表記に合わせるものとなります。

以上で、議案第108号の説明を終わります。慎重審議、ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第108号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託します。

◇

◎日程第14 議案第109号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について

○議長（善養寺 孝君） 日程第14、議案第109号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 議案第109号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についての提案説明をさせていただきます。

議案書は42ページ、議案参考資料は87ページとなります。

最初に、議案書42ページをお開きください。

記載のとおり、地方自治法第289条の規定により、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴う財産処分を、群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上、定めることにつきまして、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、先ほど総務企画課長から議案第108号の提案説明があり、本村が構成します群馬県市町村総合事務組合において、災害弔慰金の事務の共同処理を取りやめることについて規約変更の説明をいたしました。これが地方自治法第286条の規定による協議でございます。そして、その財産処分をするためには、同法289条の規定で協議をなさい、また、同法第290条の規定をもって関係議会に議決を求めなさいというのが、本件議案の提案理由でございます。

協議の内容を説明いたします。

議案書43ページをご覧ください。

地方自治法第289条の規定により、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務

に係る共同処理の取りやめに伴う財産処分について協議をするものです。

まず、1では、財産処分を、令和8年3月31日現在の共同処理団体、現在は26団体に還付するとしています。

2では、共同処理団体の還付金は、令和8年3月31日現在の基金を各共同処理団体の人口、令和2年に官報で告示された国勢調査人口の合計で除した額に、各共同処理団体の人口を乗じた額とすること。

そして、3としては、上記の2で還付した結果、基金の額に剰余金が生じた場合は、この群馬県市町村総合事務組合の一般会計口座に収納することと定めるものでございます。

以上の協議がありましたことから、議会に上程するものでございます。

なお、議案第101号で提出させていただきました令和7年度一般会計補正予算（第8号）におけます議案参考資料10ページの歳入予算及び18ページの事項別歳入明細書の右側説明欄にある財産処分共同処理団体還付金238万8,000円が、その歳入でございます。

金額の説明をさせていただきますと、本年9月末日の当該基金の残高は7,588万9,000円で、共同処理団体総人口、26団体、45万1,756人で割ると、1人当たり167円98銭となります。これを本村の国調人口1万4,216人で乗じますと、238万8,000円となるという仕組みでございます。

以上、提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。
○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第109号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第15 議案第110号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更する協議について

○議長（善養寺 孝君） 日程第15、議案第110号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第110号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更する協議についてご説明申し上げます。

地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書につきましては44ページ、議案参考資料は88ページをご覧ください。

初めに、提案理由についてご説明申し上げます。

本村が加入しております群馬県市町村公平委員会において、組織団体に変更が生じたことにより、規約の変更を行おうとするものでございます。

これにつきましては、群馬県市町村公平委員会の組織団体であります太田市外三町広域清掃組合、太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町の名称が、令和8年4月1日から太田市外三町清掃斎場組合に変更となります。また、同委員会に、みどり市が令和8年4月1日から新たに加入するものとなります。

議案参考資料の88ページ、議案参考資料をご覧ください。

先ほど申し上げました趣旨・目的と概要で記載のとおりでございます。

また、89ページが新旧対照表となっております、左側が改正案で右側が現行となっております。

議案書に戻りまして、45ページをご覧ください。

附則といたしまして、この規約は令和8年4月1日から施行するとともに、みどり市の加入に際し、現みどり市の公平委員会になされている事項については、群馬県市町村公平委員会に対してなされたものとみなすというものでございます。

以上で、議案第110号の説明を終わります。慎重審議、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） この公平委員会というのは、パワハラとかセクハラ以外の人事の不満とか業務の命令の不備があったのではないかというような相談ができることです。

で、その公平委員会の公平委員というのは3人か4人ぐらいで、これだけの市町村がやっているところで榛東村の職員が、何かあったときにそのそこまで飛んでいって一旦相談ができると思われるかどうかということを1点お聞きしたいということと、実際、公平委員会の業務が始まれば、裁判も含めて約8年ぐらいかかった実績があるんですけど、そういうことを考えると、こんなにたくさんいるところにまた増やすということは、予算が安ければいいだろうということじゃなくて、本当に真剣に職員の公平な職務というのを考えているのかどうかと疑問に思うところでございますが、その点につ

いて、大丈夫だよという一言をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後3時11分休憩

午後3時13分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの中島議員のご質問でございます。

こちらについては、本議題のほうと直接関係がないというところで、回答のほうは控えさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 直接関係ないというのか、増やすわけですよ。

増えるということは、対応の時間が減るということですよ。その意味で聞いているので、回答が不要ということじゃなくて検討しておいていただければ、よろしくをお願いします。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第110号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第16 議案第111号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約を変更する協議について

○議長（善養寺 孝君） 日程第16、議案第111号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第111号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約を変更する協議について説明申し上げます。

こちら、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書は46ページ、御覧ください。また、議案参考資料は90ページをご覧ください。

初めに、提案理由についてご説明申し上げます。

本村が加入しております渋川地区広域市町村圏振興整備組合において、ふるさと市町村圏基金を廃止するため規約の変更を行おうとするものでございます。

これにつきましては、国が平成元年から新たな広域市町村圏施策として行ったもので、渋川広域市町村圏振興整備組合は、平成4年度に国の選定を受け、平成4年度から平成5年度の2か年で10億円のふるさと市町村圏基金を造成し、その基金を活用して各種の地域振興策を推進してきたものでございます。本施策につきましては、平成21年3月に国がふるさと市町村圏振興施策を廃止したため、本組合においても計画の策定は終了しましたが、基金は継続してきました。近年は、国のマイナス金利施策により、金利が低迷し運用益が減少したため、運用益を取り崩しつつ事業を実施している状況でございました。このような事情を踏まえまして、本基金は一定の役割を終えたと判断し、定期預金が満期となる令和7年度末をもって廃止しようとするものでございます。

議案参考資料90ページをご覧ください。

こちらは、先ほど申し上げました趣旨・目的と概要で記載のとおりでございます。

また、91ページから92ページが議案参考資料、こちら新旧対照表となっております、左側が改正案、右側が現行となっております。

議案書に戻りまして、47ページをご覧ください。

附則として、この規約は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第111号の説明を終わります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいま基金の役目が終わったということで、財産の処分という議案が上がりました。

この中で、この財産の基金について書かれている第4章を全て規約を廃止してしまってから、その次の議案で財産の基金の出資割合に応じたというのが出てくるんですが、本来これは規約で決められたとおりに財産の処分をするべきではないかと思えます。で、そここのところで、その助成金の1億円について、出資割合で返すような第14条で見受けられるんですけども、副管理者としてこの財産の処分、助成金を県に返すというような議案が上がってくるんですけど、その部分について規約を廃止してしまっただけで、そういったことができるのかどうかというのをちゃんとご検討いただいたかどうか、回答をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） これ、群馬県の助成金1億円も広域組合のほうに入っているお金だということとはご理解いただいていますよね。

群馬県のほう等と広域の事務局のほうも調整をしまして、この出資金は返すということになっております。

この議案は、同じく吉岡町、渋川市も同内容で上がっているものでして、この9億円のうちの榛東村が当時出資した額が、廃止されると村のほうに戻ってくる、そういった内容になります。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） これから廃止しようとするこの議案で、出資相当額に対する関係市町村の権利、議案参考資料91ページですね、91ページの廃止してしまおうとしているところに基金という、ふるさと市町村圏基金というのが第4章であるんですが、それを見ますと、出資相当額に対する関係市町村の権利ということなんですけど、ここでは第14条、組合が解散するときはどうたっているんですが、今回、基金が全部なくなるということで、これ準ずるんだろうと思います。基金に属する財産はということで、基金に属する財産はといいますと、県からもらった助成金の1億円も出資割合、榛東村は10.何パーセントということで、やっぱり榛東村がもらうべきではないのかなと、榛東村に返還を求めるべきではないのかなと。この規約を廃止してしまっただけでは、その法的根拠がなくなるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後3時22分休憩

午後3時22分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） これは広域のほうの事務局が確認をしております、群馬県からの助成金は返すということになっております。

で、ほかの広域圏も同様に群馬県から当時助成金頂いているんですけども、これを廃止する場合は、みんな同じに助成金はその額全てを群馬県に返しているという状況です。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今のような、参考資料がなくて、そういうんだよねと言われても、議員とすると、この規約、法律が盾ですから、群馬県に返すという要綱、規定、あるのでありましたら、当然ながら議案書につけるべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後3時23分休憩

午後3時28分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの件なんですけれども、議案参考資料91ページ、こちらのほうに第12条第3項のほう、こちら群馬県からの助成金1億円というふうに記載しております。

なお、こちらにつきましては、広域の組合のほうで群馬県と協議をしておりますので、再度こちらは渋川広域の組合のほうへ確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第111号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第17 議案第112号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について

○議長（善養寺 孝君） 日程第17、議案第112号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第112号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理をする事務の変更に伴う財産処分に関する協議について説明を申し上げます。

地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書は48ページ、議案参考資料は93ページをご覧ください。

初めに、提案理由についてご説明申し上げます。

先ほどの議案第111号でもご説明させていただきました平成4年から平成5年度の2か年度で造成いたしました10億円のふるさと市町村圏基金について、事業を廃止することに伴い財産処分を行うものでございます。

財産処分については、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が設置する渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金に関する共同処理する事務を、令和8年3月31日をもって廃止することに伴い、基金に属する財産は、（1）基金の原資の精算額のとおり関係市町村及び群馬県に帰属するものとするものでございます。

議案参考資料93ページ、ご覧ください。

こちら、先ほど申し上げました趣旨・目的と概要で記載のとおりでございます。

以上で、議案第112号の説明を終わります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 先ほどの111号と同じで、今回財産の処分ということで、先ほどの規約の第14条、財産というのが出資金、助成金を含めた10億円ということで、規約の中でうたわれております。

で、それで、新たに群馬県に返すというようなことが、帰属するものとするという協議を、我々議員が勝手に議決するのはいかがかなというところなので、そこら辺についての法的な根拠を求めたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの法的な根拠をといるところの部分が、こちらが詳しく説明することはできませんが、既に渋川地区広域市町村圏振興整備組合のほうでも、こちらの群馬県に協議をしているということでございます。

先ほどの議案第111号と同様に、こちらにつきましては組合のほうへ再度確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第112号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



○議長（善養寺 孝君） 日程第18、発議第1号 防災・基地共生特別委員会の設置に関する決議の件ですが、提出者から撤回の請求がありました。

議題の宣告前でありましたので、議長においてこれを許可いたします。

したがって、本日の議事日程から削除いたします。

ただいま日程第18を削除しましたので、日程第19を日程第18に繰り上げます。



◎日程第18 請願について

○議長（善養寺 孝君） 日程第18、請願についてを議題といたします。

請願文書表及び請願書の写しのとおり、請願を受理いたしました。

請願第1号 榛東村南部コミュニティセンター談話室復活についての請願につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

暫時休憩といたします。

午後3時35分休憩

午後4時47分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

暫時休憩します。

午後4時47分休憩

午後4時48分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。



◎日程の追加

○議長（善養寺 孝君） お諮りいたします。

ただいま配付しました追加議案を、本日の日程に追加することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 賛成8人、よって、ただいま配付しました追加議案を本日の日程に追加することに決定いたしました。



◎追加日程第1 発議第2号 中島由美子議員に対する問責決議

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第1、発議第2号 中島由美子議員に対する問責決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中島議員の除斥を求めます。

〔9番 中島由美子君退場〕

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

提出理由の説明を求めます。

8番波多野佐和子議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 提案理由を読み上げさせていただきます。

中島由美子議員に対する問責決議。

中島由美子議員は、個人として行っている動画配信サイトにおいて、次のような配信を行った。

- 1、令和7年8月、故人である元兵庫県議会議員の骨壺について、遺族の心情に配慮することなく、「骨壺ちっさ」「ペット用骨壺こんな感じだったね」と書かれたコメントを読み上げた。
- 2、7月20日頃、自身が、故人である元西播磨県民局長の勤務先であった西播磨県民局へ出向き、「感謝状」と題する文書を添えた鉢植えの花を置いた様子を録画したものを9月20日、配信した。西播磨県民局の許可を得ることなく閉庁日に敷地内に侵入し、以下のとおり書かれた「感謝状」を読み上げ、花とともに玄関先に置いた行為を配信したことにより、故人を冒瀆した。

「あなたは永年にわたり兵庫県職員として兵庫五国の発展に寄与されました
結果として命を賭して県民のための県政に方針転換する機会を創出
ここに斎藤知事のもと五百参拾壹萬余県民が一致団結して
日本の未来をリードする県として生まれ変わり
本来であれば定年で授与の感謝状受領叶わず
ここに全てを慮り感謝の意を捧げます
令和七年七月二十日 中島由美子ファミリー一同」

- 3、9月21日、「榛東村の議会にいろいろメールしようとかって言うてる人たち、全部メールも電話番号も記録も全部取られてますからね。群馬県警が動いてますから安心してメールをしてください。」と、榛東村議会へメールや電話をすることを扇動する発言をした。

- 4、9月22日、中島由美子議員に対する議長の電話での発言について、動画配信することの許可を議長から得ることなく、「榛東の役場のほうに、300件くらい電話とメールが来たということでね、議長さんがお電話くださって、えーYou Tubeでね、来ないように言って一って言ってましたね。えー、なんかね、榛東の役場にね、あのメールと電話した（発言ママ）ように言ってくださーいって言ってましたね。」と、自らの責任を顧みず他人事のように発言した。さらに、「あの、来てね、あまりその付度、皆さんに付度しないそうですから。」と、議長が発言していないことを、議長が発言

したかのように発言した。

5、9月22日、議長が発言していないことを、あたかも議長が発言したかのように受け取られかねない発言をした。その発言の内容は次のとおりである。

「榛東村役場へ、榛東村議会へ送った方々は、全て警察の県警の方が、強制捜査になったときはすべて開示されますから、開示というか提出になりますからね。任意の段階と強制と違うということをおっしゃいますが、もう任意の段階のものは提出されていますから。いいですか、よろしいですか。強制になると「ノリ弁」になりません。全部赤裸々に出てまいりますからね。あなたたち皆さんがね、榛東の議会が何だかんだ言ってもですね、強制捜査というのは強権力の方が上位にありますからね、「ノリ弁」じゃない名前も電話番号も全部提出されますから、どうぞどうぞご注意ください。いいですか。アンチの方だかよく分かりませんが、誰かに扇動されてもしやってたとしても、その行為は自分自身の問題に必ずはね返りますから。榛東村の議会の議長からそのように言うておくれと言われましたので伝えておきます。」

本年8月21日以降、村へ中島由美子議員の動画配信に関する抗議等の電話（160件超）並びにメール、手紙、葉書及びファクシミリ等（580件超）が寄せられることとなり、議会事務局職員及び他課の村職員のみならず、電話交換業務受託会社の電話交換手に対応に追われ、通常業務が著しく阻害された。閉庁時間及び閉庁日においても、宿日直者が中島由美子議員に対する抗議等の電話対応を余儀なくされ、これら関係職員等が精神的苦痛を強いられた。

中島由美子議員の動画配信サイトにおける一連の言動は、榛東村議会及び榛東村の名誉を毀損し、その品位を著しく損なうものである。

榛東村議会基本条例第3条において、議員の活動原則として「議員は、村民の代表であることを自覚し、品位を保持し、及び研鑽を積み、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。」と規定されている。

しかしながら、中島由美子議員は、村民の代表であることの自覚もなく品位に欠ける言動を繰り返し行い、議長から再三に渡り注意を受けているにも関わらず、反省や謝罪をする様子は全く見られない。

よって、本村議会は、中島由美子議員に対し議員として当然の倫理観を求めるとともに猛省を促し、その責任を強く問う。

以上、決議する。

令和7年11月28日、榛東村議会。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ここで申し上げます。

本日の会議時間は、会議規則第8条の第1項で定められた会議時間内に全ての日程の終了が見込めないため、延長したいと思います。

お諮りいたします。

提案理由の説明が終わりました。

ただいま除斥されております中島由美子議員から、地方自治法第117条ただし書きの規定により、会議に出席して発言したいとの申出があります。

お諮りいたします。

この申出に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、中島由美子議員の申出に同意することに決定いたしました。

中島由美子議員の入場を許可いたします。

〔9番 中島由美子君入場〕

○議長（善養寺 孝君） ここで、中島議員の発言を許可いたします。

9番中島由美子議員。

〔9番 中島由美子君登壇〕

○9番（中島由美子君） 延会になったということで、大変皆様にはお疲れさまでございます。

ただいま私に対する問責決議が出されました。

私といたしまして、これをちょっと読み上げさせていただいたんですが、いずれにしてもこの、私は職業選択自由、憲法の22条で認められているこのY o u T u b e というものを収益化して職業としております。で、そして、同じく憲法で認められている表現の自由というものもでございます。

しかしながら、皆さんが、地方自治法に規定してはいないけれど、同じ議員としての品格に、何て書いてあるのかな、正しく読まないと思いたすけど、品位を保持し、及び研鑽を積み、品位を保持し、及び研鑽を積みというのは、研鑽は誰にも負けないと思うんですけど、次に掲げる原則に基づきということを書かれております。

で、そもそも問責決議というのは法的拘束力ありませんけど、法律上の強制力ありませんけど、政治的、道義的な圧力は非常に強いということをご覚悟の上、こちらのほうに提出されたんだろうと思うんですけど、そして、これが全て正しければ問責に値するんだろうと思いますけれど、こちら辺で、この特に4番について、1番からいきましようか。

で、1番の、書かれたコメントを読み上げたということがなぜ問責に値するのかというのは、私は理解できません。

2番、7月20日頃、自身が、故人である亡くなられた元のある意味公務員のトップのほうの方に対して、感謝状と花を届けたということですね。何か皆さんは私の元動画を見ないで、うがったようなそのアンチといいましようか、テロの方々の動画を見て納得したということですが、私は元榛東村役場の職員でございまして、私は卒業に当たって感謝状を頂いておりません。で、そして、それ

のなぜもらえなかったかという、時の首長が違法な降任処分をしたことによりまして、私はそのときを失ってしまいました。で、そして、それにもかかわらず、11月26日、その首長さんは、自分は叙勲をいただいたということで、これはいかなものかなと思っております。私は、感謝状については、孫子の代まで、死ぬまでの間に必ずもらおうと思っております。その資格があつて、ここにいらっしゃる首長が推薦をしないということで、今、大変群馬県の町村会ともめておりまして、せっかく40年近く働いたその隣といひましようか、……………私の場合は罪はなかったんですね、違法に辱められたわけでございますけど、それに対して、私は花束を差し上げたいと素直に思いました。皆様のように、何でしょうかね、そのような経験もない方には分からないことだろうと思いますが、私は素直に差し上げて、私どものファミリーは決して変な人たちではありません。

そして、この次ですね、3番、9月21日、榛東村の議会にいろいろメールしようかと言っている人たち、全部メールも電話番号も記録も全部取られていますからねと。群馬県、これを優しく読むと非常に軽く見えますけれど、私の真意は、9月21日、榛東村の議会にいろいろメールしようかと言っている人たち、全部メールも電話番号も記録も全部取られていますからね。群馬県警に刑事告発をしております。だからそれは言いませんでしたけど。受理されるかどうか分かりませんから。群馬県警が動いていますから安心してメールをしてくださいと。これを見て、安心してメールをどんどん送られて、こちらの議員の皆様は取ったんだろうと思えますけど、私は、もう刑事告発しているのでこんなメールは送るなという意味の表現でございます。だから、これをね、電話をすることを扇動する発言をしたというのは、これは悪意に満ちた言葉でございます。扇動するばかりがどこにいらっしゃるのでしょうかと思います。ばかという言葉を使いましたが、なかなか馬と鹿と言ったほうがよかったと思います。で、放送用語でもあれなので、ばかは取り消させていただきます。

4番、9月22日、中島由美子議員に対する議長の電話での発言について、動画配信することの許可を議長から得ることなく、これは何回か電話いただきまして、波多野副議長と退席同等といひましようか、議長室でお話をしまして、榛東の役場のほうに300件ぐらい電話とメールが来ているということで、議長さんが電話で、こういうのよこさないようにしてくれと言ってくれと言ったことは間違いないので、ここに書いてあることは、何でしょうかね、You Tubeで流すか流さないかということとは、その後の方法論、私がどうすればいいんでしょうかということですね。私がこれ流さないでくれと言ったら、アンチやテロの方々には喜んで、またこれ送るんじゃないのかなと。当然私のほうで送らないでくれなんていうのは、そんなのはご法度のことです。それを承知でご連絡をいただいた、誰からいただいたかというのは議長ということで、これがうそであれば私は問責決議を受けますが、この4番に書かれていることは全くの間違いでございます。私と波多野副議長と善養寺議長しかいませんから、その2人がそんなことはないとおっしゃれば、それは多数決の、古き良き日本の民主主義ですから構いませんけれど、で、ここに書かれていることは違います。

5番、9月22日、議長が発言していないことを、あたかも議長が発言したかのように受け取られかねない発言をしたと。そういう電話があったことは間違いありません。その方法論について、私が取った方法が悪いということであれば、ここに、うそではないということに修正をお願いします。

榛東村役場へ、榛東村議会送った方々、ここでまた榛東村教育委員会に送られたこともあったらしんですけど、情報公開で分かっております。全て警察の、県警と言ったのは渋川警察というと迷惑がかかるかもしれないので、県警の方が強制捜査になったときは、もう中島さんは関係ないと。警察と検察と捜査をしますということで、8月29日でしたかね、もし日にちが違っていたら後で訂正させていただきますけど、この刑事告発、風説の流布の偽計業務妨害ということで、刑法232条だったかな、で、それで間違いなく受理されて、兵庫県警とタッグを組んで動いています。その刑事告発の結果を見ないうちに、アンチやテロのそういったY o u T u b e rの批判のみを信じて、私はある意味被害者でございます。村が被害者だということであれば、村が本来は刑事告訴するべきではないかと思えます。ですので、私はその本日もデジタルサイバー、サイバーセキュリティ法の中で、そういうサイバーアタックを受けたときに、電話はサイバーではありませんけど、メール等で受けた場合にはどのような対応をするんだということをお聞きしようと思いましたが、残念ながらちょっと時間が足りませんでした。

強制捜査になったときは全て開示されますから、これは県警から言われております。もうこれ以上のことは、中島さんが情報公開して書類を集める必要はありません、県警のほうで全て対応しますとはっきり言われております。そして、兵庫県警のほうも、捜査2課ということで対応されています。

よろしいですか。強制になるとノリ弁になりませんって、ノリ弁というのは、情報公開のときに個人情報や電話番号のところが消えるということですね。よくそういうにノリ弁という専門用語を使うそうです。

全部赤裸々に出てまいりますからね。あなたたち皆さんがね、榛東の議会が何だかんだと言ってもですね、強制捜査というのは強権力のほうが上位にありますからね、ノリ弁じゃないですよ、名前も電話番号も全部提出されますから、どうぞどうぞご注意ください。いいですか。アンチの方だかよく分かりませんが、誰かに扇動されてもしやったとしても、その行為は自分自身の問題に必ずはね返りますから。榛東村の議会の議長からもそのように言うておいてくれと言われましたので伝えておきますと。ですので、議長が言ったというのは、この4番のほうですよ。この最後のほうは、送らないでくれと言っていることを言っているわけでございます。

で、そして、続いて、本年8月21日以降、村へ中島由美子議員の動画配信に関する抗議等の電話160件超並びにメール、手紙、はがき及びファクシミリ等580件超が寄せられることになり、議会事務局職員及び他課の村職員のみならず、電話交換業務受託会社の電話交換手が対応に追われ、通常業務が著しく阻害され、閉庁時間及び開庁日においても宿日直者が、中島由美子議員に対する抗議等の電話対応を余儀なくされ、これら関係職員等が精神的苦痛を強いられた。中島由美子議員が電話をした

のならこのとおりだと思いますけど、私じゃないやからが電話をしているのに、なぜ私に被害が及ぶのでしょうか。

で、そもそも5月に来たメール、電話等で、榛東村の議会事務局長はどのような内容か確認をするということを全員協議会の席で述べられております。そんなことを言えば、もっと電話やメールが来るのに決まっているじゃないですか。たくさん来た結果として、手に負えなくなったから問責だと。本当に私は今回議員になるときに、しっかり私宛てのものというのは、榛東村は電話番号を公開していませんから、どんな（聴取不能）がきても電話を開示して私に電話するよというということで、新人研修のときに紙に書いて提出しております。これはきちんとした議会の手続として行っております。それにもかかわらず、私のところにそういうメールが来ている、電話が来ているということは一切、1か月くらい知らされておりました。そして、突然呼ばれて、なんだこれはという話になりました。もうそのときには、もうアンチの餌になっておりました。何だか私は後ろから、俗に言う後ろから撃たれたような気分がしておりましたけど、その結果、私だけ問責をするのであれば、そのような対応をした職員も何らかの処分を受けるのべきだろうと思います。

で、そして、なおかつ、私、先ほど、違法な降任処分を受けて公平委員、そして裁判と、約8年近くでまだ感謝状を頂いておりませんが、で、その中で、さっきの公平委員会が何の役に立つんだということを申し上げました。で、そして私は、この中の何名かは私に対して出席停止の懲罰を出しました。その懲罰については、山本一太知事が取り消しております。私はそのときに名誉毀損の民事賠償請求をする必要もあったんですけど、まあ仲間ですしいやと思っていましたら、それから何人も私のところへ来まして、板倉の議員さんは、懲罰が取り消されて、なおかつ民事訴訟で金銭が議会のその懲罰をあげた人から戻ってくるという判決が最近出たということで、それも玉村で、玉村の研修で聞きまして、そういうことなので、軽々にこういった問責決議というものを、法律上の動議はないと言っていますけど、たくさんこれがどうやって刑事告発をされて受理をされているのかという結果も待たずして、今軽々にその政治的、道義的な圧力をかける、非常に強い辞職や謝罪、是正指導、是正措置、そしてその兵庫で行われているアンチの皆さんを助長するような問責決議が出るということは、私は決して認めるわけにはいきません。そのような内容というものは、今後もしっかり、今度は司法の場で戦いたいと思っております。

以上です。ご静聴ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 中島由美子議員は、発言が終了したので除斥を求めます。

〔9番 中島由美子君退場〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

発議第2号につきましては、議会運営委員会においては、委員会付託を省略することに決定しました。

会議規則第36条第2項の規定により、本議案の委員会付託を省略することについて採決を行います。発議第2号の委員会付託を省略することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 賛成8、賛成多数、よって、発議第2号の委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発議第2号 中島由美子議員に対する問責決議を原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 賛成8、賛成多数、よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、中島由美子議員の除斥を解き、中島議員の入場を許可いたします。

[9番 中島由美子君入場]

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後5時19分休憩

午後5時20分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◎散 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後5時20分散会

令和 7 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

1 2 月 8 日 (月)

令和7年第4回榛東村議会定例会会議録第3号

令和7年12月8日（月曜日）

議事日程 第3号

令和7年12月8日（月曜日）午前9時32分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 2 議案第 97号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 98号 榛東村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 99号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第100号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 7 議案第101号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 8 議案第102号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第103号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第104号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第105号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第106号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第107号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第15 議案第108号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について
- 日程第16 議案第109号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 日程第17 議案第110号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更する協議について
- 日程第18 議案第111号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約を変更する協議について
- 日程第19 議案第112号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査申出について
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第22 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第23 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出について

日程第 2 4 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査申出について

日程第 2 5 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 5 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 問責決議の無効を求める動議

出席議員（11名）

1番	新井 佐智子 君	2番	一倉 靖子 君
3番	柳岡 利精 君	4番	宮崎 法文 君
5番	浅見 隆 君	6番	須田 仁美 君
7番	三俣 実 君	8番	波多野 佐和子 君
9番	中島 由美子 君	10番	生方 勇二 君
11番	善養寺 孝 君		

欠席議員（1名）

12番 清水 健一 君

説明のため出席した者

村 長	南 千晴 君	副 村 長	小池 秀樹 君
総務企画課長	一倉 学 君	税務会計課長	早川 弘行 君
住民生活課長	富澤 光彦 君	健康保険課長	碓井 由果 君
産業振興課長	狩野 宏記 君	建設課長	山口 誠一 君
上下水道課長	岡部 貴一 君	教育長	須永 光明 君
学校教育課長	湯澤 知佐子 君	生涯学習課長	村上 誠 君

事務局職員出席者

事務局 長 関口 健一 書 記 天田 華子

◎開 議

午前9時32分開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第4回榛東村議会定例会第3日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。12番清水健一議員から欠席の届出がありましたので、本日の出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の会議は議事日程第3号により進めてまいります。

日程に入る前に、一倉総務企画課長から補足説明の申出がありましたので、発言を許可いたします。一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） そうすれば、中島議員の一般質問の通告番号に、業者への発注とその工事費支払いの透明性と入札の公正性の担保について、（2）榛東村第3区コミュニティ供用施設改修工事の質問に対しまして補足の答弁をさせていただきます。

村長が最低制限価格を操作し、最低価格で入札した業者を失格にし、次の入札額の低い業者に落札させたと推測し、村民もそのことを心配しているという趣旨の発言と捉えております。こちらにつきましては事実無根でありますので、補足の答弁をさせていただきます。

最低制限価格については11月28日に答弁しておりますので、ここでは繰り返しいたしません。村のホームページにも掲載させていただいております。

なお、ホームページには最低制限価格の対象となる事業として、建設工事、測量業務、建築関係の建設コンサルタント、土木関係の建設コンサルタント、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を挙げております。

また、工事に係る最低制限価格の算定につきましては、公契連モデルに準拠しており、村ホームページにも掲載しております。公契連モデルとは、国土交通省が事務局を務める中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定める公共工事の低入札価格調査基準や最低制限価格などの算定式などが基準となっております。

予定価格と最低制限価格の入札書が提出された後、村長に記入していただいていることは広報しんとう11月号のコラムに村長が書かれておりますが、予定価格は、担当課または村が依頼した設計会社が積算した金額を、そして最低制限価格は、入札担当課である総務企画課が公契連モデルに準拠し、積算した金額を村長に示し、確認、記載していただいております。

ご指摘の3区コミセンの設計につきましては、令和6年度榛東村第3区コミュニティ供用施設改修工事実施設計業務委託で設計業者が事業を請け負い、その設計に基づく設計金額を参考に予定価格としております。したがって、議員が推察する最低制限価格を村長が操作することは、最低制限価格積算の全ての数値を変えることになり、当然予定価格にも影響いたしますので、不可能でございます。

す。

榛東村では、できるところから前例や慣例にとらわれず、一歩ずつ目の前の課題を解決するための行動を行っております。中島議員も元地方公務員であり、入札案件にも数多く関わった経験がおありでしょうから御存じだとは思いますが、中島議員の推察する心配は全くありません。もし中島議員の周りに心配する村民の方がいらっしゃいましたら、中島議員の豊富な公務員経験でも説明できない案件がございましたら、役場にご連絡いただければ、丁寧に説明をさせていただきたいとお伝えいただければ幸いです。

続きまして、地方自治法第142条5、条文の一部を引用し、あたかも親族経営に係る規定のような発言でございましたが、一般質問で取り上げていた地方自治法第142条につきましては、長の兼業の禁止の規定でございまして、首長の兼業の禁止範囲を規定したもので、当該普通地方公共団体の請負をする者等となることができないことを規定したものでございます。地方自治法では、中島議員が発言された親族を経営者としつつなどという規定はありませんし、村長は地方自治法第142条に違反しておりません。村といたしましては、法令遵守で、公平公正な入札に取り組んでおりますことを申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 続きまして、岡部上下水道課長から補足説明があります。発言を許可いたします。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 令和7年12月2日の総務産業建設常任委員会において、議案第99号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての審査中、中島議員から武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、通称国民保護法に基づき策定された国民保護に関する榛東村計画と今回の榛東村上水道給水条例の改正は整合が取れているかとの質疑がございましたので、調べた結果をご報告いたします。

本村で策定した国民の保護に関する榛東村の計画の中で、復旧に関する箇所について確認を行いました。第4編、復旧等、第1章、応急の復旧、2、公共施設の応急復旧のところ、（1）といたしまして、「村は、武力攻撃災害が発生した場合には、村が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じます」との記載がございます。また、第4編、復旧等、第2章、武力攻撃災害の復旧、（2）村が管理する施設及び設備の復旧のところ、「村は、武力攻撃災害により村の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行います。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定めます」との記載がございます。応急復旧、武力攻撃災害の復旧のところでは、個人宅の宅内配管の復旧に関する記載はございません。

でした。

今回の条例改正は、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長により発出された通知、災害、その他非常の場合における給水装置工事の施行についてに基づき改正を行うものでございます。

通知は、令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する配管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭内で水が使用できない状況が長期化しました。これは宅内配管工事を担う地元市町の業者の数が宅内配管の被害の規模に比べて少なかったことや、事業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により、宅内配管の業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされております。災害、その他非常の場合にあつて、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断される時は、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水工事の実施を可能とすることにより、宅内配管の復旧に対応する事業者を確保する必要があります。本件に対応するためには、指定水道工事工事事業者制度を導入している各水道事業者において、供給規定を改正する必要がある場合が考えられるため、改正の要否についてご検討をいただくようお願いいたしますとの内容となっております。この通知に伴い改正を行うものでございます。

以上のことから、今回の榛東村上水道給水条例の改正を行うことで、国民の保護に関する榛東村計画の内容と問題となるところはございませんでした。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 日程に入る前に申し上げます。

本定例会11月28日の本会議第2日目における中島由美子議員の一般質問での発言及び発議第2号中島議員に対する問責決議の議題での発言について、後刻、速記を確認したところ、不穏当な発言、また事実でないことの発言があったため、議長においてこの発言の取消しを命じ、会議録から削除する措置といたします。



◎日程第1 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題といたします。

議事日程第2から議事日程第5までの議案について、総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会委員長から審査報告を求めます。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

7番三俣実議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 議案第97号から議案第100号までの議案のうち、11月28日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告いたし

ます。

12月2日午前9時30分から301会議室において、議長を含む委員全員、執行からは村長、副村長、関係課長出席の下、審査を行いました。

議案第97号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてにつきましては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第99号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、災害時の水道管本管側における対応について質疑があり、本条例改正は宅内に関する規定を整備するものであるとの答弁でした。審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第100号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本条例改正と農業集落排水事業の関係について質疑があり、榛東村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例において榛東村下水道条例の規定を準用することが定められているとの答弁でした。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年12月8日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 続いて、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

5番浅見隆議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 議案第97号から議案第100号までの議案のうち、11月28日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告いたします。

12月3日午前9時30分から301会議室において、議長及び委員全員、執行からは村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、審査を行いました。

議案第98号 榛東村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、この事業の利用者数の想定について質疑があり、現在は把握していないとの答弁でした。

次に、この条例は協議会や検討会などを経て策定されたものかとの質疑があり、国が示す準則、また内閣府令に準じたものであるとの答弁でした。

次に、この条例は、議案参考資料の趣旨、目的にあることも誰でも通園制度を実施するために準備しておくものかとの質疑があり、お見込みのとおりであり、本定例会で制定されたときは、来年の4月1日に向けて準備を進めたいとの答弁でした。

次に、来年4月1日からの利用希望があった場合、対象となる施設の受入れは可能な状況かとの質疑があり、村内で対象となり得る各施設は、現在定員もしくは定員に近い状況で運営している状況であるため、今後検討していかなければならないとの答弁でした。

次に、制度開始後の利用方法について質疑があり、現在のところ、国から確たる情報は届いていな

いが、事前予約制との話もあるとの答弁でした。

次に、職員と支援体制について質疑があり、職員として、保育士その他職員は村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了している者を置かなければならないことを条例で定めるとの答弁でした。

次に、規定中に「軽便消火器」という文言を用いている理由について質疑があり、国の準則のとおりであるとの答弁でした。

次に、避難及び消火に関する訓練の回数の規定について質疑があり、国の準則のとおりであるとの答弁でした。

次に、この条例の制定に当たって参考としたものについて質疑あり、国が示す準則、また内閣府令に準じたものであるとの答弁でした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年12月8日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

○議長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会、各委員長の審査報告が終了しました。



◎日程第2 議案第97号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、議案第97号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第97号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第98号 榛東村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、議案第98号 榛東村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第98号 榛東村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第99号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、議案第99号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第99号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第100号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第5、議案第100号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第100号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第6、委員会議案審査報告を議題といたします。

議事日程第7から議事日程第13までの議案について、総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会、各委員長から審査報告を求めます。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

7番三俣実議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 議案第101号から議案第107号までの議案のうち、11月28日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告いたします。

12月2日午前9時30分から301会議室において、議長を含む委員全員、執行からは村長、副村長、関係課長出席の下、審査を行いました。

議案第101号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳出の財源内訳のうち、その他に区分される財源について質疑があり、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金等、諸収入などが挙げられるとの答弁でした。

次に、落雷被害のあった中学校特別教室棟の避雷針設置の有無、被害によって生徒の学校生活に影響があった期間について質疑があり、被害による授業への影響は特段なく、特別教室棟での授業を普通教室棟で行うなどの工夫も行っている。避雷針の状況については確認するとの答弁でした。後日、教育委員会事務局学校教育課において調査を行い、令和7年12月4日に設置状況を確認した旨の報告を受けました。その調査結果につきましては、榛東中学校本校舎避雷針あり、特別教室棟避雷針なし、北小学校本校舎避雷針あり、南小学校本校舎避雷針あり、以上のとおりであります。

次に、給与費明細書において職員数が2名増加となっている理由について質疑があり、産休代替として会計年度任用職員を住民生活課、学校教育課に配置するためであるとの答弁でした。

次に、債務負担行為に追加される事項のうち、学力向上推進費の財源は一般財源のみであることについて質疑があり、一般財源のみであるが、その他の財源について調査研究を行っているとの答弁でした。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第106号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第107号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入として計上されている農業集落排水事業等補助金は毎年交付されるものかとの質疑があり、今回対象となる事業を実施するに当たって要望しているものであって、毎年交付されるものではないとの答弁でした。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年12月8日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 続いて、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

5番浅見隆議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 議案第10号から議案第107号までの議案のうち、11月28日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告いたします。

12月3日午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長、執行からは村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、審査を行いました。

議案第102号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第103号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第104号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第105号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、学校給食センター維持管理費のうち、電気料の減額理由について質疑があり、施設が稼働してからの2か月分の実績や冬の暖房費等を勘案したものであるとの答弁でした。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年12月8日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

大変失礼いたしました。当初、議案第100号と言ってしまいましたが、取消しをさせていただいて議案第101号から議案第107号までの議案に訂正させていただきます。

たびたびすみません。一番最初に議案第10号と申し上げてしまいました。これは間違えまして、議案第101号から議案第107号までの議案のうちと訂正させていただきます。

〔「議長、暫時休憩」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時8分休憩

午前10時9分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会、各委員長の報告が終了しました。

◎日程第7 議案第101号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第8号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第7、議案第101号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第101号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

**◎日程第8 議案第102号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）**

○議長（善養寺 孝君） 日程第8、議案第102号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第102号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

**◎日程第9 議案第103号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）**

○議長（善養寺 孝君） 日程第9、議案第103号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正

予算（第1号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第103号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第104号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第10、議案第104号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第104号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 1 1 議案第 1 0 5 号 令和 7 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第 3 号)

○議長(善養寺 孝君) 日程第11、議案第105号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(善養寺 孝君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(善養寺 孝君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第105号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第3号)について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(善養寺 孝君) 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 1 2 議案第 1 0 6 号 令和 7 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算(第 2 号)

○議長(善養寺 孝君) 日程第12、議案第106号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(善養寺 孝君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(善養寺 孝君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第106号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第107号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第13、議案第107号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第107号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第14、委員会議案審査報告を議題といたします。

議事日程第15から議事日程第19までの議案について、総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会、各委員長から審査報告を求めます。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

7番三俣実議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 議案第108号から議案第112号までの議案のうち、11月28日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告いたします。

12月2日午前9時30分から301会議室において、議長を含む委員全員、執行からは村長、副村長、関係課長出席の下、審査を行いました。

議案第108号 群馬県市町村総合事務組合理約を変更する協議についてにつきましては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第110号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更する協議についてにつきましては、榛東村が共同設置に加入後の村職員からの相談、申立て等の状況について質疑があり、令和6年度においては、苦情処理に関する相談が1件あり、措置要求、情報公開請求、個人情報開示請求はなかったとの報告を受けているとの答弁でした。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第111号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合理約を変更する協議についてにつきましては、ふるさと市町村圏基金に関わる規定を廃止することに伴って、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が群馬県から受けた助成金を返還することに当該組合を構成する市町村議会の議決を求め、市町村議会に責任を負わせる必要はないのではないかとの質疑があり、当該助成金の交付の目的、ふるさと市町村圏推進事業費補助金交付要綱で定める基金を廃止したときの措置を踏まえて、群馬県と当該組合とで調整をして助成金は返還するとなったため、組合構成市町村議会への議案提出が求められたものであるとの答弁でした。

次に、基金に関わる規約の廃止、群馬県への助成金の返還が行われた場合に、議員が村民から住民監査請求を受けたり、助成金の返還に関して国家賠償請求の訴訟を提起されることはないと考えてよいか、法的根拠に基づいて返還するとの説明があったということでよいかとの質疑があり、回答する立場にないとの答弁でした。

次に、当該基金を廃止することのメリット、デメリットについて質疑があり、当該組合が基金を活用してこれまで行ってきた様々な事業で恩恵があったとの答弁でした。

次に、当該基金に関わる規定を廃止することの法的根拠の有無について質疑があり、基金を廃止するための規約の改正であるとの答弁でした。審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第112号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてにつきましては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年12月8日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

5番浅見隆議員。

[文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 議案第108号から議案第112号までの議案のうち、11月28日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告いたします。

12月3日午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長、執行からは村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、審査を行いました。

議案第109号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてにつきましては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年12月8日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

○議長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会委員長の報告が終了しました。



◎日程第15 議案第108号 群馬県市町村総合事務組合同規約を変更する協議について

○議長（善養寺 孝君） 日程第15、議案第108号 群馬県市町村総合事務組合同規約を変更する協議についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第108号 群馬県市町村総合事務組合同規約を変更する協議について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 議案第109号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について

○議長（善養寺 孝君） 日程第16、議案第109号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第109号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第17 議案第110号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更する協議について

○議長（善養寺 孝君） 日程第17、議案第110号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更する協議についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第110号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更する協議について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 議案第111号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約を変更する協議について

○議長（善養寺 孝君） 日程第18、議案第111号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約を変更する協議についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第111号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約を変更する協議について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第19 議案第112号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について

○議長（善養寺 孝君） 日程第19、議案第112号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第112号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔「討論しないの」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。
9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 111号じゃなくて、112号です。確認してください。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時34分再開

○議長（善養寺 孝君） 議案第112号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 賛成9。賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時58分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

先ほど議案第112号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合理約の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてと申しましたが、読み間違いをしてしまいました。渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてに訂正と削除いたします。それに対して訂正します。

〔「議長、異議あり」の声あり〕

◇

◎日程第20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（善養寺 孝君） 日程第20、文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、文教厚生常任委員会から会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会からの申出について、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、本件は文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから……

〔「議長、暫時休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前11時1分休憩

午前11時2分再開

◇

◎日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

◎日程第22 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について

◎日程第23 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出について

◎日程第24 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（善養寺 孝君） 先ほどの発言を訂正させていただきます。

日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてから日程第24、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査申出についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、日程第21から日程第24までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、各委員会の所管事務のうち、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、お手元に配付した申出書のとおり、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程第25 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（善養寺 孝君） 日程第25、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

8 番波多野佐和子議員。

〔8番 波多野佐和子君登壇〕

○8番（波多野佐和子君） 令和7年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の議案審議結果を報告いたします。

令和7年10月30日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和7年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催されました。

議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、審議の結果、原案のとおり可決されました。

議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議については、審議の結果、原案のとおり可決されました。

議案第8号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、審議の結果、原案のとおり可決されました。

議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例は、審議の結果、原案のとおり可決されました。

議案第10号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算については、審議の結果、原案のとおり認定されました。

議案第11号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）は、審議の結果、原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

令和7年12月8日、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員、波多野佐和子。

○議長（善養寺 孝君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の報告が終了しました。

本件につきましては、報告のみとさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

午後4時13分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

ここで、須田仁美議員から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

6番須田議員。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 動議を提出したいので、議事進行による発言の許可をお願いいたしました。許可ありがとうございます。

11月28日に議決された中島由美子議員に対する問責決議の形成過程において、各議員証言等をまとめ、調査したところ、正式な手続を経ずに一部議員の主導で進められ、議案内容が全議員に適切に共有されないまま署名や判断が求められた部分がありました。議決には全議員が同じ前提で判断できる適正な手続が不可欠ですが、本件ではその前提が欠けており、議決としての成立要件を満たしておりません。

以上の理由から、問責決議の無効を求める動議を提出します。詳細は用意した動議文に記載しております。動議文の写しの配付をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後4時14分休憩

午後4時31分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（善養寺 孝君） ただいま須田仁美議員から問責決議の無効を求める動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたします。

お諮りいたします。

問責決議の無効を求める動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決いたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 賛成8。賛成多数。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに可決されました。

暫時休憩します。

午後4時32分休憩

午後4時42分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

ここで、申し上げます。本日の会議時間は会議規則第8条第1項で定められた会議内に全ての日程の終了が見込めないため、延長いたします。

暫時休憩します

午後4時43分休憩

午後5時52分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第1 問責決議の無効を求める動議

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第1、問責決議の無効を求める動議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番須田議員。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 本日、問責決議の無効を求める動議ということで、令和7年11月28日の中島由美子議員に対する問責決議について、以下の理由により、無効を求めるものでございます。

当該決議の過程では、議案の起案段階から一部の議員が主導して手続を進め、議案の成立に必要な説明や共有が行われなまま賛成者の署名集めが先行して実施され、複数の議員が十分な説明を受けないまま賛成者として名を連ねる状況が生じておりました。

本来は経緯の説明や賛成確認の中心となるはずの提出者が、この賛成者集めまでの過程に一切関与しておらず、どのような手続で賛成者が集められたかも知らされていなかったことがございました。そのため、提出行為は議案形成の重要な過程から切り離され、手続全体として重大な逸脱が生じておりました。議案内容が正式に確定する前に賛成者が確定していたことは、議事運営上の重大な手続違反または不適切な取扱いに該当する疑いがございます。

議決の手続に重大な瑕疵がある場合、議決自らは正することが求められます。これは議会の自律権の本旨に基づくものでございます。

以上により、当該問責決議の無効を求めるものでございます。

あわせて、中島由美子議員に対する処遇については、改めて全議員で情報を共有し、必要に応じて倫理委員会等を設置し、公正な手続の下で再検討を行うことが望ましいと考えます。

本動議を榛東村議会会議規則第15条に基づき提出するものでございます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

10番、生方勇二議員。

〔10番 生方勇二君発言〕

○10番（生方勇二君） 提案理由の説明の中で、十分な説明を受けないまま賛成者として名を連ねる状況が生じたという説明がございましたけれども、であれば、なぜ賛成者として署名をしたんでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 事実といたしまして、署名を求めたための表紙についているはずの決議文はもともとついていない状態で署名を求められ、その署名した日におきましては、そうですね、名前をどなたかを追及したいわけではないので、私のほうでは差し控えさせていただきますし、どのような思いで署名をしたかどうかについては、それぞれの方々の考えるところであると思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

〔10番 生方勇二君発言〕

○10番（生方勇二君） ということは、もう一度伺いますけれども、内容ができないまま署名をしたということでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） はい、内容を確認せず署名をするということをした方の罪を問うものではなく、内容を確認せずに署名をさせたということが実際起っているということで動議を上げております。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

〔10番 生方勇二君発言〕

○10番（生方勇二君） 本来内容が理解もできずに賛成したということが村民に対して説明ができますか。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 私はこの問責決議には賛成者としても名前を連ねておりません。中身を確認できなければ賛成者となることはできない旨はお伝えした経緯がございます。また、中身を確認せずに署名をするという責よりも、中身を確認しないで署名をさせたほうの責のほうが重いと考えております。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。
4番宮崎議員。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君）
.....
.....
.....
.....
.....
.....

以上です。

〔「質問じゃないんだ」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑。

〔「質疑だよ」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後5時59分休憩

午後5時59分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 今の発言は取消しでお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 今、宮崎議員から発言の取消しを求められましたけれども、皆さん、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） じゃ、発言の取消しを許可いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本動議につきまして、議会運営委員会においては委員会付託を省略することに決定されました。

会議規則第36条第2項の規定により採決を行います。

本動議の委員会付託を省略することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 賛成多数。

よって、本動議は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

1 番新井議員。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） 今回の問責決議の無効を求める動議について、反対の立場で討論をさせていただきます。

議決の手續に重大な瑕疵があると書かれていますが、賛成者として名前を記入されていたとしても、その後、議場において内容を確認をする時間はありましたので、採決の時点で反対をすることは可能であったと思います。今回の問責決議は、議会において既に議決されたもので、過半数以上の賛成により可決されておりますので、今から無効にすることはできないと考えております。

よって、反対させていただきます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに討論ございませんか。

賛成の討論を許可いたします。

4 番。

〔4 番 宮崎法文君発言〕

○4 番（宮崎法文君） さっきちょっと先走っちゃったんですけども、ここで賛成討論をさせていただきます。

須田議員の動議に賛成の立場で討論させていただきますが、さっき言った令和7年11月28日に開催されました令和7年第4回定例会2日目において、追加議案として中島由美子議員に対する問責決議案を提出されました。決議当日の昼休みに個室に呼ばれ、賛成者の欄へ署名を求められましたが、提示されたのは署名欄のある表紙のみであり、問責の内容を確認できる文章は一切示されなかった。このような不透明なかつ不当な手續をしたことは到底できず、署名を拒否しました。

その後、会議に提出された問責決議案を初めて確認したところ、議員の個人の事業を議案として問責する内容であることを知りました。議会が議員の私的事業に対して直接的に指摘を行うことは議会の権限を逸脱し、業務妨害に等しい行為である。議会は個人事業主に対して責任を負う立場にはなく、そのような決議は議会の品位と正当性を著しく損なうものである。

さらに私を含め、個人事業主を含む議員は他にも存在する。もしそのような不当な問責が前提として認められるならば、議会が議員の私的事業を恣意的に攻撃する危険なルールが定着することになる。

それは議会の健全性を根底から揺るがすものであり、断じて容認できないというのが私の賛成意見です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに討論ございませんか。

反対討論を許可いたします。

10番。

〔10番 生方勇二君発言〕

○10番（生方勇二君） 問責決議の無効を求める動議について、反対の立場で討論を行います。

先ほど質疑の中でも申し上げましたが、複数の議員が十分な説明を受けないまま賛成者として名を連ねる状況が生じたというようなことでございますが、これにつきましては、中身を確認した上で賛成することが必要であると思います。

また、問責決議文につきましては、過日の本会議においても先ほどの無効を求める動機と同じように、本会議で提出され、確認の上、可決をされております。よって、これを無効にするということとはできないと思います。

また、このような対応は、村民から榛東村議会の信頼を失う可能性があります。議員は議会の議決の重みを十分認識して対応する必要があると思います。

よって、私はこの動議に反対をいたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（善養寺 孝君） 賛成の討論を許可いたします。

3番柳岡議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 私は本動議に賛成します。

私は決議で賛成をしました。しかし、問責内容と手続とは別と考えています。プロセスに問題があると考えています。私の場合も2人の議員に個室に1人で呼ばれ、本文を見せてもらうことができませんでした。説明を求めたのですが、それは秘密だからということで拒否されています。しかも書面の提出者の欄は空白の状態でありました。その状態で私が賛成の署名を求められたということは、何かしら手順に重大な問題があると考えます。ほかの方も同様であったことが事実だということは、議会の意思形成の土台に関わります。問責は政治的判断であるからこそ、議会はどのような手続で意思決定したかを公正で透明性を担保しなければならないと考えています。疑義を放置したまま問責の賛成、反対以前に、議会そのものへの信頼が損なわれているのだと私は考えています。

本議会は誰を守るためでもなく、誰を責めるためではありません。会議の議決は結論だけではなく、そこに至る手続、プロセスが公正であってこそ村民の信頼が得られるのだと思っております。住民のためにも、疑義が残ったまま決議を維持すれば、今後の議会運営全体の正当性にも影響します。

したがって、本件は一旦整理するためにも、現在検討中の倫理条例を早期につくり上げ、それを基

に議論をし、必要なら適正な手続で改めて扱うべきです。そのため私は本動議に賛成します。

○議長（善養寺 孝君） 反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

問責決議の無効を求める動議を原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 賛成 8。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後 6 時 9 分休憩

午後 7 時 5 9 分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

ここで中島由美子議員から発言の申出がありましたので、許可いたします。

9 番。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 本日の朝、総務課長より、一般質問に対する回答の補足がありました。その中で頂いた会議録の中で若干のそごが生じているように思うので、後刻議長のほうで処置をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 承知しました。

ここで申し上げます。

11月30日、清水健一議員に対する懲罰動議が提出されましたが、本日、12月8日、発議者から動議撤回請求書が提出されました。議長においてこれを許可しましたので、報告いたします。

11月30日、生方勇二議員に対する懲罰動議が提出されましたが、本日、12月8日、発議者から動議撤回請求書が提出されました。議長においてこれを許可しましたので、報告いたします。

11月30日、波多野佐和子議員に対する懲罰動議が提出されましたが、本日、12月8日、発議者から動議撤回請求書が提出されました。議長においてこれを許可しましたので、報告いたします。

11月30日、三俣実議員に対する懲罰動議が提出されましたが、本日、12月8日、発議者から動議撤回請求書が提出されました。議長においてこれを許可しましたので、報告いたします。

11月30日、浅見隆議員に対する懲罰動議が提出されましたが、本日、12月8日、発議者から動議撤回請求書が提出されました。議長においてこれを許可しましたので、報告いたします。

11月30日、一倉靖子議員に対する懲罰動議が提出されましたが、本日、12月8日、発議者から動議

撤回請求書が提出されました。議長においてこれを許可しましたので、報告いたします。

11月30日、新井佐智子議員に対する懲罰動議が提出されましたが、本日、12月8日、発議者から動議撤回請求書が提出されました。議長においてこれを許可しましたので、報告いたします。



◎閉 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和7年第4回榛東村議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後8時3分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 善 養 寺 孝

榛東村議会議員 宮 崎 法 文

榛東村議会議員 浅 見 隆